蒜山原の近代戦争遺跡群

－令和３年度「蒜山原戦争遺跡群」調査報告書－

令和 4 年(2022 年)3 月

岡山県真庭市教育委員会

監　的　哨（蒜山富山根）

特　火　点（蒜山富山根）

八束廠舎倉庫（蒜山上長田、県立勝山高校蒜山校地内）

特　火　点（蒜山富掛田）

蒜山原陸軍演習場の石碑（蒜山下福田）

土　塁（蒜山富山根）

例　　言

1. 本報告書は、令和 3 年 9 月～4 年 3 月に行った、「蒜山原戦争遺跡群」に関する実測調査及び資料調査の成果を記したものである。

2. 本調査は、真庭市教育委員会から委託を受けた、一般社団法人岡山県建築士会の岡山ヘリテージマネージャー機構(以下「ＯＨＭＯ」という)が実施した。

3. 本書に掲載の図面は、ＯＨＭＯのヘリテージマネージャーが担当し、実測により作成した実測図面、及び調査を反映した復元図面を掲載している。

4. 本書に掲載の写真は、別に記したもの以外、実測調査中に担当者が撮影したものの中から、主要なものを記録写真として掲載している。

5. 調査は、ＯＨＭＯに所属するヘリテージマネージャーの資格をもった建築士が担当し、実測、作図、及び報告書の執筆を行った。

凡　　例

1. 構造物図面は一部測量機器を使用したが、多くは巻き尺による実測を行い、主に建築 CAD 作図である。なお、方位は、真北である。

2. 各節の文末には、引用及び参考にした資料と文献を記載した。資料は、主に、防衛省防衛研究所、アジア歴史資料センター、国立国会図書館デジタルコレクションの所蔵資料と個人所有の古写真、絵葉書の資料である。また、文献とは県及び市町村史、一般出版物等を示している。

目　　次

例言・凡例
目次
図版目次

第１章　調査の概要

1. 調査の体制と方法 1
（1） 目的 1
（2） 調査の目的 1
（3） 調査の方法 2
（4） 調査期間 2
2. 調査遺跡の一覧 3

第２章　蒜山原戦争遺跡群の概要

1. 軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）の概要 4
2. 蒜山原演習場の概要 6
3. 歴史年表 11

第３章　戦争遺跡

1. 戦争遺跡群 12
2. 八束廠舎と川上廠舎 12
（1）八束廠舎 12
①倉庫 14
②旧戦車修理工場付兵舎 15
③門柱 17
④貯水槽 17
⑤石碑「廠舎建設記念碑」 19
（2）川上廠舎 19
⑥旧兵舎 A 20
⑦旧兵舎 B 21
⑧壕跡 23
3. 石碑「蒜山原陸軍演習場」 25
4. 特火点（トーチカ） 25
⑩特火点 I 26

⑪特火点Ⅱ 26
5. 監的哨 28
6. 退避壕 29
7. 軍馬補充部大山支部旭川派出部（所） 30
⑭軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）本部跡 32
⑮土塁 33
8. その他 34

第４章　まとめ

1. 戦争遺跡の特徴 .....
2. 活用の現状と課題 .....

戦争遺跡分布図
旭川派出部（所）範囲・土塁図
蒜山原演習場範囲図
昭和 12 年「蒜山原演習場」地形図
演習地形図
米軍航空写真
蒜山原開拓計画平面図
絵葉書 3 葉
古写真 3 葉
記録写真
図　版
関係資料集

図版目次

実測調査図及び復元図

【八束廠舎】

第 1 図　倉庫　既存平面図

第 2 図　倉庫　既存立面図

第 3 図　倉庫　既存断面図

第 4 図　旧戦車修理工場付兵舎　既存平面図・梁伏図

第 5 図　旧戦車修理工場付兵舎　既存立面図

第 6 図　旧戦車修理工場付兵舎　既存矩計図

第 7 図　旧戦車修理工場付兵舎　既存詳細図

第 8 図　旧戦車修理工場付兵舎　復元平面図・南立面図

第 9 図　門柱　既存平面図・立面図　復元平面図・立面図

第 10 図 旧貯水槽　既存平面図・断面図

第 11 図 石碑「廠舎建設記念碑」　平面図・立面図

【川上廠舎】

第 12 図 旧兵舎Ａ　既存平面図

第 13 図 旧兵舎Ａ　既存立面図

第 14 図 旧兵舎Ａ　既存矩計図

第 15 図 旧兵舎Ｂ　既存平面図

第 16 図 旧兵舎Ｂ　既存立面図

第 17 図 旧兵舎Ｂ　既存矩計図

第 18 図 旧兵舎　既存平面図・戦後復元平面図

第 19 図 旧兵舎　復元平面図・立面図

第 20 図 壕跡　平面図・正面立面図・断面図

【演習場内】

第 21 図 石碑「蒜山原陸軍演習場」　平面図・立面図

第 22 図 特火点Ⅰ　既存立面図

第 23 図 特火点Ⅰ　復元平面図・立面図・断面図・詳細図

第 24 図 特火点Ⅱ　既存平面図

第 25 図 特火点Ⅱ　既存屋根スラブ伏図

第 26 図 特火点Ⅱ　既存立面図

第 27 図 特火点Ⅱ　既存平面図・1 面立面図・断面図

第 28 図 特火点Ⅱ　既存平面図・2 面立面図・断面図
第 29 図 特火点Ⅱ　既存平面図・3 面立面図・断面図
第 30 図 特火点Ⅱ　既存平面図・4 面立面図・断面図
第 31 図 特火点Ⅱ　既存平面図・5 面立面図・断面図
第 32 図 特火点Ⅱ　既存平面図・6 面立面図・断面図
第 33 図 特火点Ⅱ　復元平面図・屋根スラブ伏図
第 34 図 特火点Ⅱ　復元立面図
第 35 図 監的哨　既存配置図
第 36 図 監的哨　既存平面図・展開図
第 37 図 監的哨　既存北立面図・断面図
第 38 図 監的哨　復元北立面図
第 39 図 退避壕　既存平面図・断面図
第 40 図 土塁　既存断面図

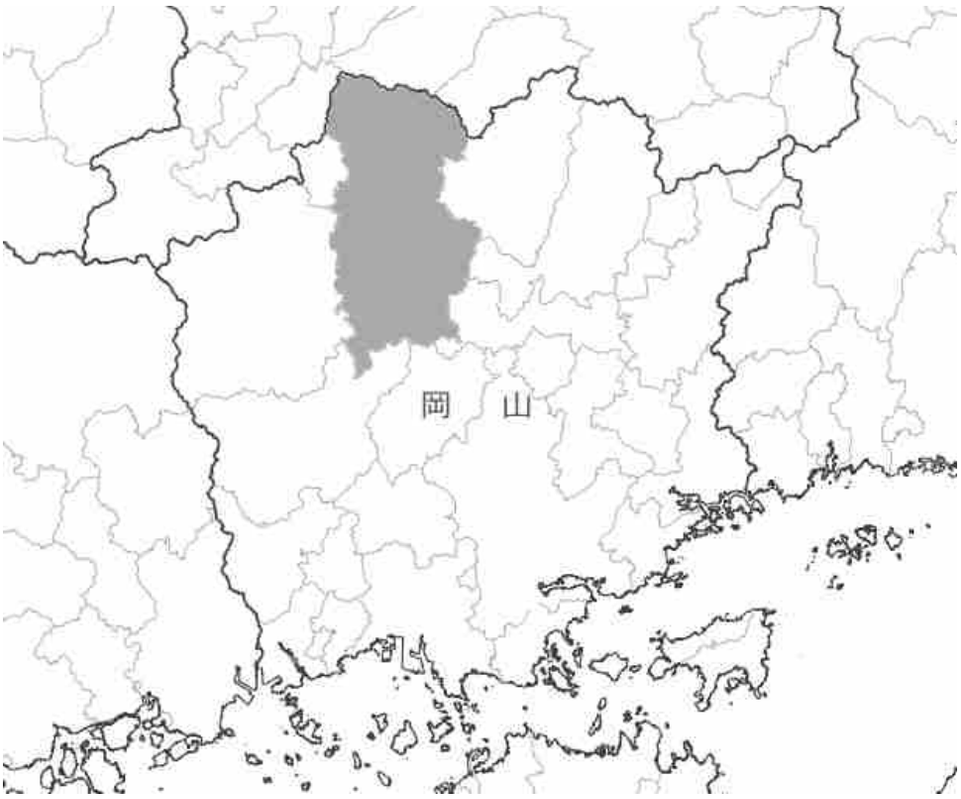

真庭市位置図（国土地理院）

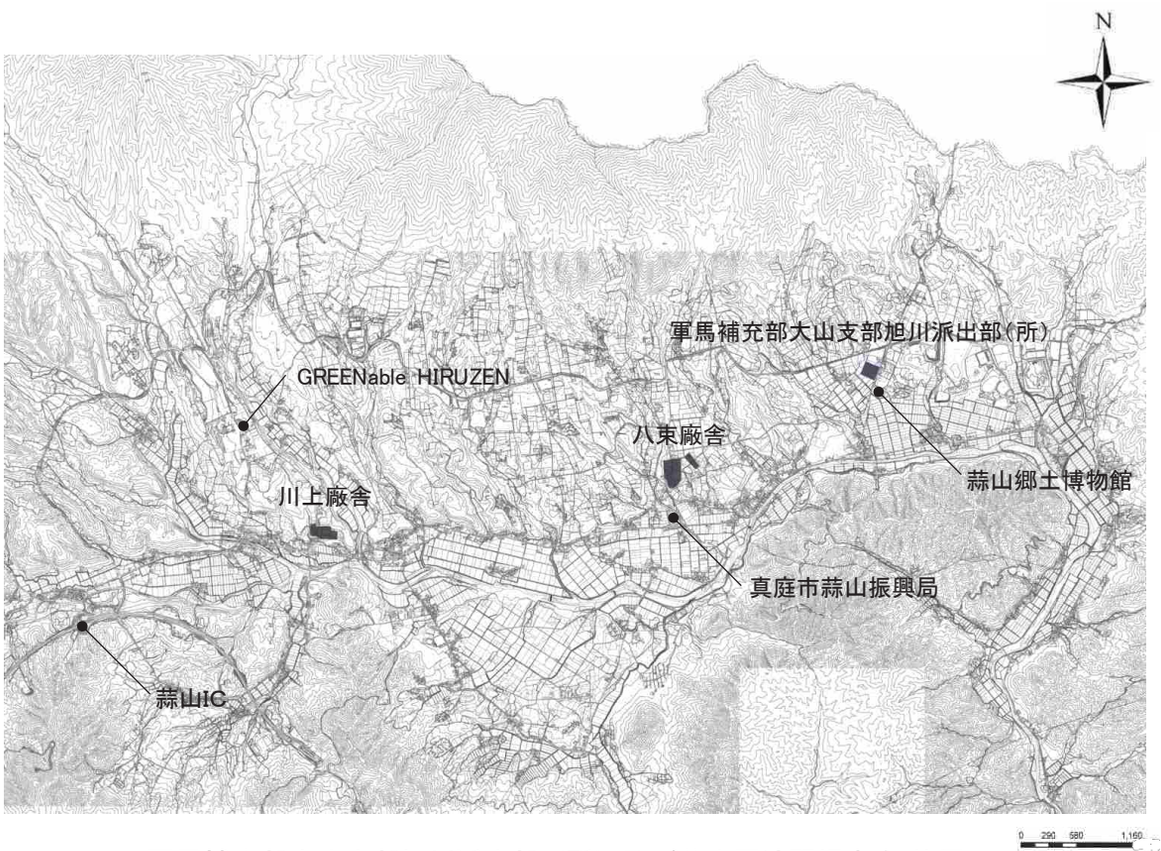

軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）及び蒜山原演習場廠舎 位置

第１章　調査の概要

1.　調査の体制と方法

(1)　調査の内容

「蒜山原戦争遺跡群」とは、真庭市蒜山地域に残る近代の各種戦争遺跡（軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）及び土塁、蒜山演習場等）の総称である。

本調査事業は、戦争遺跡 15 ヶ所を調査対象とし、その全体像と現状を把握・記録するための基礎となる実測及び調査を行い、その詳細な記録を残すことを目的とする。主な調査内容は下記に示し、調査期間中に明らかになった遺跡については、その概要を報告に加えることとする。

1)　「蒜山原戦争遺跡群」にかかる文献等調査
　　関係文献等の収集及び聞き取り等による確認
2)　「蒜山原戦争遺跡群」構成要素の調査及び記録
　　遺跡群に関連する建造物の実測及び痕跡等の調査

(2)　調査の体制

令和3年度蒜山原戦争遺跡群調査は、真庭市教育委員会の指導のもと、一般社団法人岡山県建築士会が実施した。調査の体制は以下のとおりである。調査員は、一般社団法人岡山県建築士会のＯＨＭＯに所属するヘリテージマネージャーの資格をもった建築士を配置している。

事業主体　　真庭市教育委員会
調査所管　　一般社団法人　岡山県建築士会　　会長　塩飽　繁樹
　　岡山ヘリテージマネージャー機構（ＯＨＭＯ）
　　代表　田井　宣俊　　班長　榎本　智
　　調査員（ヘリテージマネージャー）
　　田井　宣俊　　榎本　智　　松山　伸之　　梶原　吾市　　田中　航
　　山口　正志　　有正　典之　　山崎真由美(聞き取り)
　　作図担当
　　榎本　智
　　執筆編集
　　山崎　真由美
　　事務局
　　一般社団法人岡山県建築士会
　　岡山市北区内山下 1-3-19　建築会館 4F
協 力 者　　西　伸介（構造一級建築士／西建築一級建築士事務所）
　　玉田　繁（コンクリート構造物劣化補修専門家／株式会社JTE）

石井　始、猪原千恵、小田　豊、長見健史、多久間稔、林　一郎、前原茂雄、
宮地千尋、山下香織、山本隆史、山本達也、吉原栄作
タカミ不動産有限会社、ひるぜんワイン有限会社、吉森公会堂
岡山県立勝山高校蒜山校地、岡山県立記録資料館、岡山県立図書館
真庭市蒜山振興局、真庭市蒜山郷土博物館、真庭市立図書館

(3)　調査の方法

まず、市担当者と、戦争遺跡に詳しい蒜山郷土博物館館　前原茂雄館長の案内の下、調査対象である遺跡の現地確認を、班長他数名で行った。また、現地調査前には、真庭市蒜山郷土博物館で開催中(令和 3 年 4 年 24 日～11 月 23 日)であった「蒜山原陸軍演習場の全貌―守り、伝え、誓う」を見学し、蒜山原演習場の歴史や調査対象の遺跡群についてのレクチャーを行った。

次に、市の所有地以外の遺跡について所有者を特定し、各所有者へ実測調査についての承諾、及び所有に至った経緯等の聞き取り等を行った。その後、遺跡毎に 1～3 回の実測と痕跡調査で野帳を作成し、汎用CADによる作図を行った。

それを基に、コンクリート構造物について、構造設計一級建築士とコンクリート劣化補修の専門家と共に、見学時の安全性と今後の調査及び修理方針の検討を行った。尚、今回の検討は目視と打音検査によるものである。

史料調査では、真庭市立図書館、岡山県立図書館、岡山県立記録資料館等にて、県史や市史、戦争に関する著作物、蒜山の歴史について資料、古写真等の関連資料から抽出を行った。また、国立国会図書館デジタルコレクション、アジア歴史資料センター、防衛省防衛研究所のウェブサイト等のデジタルアーガイブを利用し、公文書や記録等の情報について積極的に取り入れている。

期間中に、担当者会議を 3 回、実測調査を 10 回実施した。

(4)　調査期間

令和 3 年 8 月 27 日　～　12 月 31 日	実測調査・聞き取り
令和 4 年 1 月 1 日　～　3 月 31 日	作図、現地補充調査、執筆編集

【岡山ヘリテージマネージャー機構(OHMO)とヘリテージマネージャー】

ヘリテージマネージャーとは、地域に残る歴史的価値の高い建造物を、調査、修理、再生、保存、さらには利活用などへの提案ができる専門的技術を備えた地域文化財のリーダーです。OHMO には、専門知識を習得した建築士等が『ヘリテージマネージャー』となって登録されている。

2. 調査遺跡の一覧

第 1 表　調査遺跡一覧

No	遺跡名称	関連施設	所有者	所在地
①	倉庫	八束廠舎	岡山県	蒜山上長田 4-142
②	旧戦車修理工場付兵舎	八束廠舎	個人	蒜山上長田 4-168
③	門柱（東門）	八束廠舎	真庭市	蒜山上長田 4-201、813-108
④	貯水槽	八束廠舎	真庭市	蒜山上長田 19-20
⑤	石碑「廠舎建設記念碑」	八束廠舎	岡山県	蒜山上長田 4-142
⑥	旧兵舎Ａ	川上廠舎	個人	蒜山上福田 890-45
⑦	旧兵舎Ｂ	川上廠舎	個人	蒜山上福田 890-3
⑧	壕跡	川上廠舎	個人	蒜山上福田 865
⑨	石碑「蒜山原陸軍演習場」		真庭市	蒜山下福田 471-53
⑩	特火点Ⅰ		真庭市	蒜山富山根 697-21
⑪	特火点Ⅱ		個人	蒜山富掛田 654-45
⑫	監的硝		個人	蒜山富掛田 655-132
⑬	退避壕		個人	蒜山中福田 957-66
⑭	旭川派出部（所）本部跡	旭川派出部（所）	個人	蒜山上長田 1046-5 他
⑮	土塁	旭川派出部（所）	真庭市	蒜山富山根 694-291

調査遺跡位置図

第 2 章　蒜山原戦争遺跡群の概要

真庭市の北部、蒜山三座（上蒜山、中蒜山、下蒜山）の裾野に広がる蒜山高原は、標高 500～600mにあり、暖冬により積雪は減少しているが、かつては 1mを超える多雪地域で、冬は子供から大人までスキーを楽しみ、夏は避暑地としてキャンプや登山客で賑わい、一年を通して観光地として人気がある。また、豊かな自然環境や美しい景観に恵まれた高原には、カタクリやサクラソウ等の希少植物が自生する草原、天然記念物オオサンショウウオの生息地等がある。その他にも、特産の蒜山大根等の野菜を生産する大規模農場、ジャージー牛の放牧地、良質の珪藻土採石場等、観光、農業、酪農、鉱業に至るまで幅広く、自然との共存共栄で発展してきた土地柄である。

図 2-1　蒜山三座

一方で、戦前は、鳥取県大山町にあった陸軍軍馬補充部大山支部旭川派出部として軍馬の育成が行われ、その後に、日本一の規模をほこる陸軍の大演習場として、戦地に向かう部隊による実戦形式の演習が行われていた場所であった。戦後、広大な演習場は国所有となり、入植者によって開拓が行われ、戦後 70 年を経て、現在の観光地や農地へと変化を遂げてきたのである。

1.　軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）の概要

まず、最初に設置された「軍馬育成場」とはどのような施設であったのだろう。日本の軍馬育成は、明治 7 年（1874）3 月 31 日に軍馬局が設置され、軍馬の調教を行ったのが始まりとされている。同 21 年 3 月 30 日に、騎兵局に軍馬育成所が置かれ、同 24 年 10 月には、鳥取県大山村に青野軍馬育成所大山支所が設置され、同 26 年 5 月に軍馬補充署と改称、同 29 年 5 月に軍馬補充部青野支部大山派出部となり、同 31 年 5 月に大山支部となった。当時、日露戦争の勝利によって、中国大陸での陸上戦において馬が有効な戦力と認識されたことで、軍馬育成はさらに必要性を増していた。

同 31 年、陸軍省が「軍馬補充部条例」（同 29 年公布）に基づき、軍馬補充部青野支部（大山）派出部の牧場用地として蒜山の徳田村外1ヶ村（県村）の 2,075 町 5 反 9 畝 13 歩（町歩＝ha、以下同）の買収が第 4 師団監督部長から陸軍大臣に、次いで同 4 月には 2,182 町7反5畝 28 歩として同大臣から内務大臣に起案されたが、保安林解除の手続き等で延引、翌同 32 年 2 月に当初の面積により決裁となった。（史料 1、19 等）。用地の買収がどのように進んだか不明の点が多いが、最終的には 2,300 町歩に達したとされる。そして買収間もな

図 2-2　軍馬補充部大山支部牧場（絵葉書）

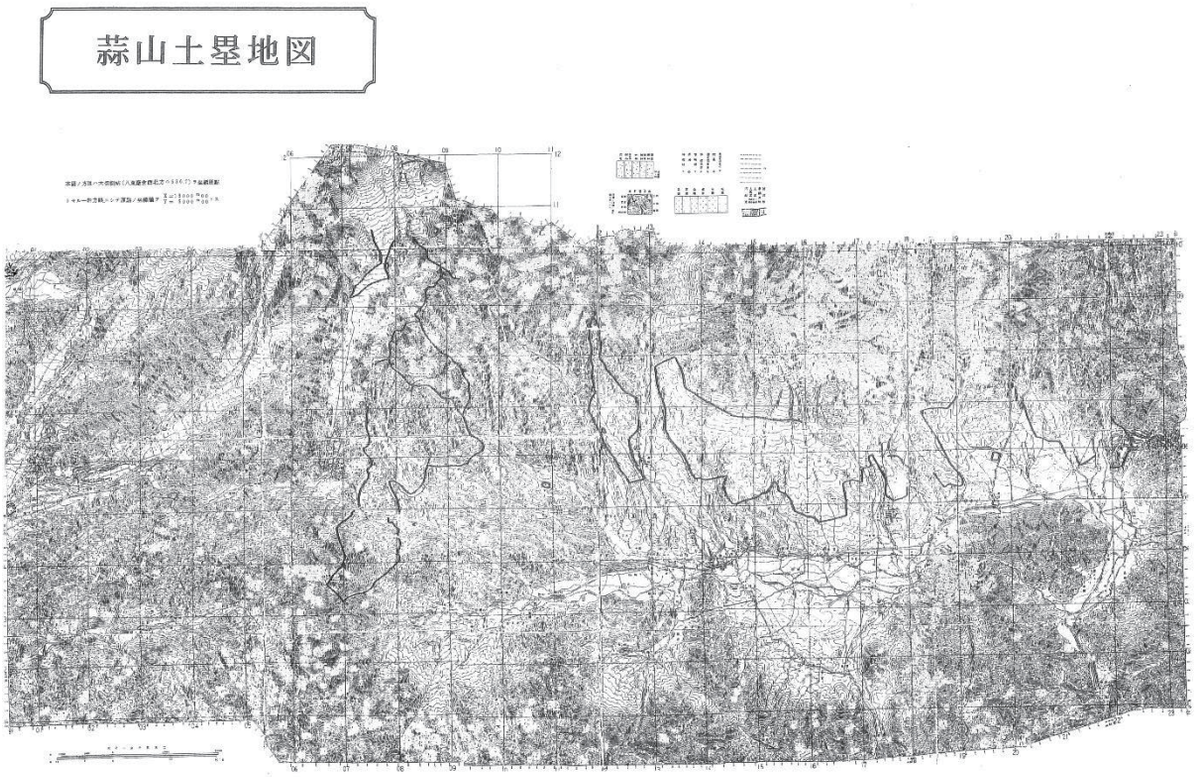

図 2-3　蒜山土塁地図（『蒜山土塁記』、昭和 12 年『蒜山原演習場』地形図の土塁線をなぞったもの）

く、地元民の出役により、1年余りで放牧場の土塁（土塀ともいう）が完成したといい、同 32 年（33 年とも）5 月 23 日に大山支部旭川派出部が置かれたとするものがある（史料 1、『八束村史』、『蒜山土塁記』）。

ただし、陸軍省の資料によれば、大山支部保管の馬匹が増加したため、岡山県真庭郡に派出部を新設することとなり、明治 35 年 7 月に上長田村の民有地 10 町 9 反 4 畝 8 歩の買収が決裁された。次いで9月には、厩舎等、派出部施設の新設工事の着手が決まり、同月、陸軍大臣に派出部の新設が稟申され、翌 10 月に決裁されている。そして 11 月 20 日に施設建築を起工、同 36 年 4 月 1 日に、上長田の仮事務所での事務を開始しており、同年 10 月に 8 棟が完成、同 37 年 2 月には、派出部の馬糧庫外一廉の新設が決裁され、同 37 年 10 月に 4 棟の完成をもって、派出部の施設のおおよそが竣工したと考えられる。総建坪約 800 坪（2,644 ㎡）とある。ここには常時 300 から 400 頭の軍馬が飼育され、各地の部隊に供給されていたと伝わる（史料 3～10、19）。

図 2-4　旭川派出所本部跡（蒜山上長田）
官地と民地境界に植えられたクロマツの並木

大正 2 年（1913）4 月、同一支部内での管理師団を統一するため、旭川派出部は第 10 師団経理部・軍医部・獣医部から第 17 師団へと移管となり、派出部から派出所へ改称となった。当時の記録によれば、「旭川派出部ハ従来百〇四頭ノ保管馬ヲ以テ一派出部ヲ形成シ居リタルモ、其位置タルヤ伯耆美作ノ国境ニ接スル高原ニシテ道路険悪、交通殊

ニ不便ニシテ、諸物資ノ供給ノ如キ多大ノ困難ヲ感シツツアリ(以下省略)」として、当時 104 頭の軍馬を育成していたとある。また、道路や交通が整っていなかった事がわかる。また、規模は校内敷地 2 町、耕作地 50 町、草刈地 694 町、放牧地 2,092 町、計 2,838 町であった(史料 14、15、『新鳥取県史』資料編)。敷地は八束村から川上村へ、両村を東西に伸び、西は県境を越えて鳥取県日野郡にまで及んでいる。県内の放牧場は、川上、中福田、富山根、上長田、下長田の 5 団地に分かれ、夏季輪換放牧が行われた。

しかしながら、軍馬補充部の再編問題によって、旭川派出所は廃止となり、大正6年に大山支部に引き上げとなった。さらに、第一次大戦後の軍縮により、大山支部も同 10 年 3 月に廃止され、4 月 1 日付けで新設された朝鮮咸鏡北道の雄基支部へと移転した。なお、派出所の建物は、八束村役場庁舎の改築や小学校の改修用として、同 13 年に 5,342 円で同村に払い下げられている。(『官報』、『八束村史』、『蒜山土塁記』等)。

放牧場の敷地は陸軍省から大蔵省に返還され、大正 15 年(昭和 2 年 3 月とも)、八束・川上村両に払い下げられた。その一部(4,000 町歩とも)が原辰太郎(岡山県出身。大阪府、合資会社原農場代表者)へと払い下げられて水田 100 町歩を開発したが、昭和 2 年の恐慌に遭い、次いで同 4 年 2 月に大和の山林王、栗山耕作(奈良県大和五條町)に、さらに同9年 5 月大同合資会社 (大阪府大阪市西区)へと所有権が移動、それぞれで開墾が行われたが成功しなかった(「大阪朝日新聞」、史料 28、『八束村史』)。

2. 蒜山原演習場の概要

次に、蒜山に設置された、「陸軍軍事演習場」とはどのような施設であろうか。陸軍経理学校の教科書である、『昭和 12 年改訂 営繕経理教程』によれば、演習場について「常設セラレタル諸兵戦闘ノ演習場、砲兵射撃場、工兵転地架橋演習場等ニシテ陸軍演習規則附表第一ニ掲クルモノヲ謂フ」とある。また、「人口ノ増加産業ノ発達ト共ニ原野荒蕪地ハ漸次開墾セラレテ耕作地ト為リ演習ニ伴フ損害モ亦斟カラス是レ特ニ演習場ノ設置ヲ必要トスル所以ニシテ逐年火器ノ進歩ニ伴ヒ益々大ナル地積ヲ要スルニ至レリ」と記述がある。さらに、諸兵演習場(架橋演習場を除く)の選定については、次の用件に準拠するものとされていた。

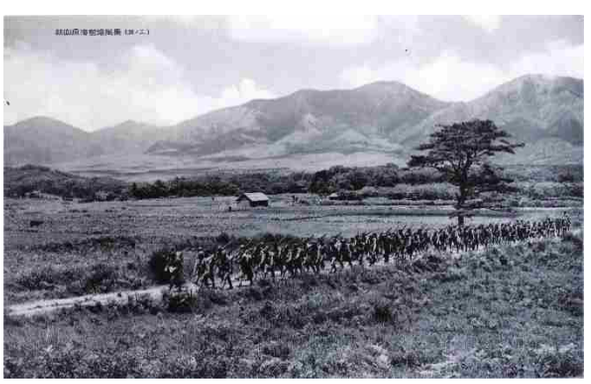

図 2-5 茅部野を行進する陸軍歩兵 (絵葉書)

一、 土地高燥広潤ニシテ各兵種ノ演習ニ必要ナル各種ノ地形ヲ有スルコト
二、 演習場周囲ノ地区ハ流弾ノ危害ナキコト
三、 排水良好ニシテ内部ノ交通便利ナルコト
四、 衛戍地ヨリノ距離甚シク遠隔セサルコト(遠クモ五日行程以上ナラサルコト)
五、 交通機関トノ連絡可成容易ナルコト
六、 附近ニ物資供給ノ豊富ナル住民地ヲ有スルコト

七、 演習廠舎ノ建設ニ適当ナル敷地ヲ有シ良好ナル人馬ノ飲料水ニ富ムコト

八、 演習場地内ハ勿論附近住民地亦健康地帯ナルコト

併せて、将来の拡張を考慮して隣接地に若干の余地を有すること、なるべく多くの諸団体で共同利用できる位置に選定することを要するとしている。このように、広大かつ県境に接した蒜山地域は、演習場とするに格好の地であったことが分かる。

図 2-6 地鎮祭が執り行われた場所へ昭和 12 年に設置された、蒜山原陸軍演習場の石碑（絵葉書）

そして、昭和 10 年(1935)9 月 27 日、蒜山原野を中心に皇族を迎えての第 10 師団秋季演習が行われたことを契機に、東西 16 ㎞、南北 4～8 ㎞、2, 500 万坪(約 8,265 ha)に及ぶ蒜山原への演習場設置が急遽決まった。陸軍は翌 10 月には大同合資会社との協定、11 月 17 日には第 10 師団経理部長と八束・川上両村長による「蒜山原演習場土地買収ニ関スル協定書」及び特約書を取り結んだ。当初計画した面積にはならなかったものの、約 2 ヶ月で八束・川上両村と鳥取県日野郡米沢村(現江府町米沢)の一部にわたる軍用地を確保、11 月 28 日には盛大に地鎮祭を挙行している(史料 20～31、『八束村史』等)。以降、第 4 次にわたる購入・登記が進められる(以下、主に史料 25、32、35、37 による)。なお、第 10 師団経理部では、翌同 11 年 4 月 25 日、八束村に蒜山派出所を設置し、同 12 年 11 月 30 日の閉鎖まで諸事務にあたった(史料 38、47)。

【第1次】 12 月、大同合資会社から元軍馬補充部放牧場の原野(含山林状態・畑開墾地)2,193 町7反 6 歩を購入・登記。

【第2次】 同 11 年 3 月、八束村 92 町 2 畝、川上村 53 町 3 反 1 畝 8 歩、合計 145 町 3 反 3 畝 8 歩の村有地(田・畑・山林・原野)買収の決裁を受ける。ただし、同月の買収・登記は、前者が 80 町 8 反 2 畝 24 歩、後者が 38 町1畝 29 歩である。なお、同年7月の時点での買収地は、第一次と併せて 2,312 町 5 反 4 畝 29 歩である。この頃、実弾射撃圏内にある川上村湯船地区 20 戸が圏外への自主移転を計画と報道されている(史料 40。別に、わずかな補償での強制立ち退きだったとの証言がある〔『岡山の平和教育』) 第 15 号〕)。

【第3次】 昭和 12 年1月の決裁内容は文書を欠き不明であるが、第 2 次購入と併せた八束・川上両村有地と民有地の買収地は、合計 784 町 8 反 2 畝 13 歩とあることから、買収地は 665 町 9 反 7 畝 20 歩と推定される。

【第4次】 昭和 12 年 5 月、廠舎入口通路敷として民有地 4 町 2 畝 23 歩、7月には第4次として、八束村有地 145 町 7 反 4 畝 23 歩の買収について決済を受け、このうち同 13 年 5 月の時点で、146 町 2 反 7 畝 14 歩を買収している。なお、これには山林 2 町歩(東茅部経塚 1536 ノ 3)が含まれており、別途 200 町歩とも報道される茅部野飛行場用地の買収が予定されているが、結果は不明である(史料 34)。

このようにして、蒜山原演習場は完成した。ここまでの陸軍省の史料上での買収合計面積は3,124 町 8 反 3 歩であって、戦後の農林省資料の 5,331 町歩、八束・川上両村の記録にある約5,400 町歩とも大きな開きがある(史料 54、『八束村史』、『川上村史』等)。差分の 2,206 町歩余の大部分が既存の国有地か、昭和 13 年以降に追加購入されたものがあるのか不明であるが、いずれにしても、従来使用されていた日本原(奈義町)250 万坪(826 町歩)、全国最大であった富士演習場 850 万坪(2,810 町歩)を超える、日本一の規模であることは間違いない(史料 28、29 等)。

図 2-7　八束廠舎の兵舎（絵葉書）

さて、用地買収と平行して昭和11年 8 月、八束村上長田で廠舎新築工事が着手された。総工費は20 万円、施工は高原組(津山市)とあり、年内完成の見通しで工事が進められ、同 12 年 3 月には廠舎が竣工している(史料 36、40、41、43、『吉備二千六百年史』)。

ちなみに、演習場の管理体制は、演習場司令官、演習場管理委員、経理部長、兵器部長、演習場主管等から構成されていた(『教程』)。経理は当初、第 10 師団経理部があたったが、同 12 年7月の支那事動員後は留守第 10 師団に、さらに同 15 年7月に編制された第 54 師団へと移行している(「陸軍省大日記」等)。

一般に演習場施設には、「陸軍演習場規定」(史料 52)に基づき、廠舎、倉庫等を設け、使用する共用射撃材料、寝具、陣営具等を備え、必要に応じて飛行機格納庫を設置し、兵器、練習用架橋材料、動的用機関、軽便鉄道、電話、衛生材料、装蹄用器具等が備え付けられることになっていた(『教程』)。廠舎とは、演習場などで宿泊するための簡単な兵舎をいう。蒜山原演習場には、八束廠舎(蒜山上長田)、川上廠舎(蒜山上福田)の二つの廠舎があった。

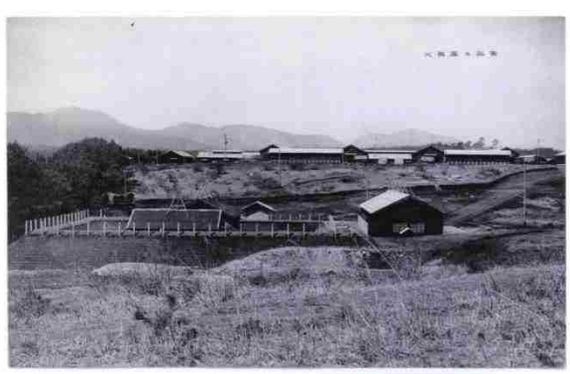

図 2-8　火薬庫と廠舎（絵葉書）

八束廠舎は、先述したたように、昭和 11 年 8 月に起工、年内完成の見通しで工事が進められ、同 12 年 3 月に竣工した。現在の県立勝山高校蒜山校地(蒜山上長田)の敷地を中心に、兵舎 13 棟、厩舎 6 棟、連隊本部の他に、浴場、炊事場、資料置き場など、計 63 棟が建設された。一方の川上廠舎は、八束廠舎から直線で約 4 ㎞西の市立川上小学校(蒜山上福田)周辺にあり、八束より小規模の廠舎であったようだか、詳細は明らかではない。なお、同 11 年 12 月には、演習場新設にあたっての備付被服整備として、廠営人員 3,000 人に対し

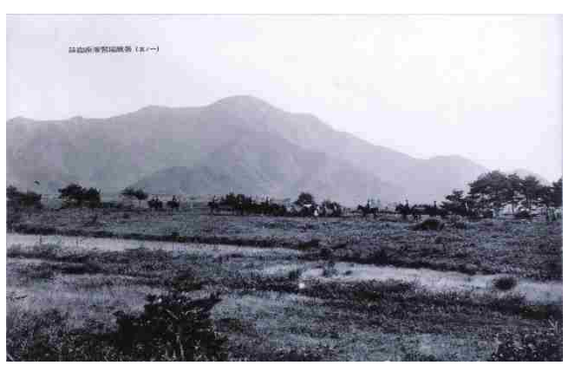

図 2-9　蒜山原演習場風景（絵葉書）

一人 3 箇宛とし合計 9,000 枚の毛布の交付が申請されていることから、最大収容兵数は 3,000 人を想定していたことが分かる(史料 42)。

蒜山の起伏に富む草原が広がる演習場は、実践の舞台である中国大陸に仮想され、集団作戦や最長 16 ㎞をも可能とする大規模な砲兵実弾射撃訓練、戦車等による射撃の連射など、実践的な演習が行われた。使用団隊は、昭和 13 年 8 月の時点で、姫路(歩兵第 39 連隊、野砲兵第 10 連隊等)・加古川(飛行第 13 戦隊、高射砲第3連隊等)・岡山(歩兵第 10 連隊等)・広島(歩兵第 11 連隊、野砲兵第5連隊等)・四国(歩兵第 12 連隊、騎兵第 11 連隊等)の諸団隊、鳥取(歩兵第 40 連隊)・松江(歩兵第 63 連隊)・福山(歩兵第 41 連隊)の各歩兵隊が定められ、同 15 年 7 月以降、12 月時点で新たに久留米戦車隊(戦車第 1 連隊)が加わる。ところが、同 20 年 3 月以降は、西部軍管区内戦車隊のみとなる(「陸軍演習場規則」等)。なお、蒜山原での演習は、判明するだけでも、次のものがある(史料 39、44、50、昭和 12 年『岡山県年鑑』、『湯原町史』後編、『川上村史』、『江府町史』、NHK戦争証言アーカイブス、朝日新聞デジタル等)。数百人規模で、おおよそ1週間から 10 日の期間で交代していたという(『岡山の平和教育』第 15 号)。

【昭和 11 年】 **5 月** 松江第 63 連隊、**5 月 23 日～6 月 6 日** 岡山歩兵第 10 連隊第2期検閲(蒜山原)、**6 月 7 日～27 日** 蒜山原築城交通演習(岡山工兵第 10 連隊。同年秋の新聞記事に、「第 10 師団各部隊の精鋭がいち早く乗り込み廠舎もない原頭の一角にテント張りの仮兵舎を急造して(中略)演習をはじめ」、「茅部野に歩兵一箇連隊を収容し得る仮庁(廠)舎を建築中であったが、いよ〳〵竣工」)、**同年** 関西各師団

【昭和 12 年】 特別騎兵演習(計画。第5師団軽装甲車訓練所、陸軍騎兵学校、野砲兵第 10 連隊、騎兵第5連隊、騎兵第 10 連隊。新聞記事に、「明年四月ごろから新装の廠舎へは各地の砲兵隊部隊が続々繰り込んで実弾射撃の腕を磨くことになつている」)
7月上旬 岡山歩兵第 10 連隊、**11 月上旬** 岡山野砲兵第 10 連隊

【昭和 13 年】 **7月中～下旬** 姫路野砲兵一個大隊、**同年** 演習(軍用機が茅部野着陸)

【昭和 14 年】 **7 月 15 日～20 日** 松江歩兵 63 連隊補充隊訓練(江尾駅から炎天下の行軍で死者発生) **11 月上旬** 松江第 163 連隊第一検閲(北支出兵)

【昭和 15 年】 **10 月 10 日～20 日** 第 54 師団演習(岡山歩兵第 154 連隊等)

【昭和 17 年】 **7 月中旬** 中部第 33 部隊、**8 月中旬** 中部第 63 部隊、**8 月中旬** 中部第 33 部隊

【昭和 18 年】 **4 月 6 日～5 月8日** 第 54 師団動員下令により岡山歩兵第 154 連隊が野営(第 3 大隊は日本原)、侍命間の中隊教練・戦闘射撃を教育。5 月 6 日には蒜山原頭で出陣式を挙行。その後、第 3 機関銃中隊を残し出征。

【昭和 19 年】 **8 月 19 日** 北部五ヶ村郷軍総蹶起大会

【昭和 20 年】 **6 月～終戦** 陸軍航空通信学校分校(兵庫県加古川市)授業及び飛行場建設作業(証言) **6 月頃～9 月 11 日** 第 59 軍第 230 師団歩兵第 319 連隊(総武 27693、川上村駐留)、同師団迫撃砲隊(総武 27096、八束村駐留)、中部地区防衛作戦。

廠舎の完成後も演習設備の整備が続けられる。昭和 14 年 9 月には、動的牽引設備(射撃標的を動かすための牽引設備)工事が、同 15 年 8 月には、演習場に訓練施設として演射架の設置工事が

承認されており、特に前者には、その予算不足について「演習場射撃場及架橋場其他整備費建築費」として別途増額するとあることから、この前後に各種施設の整備も進められていたことが窺われる（史料 49、51）。また、演習場内には、後掲する〔図 3-59〕に見られるような、高層の観測台が設置されている（『よみがえる蒜山の原風景』）。飛行場も、先に見た東茅部経塚の買収予定地を指すか不明であるが、当時の新聞記事にも「同演習場は飛行場としてそのまゝ使用が出来、重爆撃機でさへ離陸し得るものと見られ、飛行場附きの演習場は全国唯一のもの」となる模様だとある（史料 28）。

演習場は、昭和 20 年の終戦後、元陸軍用地として国が接収した。同 10 年の軍用地買収時に地元とかわした協定書には、演習場廃止後は地元民へ買収価格内で土地を買い戻すことができる特約を付け、同意を取り付けていたが、その約束は守られなかった。大蔵省普通財産となった 5,331 町歩のうち八束・川上村にわたる蒜山原・茅部野の 2,200 町歩が開拓地として農林省に移管となり、入植者に払い下げられ開拓が行われた。また、川上村の 364 haが文部省に移管され、鳥取大学演習林となっている。残る国有地については、川上村が大規模草地事業の用途で、同 39 年に 430 ha、同 47 年に 316 haの払い下げを受け、現在に至っている（史料 54、『八束村史』、『川上村史』等）。

また、廠舎の建物は入植者の住宅や学校校舎等へ転用又は移築された。その多くは解体されたようだが、一部は吉森公会堂〔図 2-11〕や倉庫、住宅の一部〔図 2-12〕として現在も使用されている。

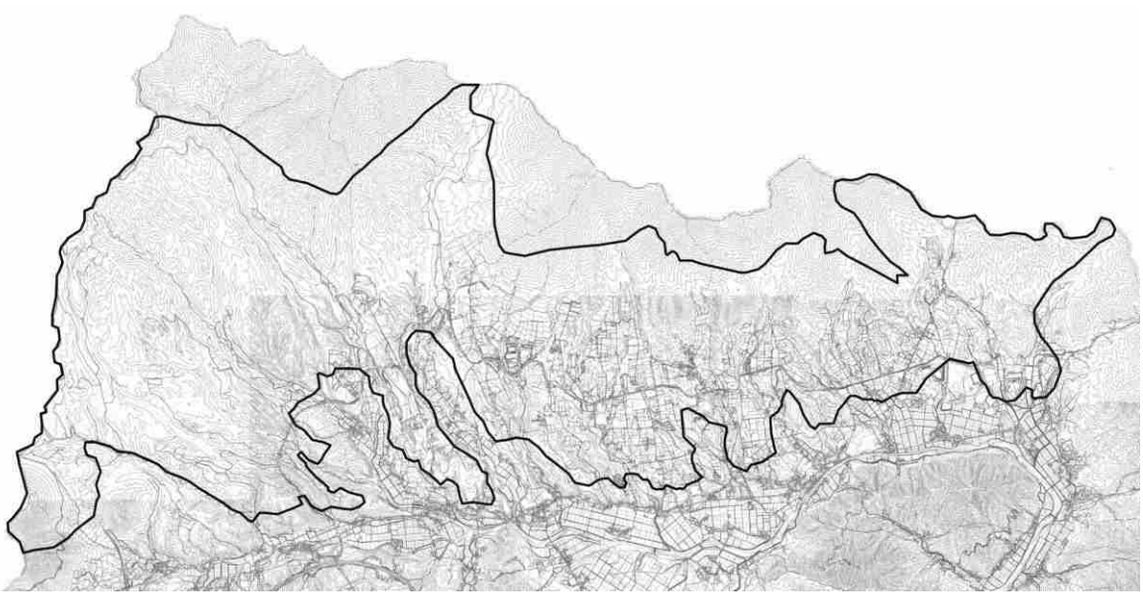

図 2-10　昭和 24 年の蒜山原開拓計画平面図にある蒜山原演習場の範囲（都市計画図に一部加筆）

図 2-11　吉森公会堂（蒜山上長田）

図 2-12　兵舎から転用の住宅（蒜山上福田）

3.　歴史年表

蒜山地区に、軍馬補充部大山支部旭川派出所ができるきっかけとなった、明治 27･28 年の日露戦争から、戦後開拓団の入植が行われた昭和 20～22 年頃までの変遷は次表のようになる。

蒜山原演習場の変遷

和暦（西暦）	日本の歴史	蒜山の変遷
明治 24（1891）		鳥取県大山町に青野軍馬育成場大山支所を設置。
明治 28（1895）	日露戦争の勝利	
明治 31（1898）		陸軍省が川上・八束村の 2,300 haの原野を買収。
明治 32（1899）		軍馬補充部大山支部と改称。この年5月、陸軍軍馬補充部大山支部旭川派出部を設置という（33 年とも）。
明治 35（1902）	馬政局が陸軍省から農商務省へ移管	軍馬補充部大山支部旭川派出部施設の建設に着工（同 37 年度に完成）。八束村・川上村の誕生。
大正 2（1913）		旭川派出部が第 10 師団から第 17 師団に移管。派出所と改称。
大正 3（1914）	第一次世界大戦参戦	
大正 6（1917）		旭川派出所が大山支部に引き上げられる。
大正 7（1918）	第一次世界大戦終結	
大正 10（1921）		軍馬補充部大山支部が朝鮮の雄基へ移転、廃止される。
昭和 5（1930）	昭和恐慌	
昭和 6（1931）	満州事変	
昭和 9（1932）	室戸台風	台風水害。
昭和 10（1935）		9 月、蒜山で行われた軍事大演習を契機として、演習場設置を決定。用地買収の協定を結び、11月、地鎮祭を挙行。6.5mの道路拡張（戦車道）。
昭和 11（1936）		8月、蒜山原演習場八束廠舎着工。
昭和 12（1937）	日中戦争	3月、八束廠舎完成。
同年以降		川上廠舎完成。
昭和 16（1941）	太平洋戦争開戦	
昭和 19（1944）		富山根大火。大栃叫付近（大石）に B29 が焼夷弾を投下。
昭和 20(1945)	6月、岡山空襲 8 月、終戦	12 月、開拓者第一陣が、残存していた旧陸軍演習場廠舎に入居、2mに近い積雪の中で越冬。入植の開始。
昭和 23(1948)		蒜山原開拓農業協同組合の設立。
昭和 27（1952）		警察予備隊（自衛隊）進出の動き、開拓農協を中心に阻止。
昭和 38（1963）		蒜山地域が大山隠岐国立公園へ追加指定。

第 3 章　戦争遺跡

1.　戦争遺跡群

旧川上村・八束村に跨がる蒜山高原には、本調査の対象である、軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）と蒜山原演習場時代の痕跡であるコンクリート製の構造物、木造の兵舎等、複数の戦争遺跡が確認されている。旭川派出所時代の土塁の一部は、鳥取県東部にまで及んでいる。長年の風化や開墾、造成等で見分けが付かなったものが多くあるなかで、今回の調査では、現存している土塁が確認されている。

図 3-1「蒜山原演習場地図」（個人蔵、騎兵第十一連隊印刷）

後述する八束・川上廠舎跡に残っている建造物は、現存する建物が 4 棟、八束廠舎の 1 棟は敷地内に移築されている。調査対象以外にも移築・活用されている事例を数棟確認し、内 2 棟を加えた。移転の経緯について知る人も既に他界しており、所有者でも詳細は知らない場合が多い。

演習に使用された特火点と監的硝については、どれもコンクリート製の構造物で、3 ヶ所現存している。1 ヶ所は市の所有地、他の 2 ヶ所は個人の所有地にある。個人所有地の 2 ヶ所の内、監的哨は道路に面しているが、特火点は道路から離れた原野の中にあってアクセスが難しい。

壕は、地下に作られた退避壕と、山の斜面から横に伸びる壕（防空壕）の 2 ヶ所がある。退避壕は丘の上の松林の中にあり位置が分かりにくい。もう 1 ヶ所の壕は川上廠舎の外れにあり、現在は地元ワイナリーが貯蔵庫として利用している。

蒜山地域には、戦後の植林による防風林が確認できるが、八束廠舎の南側に伸びる防風林は、施設の目隠しのために当初は植えられたものと言われている。一方、蒜山下福田では、土塁の土地を村が所有し、防風林へと転用したと考えられる土塁跡が残っている。

2.　八束廠舎と川上廠舎

廠舎跡は、八束村にあった八束廠舎（蒜山上長田）と、川上村にあった川上廠舎（蒜山上福田）の 2 ヶ所である。前者が主要施設であり、後者は演習場が広大であるために造られた補助的な施設の可能性があるとのことである（前原館長による）。

（1）　八束廠舎

昭和 10 年（1935）11 月 28 日、蒜山原演習場の地鎮祭が挙行されたが、軍用地の買収が進み、八束廠舎の本格的な工事が始まったのは、翌同 11 年 8 月のことである。総工費は約 20 万円、施工

は高原組(津山市)で、地元 3 村及び鳥取県からの人夫 200 人が毎日昼夜兼行で作業中とある。

図 3-2 昭和 27 年頃の蒜山高校校舎(『八束村史』)

廠舎は、現在の県立勝山高校蒜山校地の敷地周辺に設定され、兵舎 13 棟、厩舎6棟、連隊本部1棟、その他浴場、炊事場、蹄鉄・馬糧その他歩兵一個連隊と野砲兵一個連隊に相当する馬匹その他収容の諸施設、合計 63 棟、総建坪 3,500 坪が年末までに竣工見込みとされている。特に医務室と休養室は、他の演習場にない完備した近代的設備が施されるとある。廠舎は、年内完成の見通しで工事が進められていたが、同 12 年 3 月に廠舎建築が竣工した(史料 40、41、43、『吉備二千六百年史』)。

上記の新聞記事をはじめ、昭和 12 年に作成された「蒜山原演習場」地形図、及び古絵葉書、現地踏査などによれば、廠舎の全体像は次のように考えられる。

図 3-3 廠舎正門(絵葉書)

目隠しの防風林に囲まれた廠舎敷地の東側からの通路に正門が構えられ、左手に衛兵所(〔図 3-3〕の建物に表示札あり)があった。その正面には記念碑(現存、後述)が立ち、その奥には演習時に使用される連隊本部、さらに敷地内に兵舎 13 棟と、敷地東側に付属する厠(便所)5 棟が立ち並んでいた。正門東側には、演習場主管事務所があったとされる。演習場主管は一般に、予後備役将校同相当官准士官をもって嘱託し、雇員・傭人を指揮して、備附兵器物品及び各団隊の委託諸材料の監守・授受、修理の取り扱い等、土地・建造物の監守を任じられていた(『教程』)。蒜山演習場の定員は、主管 1 名、雇員 2 名、傭人に定員はなく、予算内での裁量が任されていた(史料 16)。ただし、積雪期に演習場は利用がなく、住み込みの管理人夫婦が管理していたという。また、地形図で事務所の区画に表現されている 5、6 棟の建物が、浴場、炊事場や、洗濯場、乾燥場等に比定され、兵士にパンや饅頭を売っていたという酒保もこの一角にあったとみられる(『岡山の平和教育』第 15 号)。さらに、廠舎北方の後背高台には、人馬の廠舎生活を賄う大型の貯水施設が存在した(後述)。

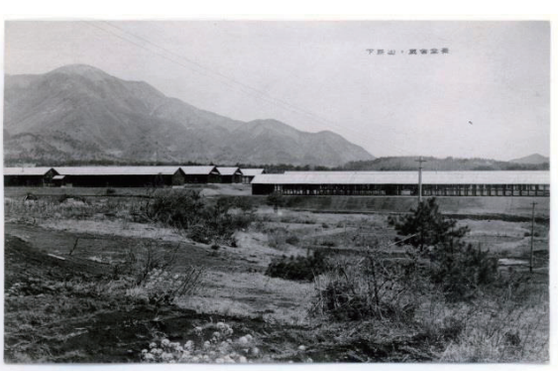

図 3-4 下蒜山と厩舎全景(絵葉書)

その他、地形図や絵葉書によれば、兵舎や事務所敷地の東方、浅い谷で隔たった敷地に、一群の厩舎建築があり、新聞記事にも、「蹄鉄・馬糧その他歩兵一個連隊と野砲兵一個連隊に相当する馬匹その他収容の諸施設」とある。その南下方に土塁で囲まれた火薬庫が設置されていた。

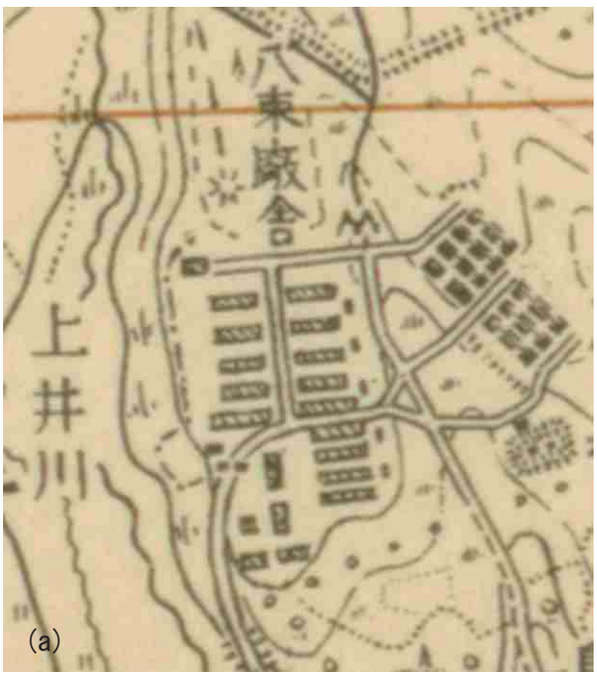

図 3-5　八束廠舎比較地図

(a)：昭和 12 年「蒜山原演習場」地形図（大日本帝国陸地測量部　1937.6.25）
(b)：昭和 23 年の米軍写真（国土地理院）
(c)：現県立勝山高校蒜山校地周辺（都市計画図に一部加筆）

① 倉庫

蒜山校地西側にあるグラウンドには、移築された木造平屋建の廠舎建物があり、現在は体育器具庫として使用されている。奥行 3.52m×桁行 12m、小窓のみで暗く、戦前も用途は倉庫等であったと推測される。

屋根は切妻、屋根材は金属波板葺で葺き替えられ、床は土間コンクリートを打ち増している。外

図 3-6　倉庫西面

壁は下見板張で、上部の板材は当初材か移築時の材のようだが、下部は張り替えている。小屋組はトラス、軒桁の隅には火打梁が入るが、移築の際に取り除いたものは仕口の跡のみ残る。筋かいや貫材も丁寧に入れられており、簡易とは言い難い。

関係者の話によれば、以前はもっと北側へ長かったが、一部を壊して現在の大きさとなったそうである。その場所には新しい建物が建っているため、痕跡がなく、元の規模は不明。移築前の場所も特定に至っていない。

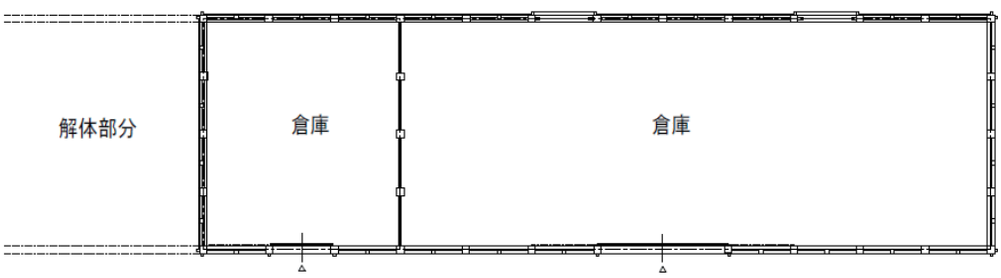

図 3-7　倉庫の既存平面図

②　旧戦車修理工場付兵舎

蒜山校地の北側にある建物は、大きさが梁間（短辺）7m×桁行（長辺）21m、木造平屋建、南向きに建てられた戦車修理工場付兵舎で、西側は住居用の兵舎となっている。現在は、東側の一部を解体して 9m短くなっているが、最初は桁行 30mの長い建造物であったようだ。

図 3-8　建物西面

図 3-9　当初材の波板トタン葺の屋根

外観については、切妻の屋根は金属波板葺で、古い波板と、戦後の波板、近年のカラー波板の3種類が葺かれている。最も古い波板は、波のピッチが 80mm程あるので、鉄板大波タイプ 76 波（76 mm）に近いが、長年の腐食で変形が激しいため、規格の確定は難しいが、聞き取りからも戦前の当初材であることは間違いない。外壁は張り替られており、窓の高さもバラバラで、かなり修繕が加えられているようである。

解体した部分の外周には、基礎の痕跡が残る。また、基礎とは別に、内寸が巾 1.05m×奥行 4m のコンクリートの枠跡が基礎の内側に残っており、タンクと呼ばれた日本製の小型戦車用のピットだということである〔図 3-10〕。この建物は、廠舎が完成した昭和 12 年の地形図〔図 3-5(a)〕には書かれ

ていないが、同 23 年の米軍写真〔同図(b)〕には建物がある。北隣の住民によると、庭に戦車道の一部が残っているとの話から、同 12 年以後に、北側へ戦車関係施設を拡張していったと考えられる。

図 3-10　日本製小型戦車タンク（絵葉書）

聞き取りした現所有者は、戦後この地に入植した八束村民で、入植当時は西側を住居、東側の旧修理工場の部分では牛を飼っていた。その後住居を移したので、現在は物置や倉庫として使用している。昭和期に改修を行ったため、出入口が北向きとなっているが、当初は南側中央付近に玄関があり、玄関を入って奥に川石を積んだ丸い囲炉裏があった。亡父の話では、中央から東西に 1 本まっすぐな廊下があり、南北に小部屋が並んでいたという。現在はリフォームのため住居部の間取りはよくわからないが、聞き取り等から、4 畳半の部屋が北と南に 4 部屋ずつあり、中央に半間の廊下を通し、南側の 1 部屋が囲炉裏のある玄関であったとの推定復原が可能である〔図 3-12〕。

図 3-11　小屋組のトラス

ちなみに、屋根の波板は豪雪地帯の蒜山ではポピュラーな建築材料の一つであるが、最初に実測したこの建物の屋根が、珍しい鉄板大波タイプの波板葺であったため、後に廠舎建築調査の手がかりとなった〔図 3-9〕。

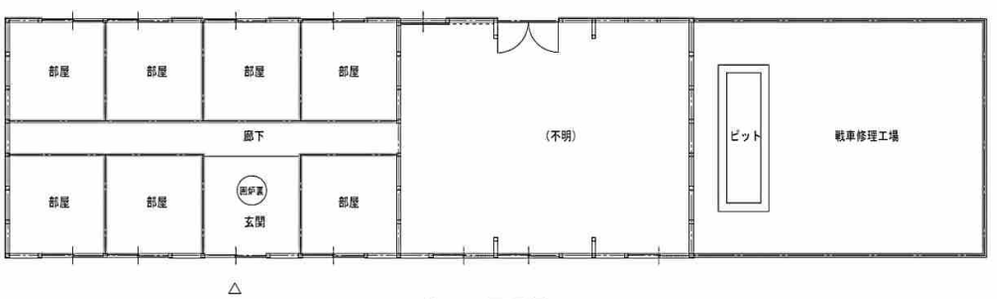

復元　平面図

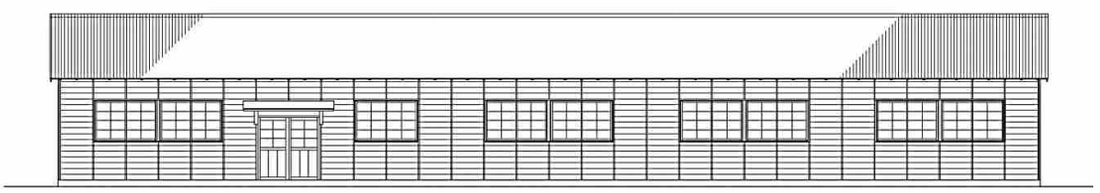

復元　南立面図

図 3-12　復原平面図・立面図

③　門柱（東門）

八束廠舎には、正門と東門がある。現存する門柱は、東門の1本のみで、蒜山校地南東の道路横にある。表面に川石を積み上げたコンクリート製で直方体の形をしており、道路側に門扉を取り付ける金物の一部が上下 2 ヵ所に残っている。

北に向かって右側の門柱は上部が解体撤去され、台座部分のみがあり、これにも鉄製の金物一部が残っている。左側はそのまま残っているが、頭に樹木が根を下ろしている。蒜山校地の生徒が定期的に清掃活動をおこなっている。

図 3-13　東門の門柱

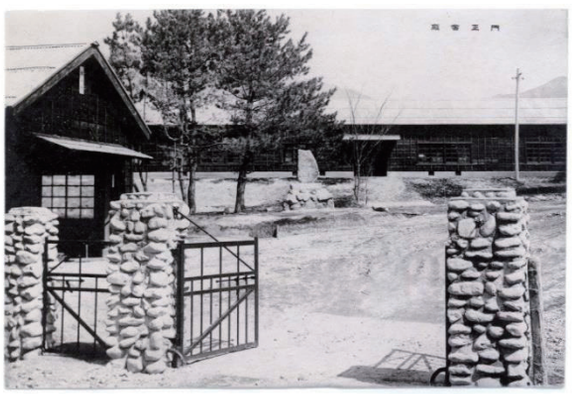

図 3-14　廠舎正門（絵葉書）

現在、正門は撤去されているが、蒜山校地南側の道路上にあったことが、絵葉書〔図 3-14〕から分かる。この絵葉書には、現存する⑤石碑「廠舎建設記念碑」が写り込んでいる。

門柱は、東門と同じ形状をしており、間に鉄製の門扉を吊り込んでいる。東門が正門と同じように 3 本の門柱を持つものであったか、2 本であったかは定かではないが、門柱間は 5m以上あり、正門と同じであった可能性もある。

図 3-15　南側からみた蒜山校地

また、廠舎は高台に位置するため、敷地の南側に沿って、目隠し用の樹木が植えられている〔図 3-5(b)、3-15〕。

④　貯水槽

昭和 11 年8月に着工した八束廠舎の新築工事に関する新聞記事中に、「中蒜山の麓に水源地を求めてそこから約一キロの廠舎まで一個連隊の人馬を養ふに必要な水を導水することになつてゐる」とある(史料 40)。

〔図 3-5(a)〕の演習場地形図には、八束廠舎の北側に高まりを示す地図記号が入っており、調査開始時点では、現在北へと伸びる道路横に設置さ

図 3-16　貯水槽

れたコンクリート製の貯水槽が該当すると考えられていた。

現況では、道路脇の高さ 1.5mの法面の上にコンクリート製の水槽が残っている。現在は使用されていないが、蒜山校地の生徒が周辺の清掃活動を行っている。

図 3-17　ボールタップ金物

貯水槽は、蓋の無い3つの水槽と、中に仕切りがある蓋付の2つの水槽、計5つの水槽がある。壁には水量を調節するボールタップ金物の一部が残っており、製造元の株式会社朝日製作所(大阪市)に問い合わせたところ、30 年以上前の製品ということしか分からないとのことであった〔図 3-17〕。金物や仕上げの状況から検討した結果、この貯水槽は戦前のものではなく、おそらく 1970 年代頃に造られた旧八束村の施設との結論に至った。

その後、地域への聞き取りにより、子供頃に古い貯水槽を見たとの話を得て、雪が解けるのを待って周辺を踏査したところ、南に隣接したクマザサに埋もれた、直円柱型のコンクリート製の貯水槽が発見された。内部は、深さが 3.1m×直径は 4～5m程ある。水槽の周囲を土で埋めドーム状とし、上部は現しとなっている。そこに点検口が一ヶ所あり、その上をコンクリートブロック積で屋根のついた小さな箱状構造物で囲っている〔図 3-18〕。構造物の北面のみ開放されているが、これは後に施工されたもののようである。この箱状構造物は、足元が凍害で劣化している。タンク底までの鉄製ハシゴがあり、タンク下部に送水か給水のための鋼管が目視できる。

図 3-18　古い貯水槽上部の箱状構造物

この貯水槽は、先に調査を行った貯水槽よりも古く、地域住民から得た情報にも符合する。従って、これが八束廠舎の整備施設であることはほぼ明らかで、〔図 3-19〕はそのイメージ図である。

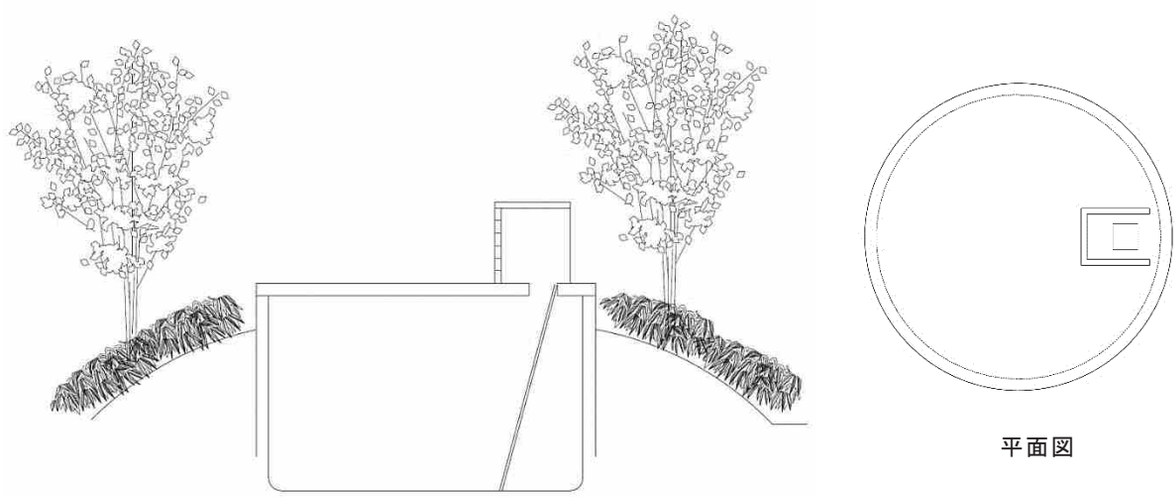

平面図

図 3-19　　左：八束廠舎の貯水槽（イメージ図）　右：平面図

⑤　石碑「廠舎建設記念碑」

蒜山校地の職員宿舎前にある駐車場にある石碑で、先に紹介した戦前絵葉書〔図 3-14〕にも同じ場所で写っている。台座を含めると高さが 1.8mあり、自然石の表側に「廠舎　建設記念碑」、裏側に「昭和十二年三月建立　第十師団長松浦淳六郎著石工米倉多吉」と陰刻する。これによれば石碑は、廠舎の完成記念に建立されたもので、題字は当時の第 10 師団長、松浦淳六郎が揮毫したことが分かる。

図 3-20　表側

裏側

石工の米倉多吉は、地元蒜山西茅部の郷原集落の住民で、同家は、文久 3 年（1863）11 月、茅部神社石鳥居建立に際し、倉吉から招請され、建立後そのまま蒜山に土着したとのことである（『川上村史』）。

(1)　川上廠舎

川上廠舎の建築経緯については、現時点で「陸軍省大日記」などの関係記録でも確認できなかった。昭和 12 年の「蒜山原演習場」地形図には、現在知られる廠舎跡よりも 400mほど北側に、「川上廠舎」の表示があり、少なくとも長い建物が 1 棟と附属棟らしき 1 棟が確認できる〔図 3-23(a)〕。

同地形図と、昭和 23 年の米軍が撮影した航空写真〔図 3-23(b)〕とを比較してみると、終戦までの 8 年の間に南側の丘陵突端が大きく造成され、兵舎等の建築が行われたことが確認できる。現在の川上小学校の校地内に、大きな建物が 6 棟見え、中規模から小規模までの建物が複数確認でき

図 3-21　西側の建物　運動会（富国写真館旧蔵）

図 3-22　同左

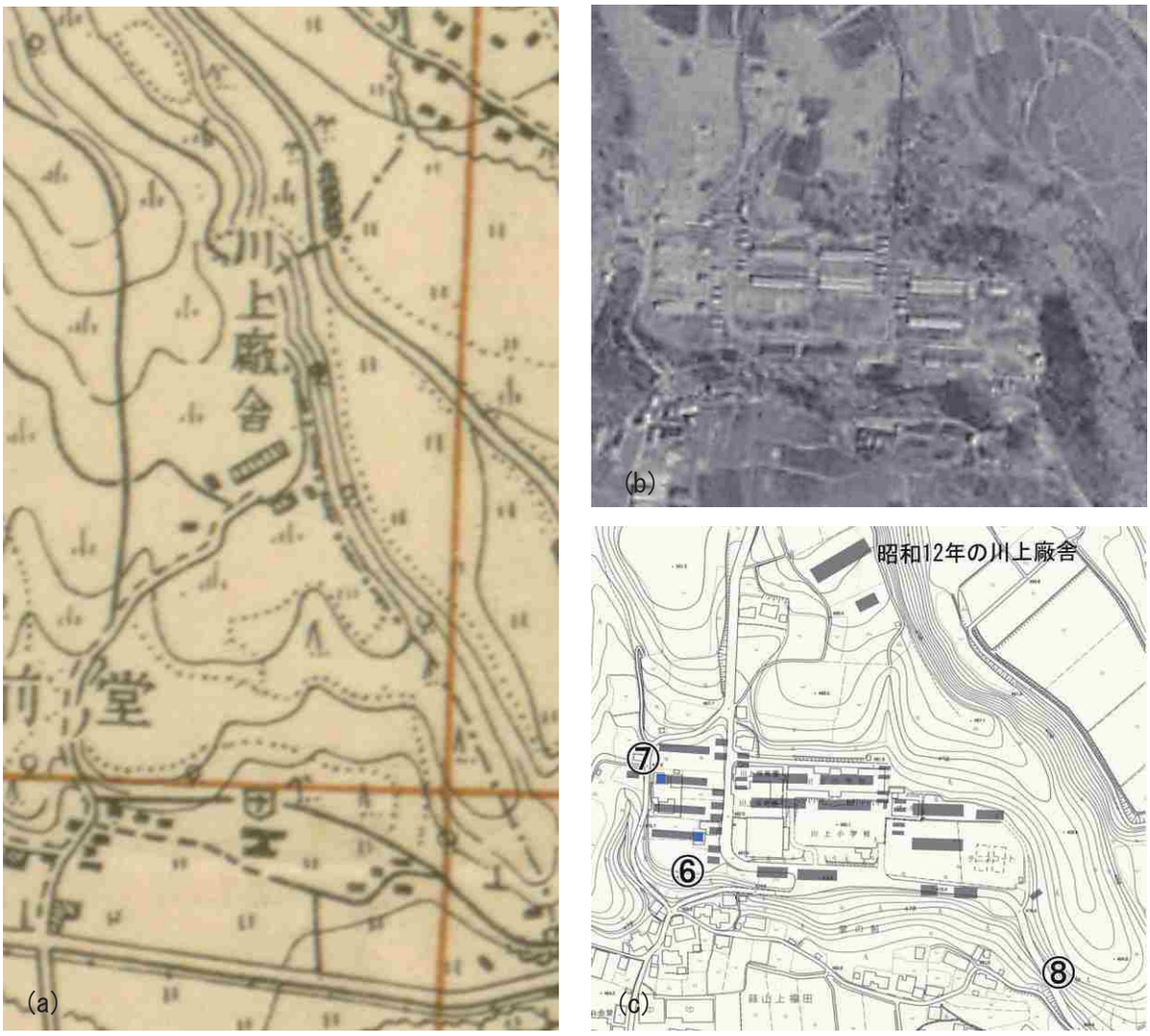

図 3-23　川上廠舎新古比較地図　　(a)：戦前の八束廠舎（「蒜山原演習場」地形図　大日本帝国陸地測量部 1937.6.25）　　(b)：昭和 23 年の米軍写真（国土地理院）　　(c)：現真庭市立川上小学校周辺（都市計画図に一部加筆）

る。戦後、昭和 21 年 4 月、川上村青年学校が建物を改修して校舎として使用し、次に昭和 22 年 4 月 1 日に開校した川上村立川上中学校が使用した。道路を隔てて西側にあった兵舎は入植者の住居となり、改修されているが、⑥と⑦の兵舎 2 棟が現存している。

⑥　旧兵舎Ａ

旧兵舎 A は、廠舎の西側にある木造平屋建の小規模な建物で、東の妻側に玄関があり、北側へ土間、南側へ板の間 2 部屋を置いている。旧兵舎の周囲三方に車庫や通路用として屋根付の簡易な増築をしているため、一見旧兵舎とはわからない。旧兵舎部分は、梁間 7m×桁行 7.2mあり、構造等に古い造りを残している〔図 3-25〕。所有者はその後、敷地内に住まいを新築し、建物は物置や倉庫として使っていたが、現在は空き家となっている。

屋根は切妻で、屋根材の金属波板は葺き替えられているが、外壁の下見板張は古い板材で、その上から押縁を 1m間隔で打っている。内部をみると、板の間の床壁天井は全て板張、開口部には

図 3-24　外観

3-25　小屋組のトラス

引違いの木製ガラス窓が入っている。土間の天井は無く、煤けたトラスが確認できた。トラスは丸太やその半割材等の簡素な材量で組まれており、八束廠舎の①倉庫と比べても劣り、建築当時は簡易な建物だったことが推測される。

この建物から西側畑地には、コンクリート製の基礎が建物に平行して続き、所々に土台を固定するための鉄製のアンカーが残る。途中基礎が取り除かれている部分もあるが、建物の幅と平行に約 40m延び、現存する旧兵舎を含めると全長 47m程の長い建物となる。少なくとも西側は、基礎が 2 本から 4 本に増えていることから、間仕切壁で仕切った部屋があったと考えられる。全体の中央には、小さな長方形のコンクリート枠が 2 ヶ所あり、他の演習場廠舎等の事例から、ストーブを置くないし炭火を焚くための穴の跡と思われる。

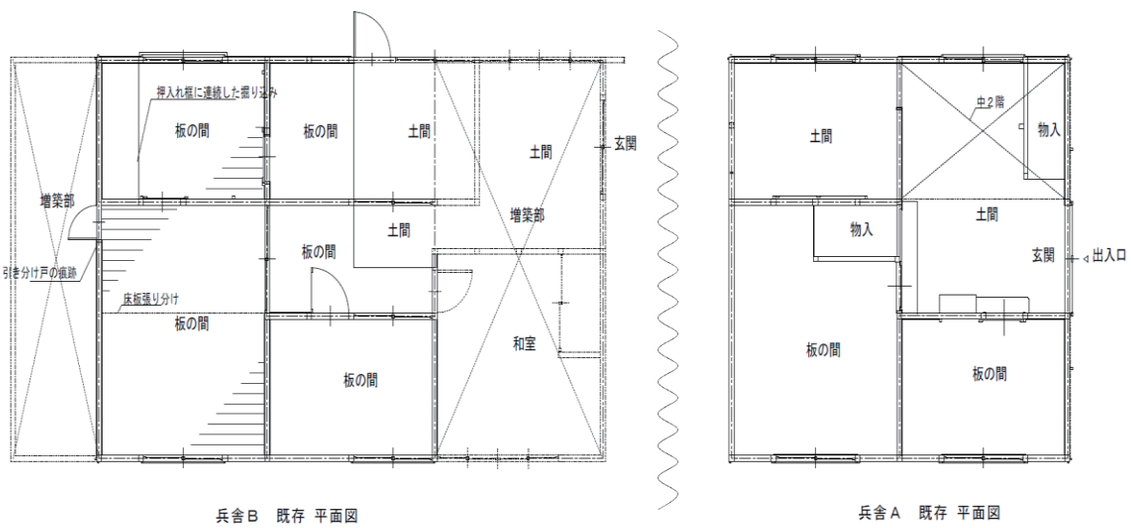

図 3-26　旧兵舎 B（左）と旧兵舎 A（右）の既存平面図

⑦　旧兵舎Ｂ

旧兵舎 B は、旧兵舎Aの北西方向へ 60m程の場所にある木造平屋建の建物で、東側へ 4m、西側へ 2mほど増築している〔図 3-26　左〕。増築前の建物は旧兵舎 A〔同図　右〕と規模は同じ、玄関は東側にあったようで、間取りも同じである。

外壁の下見板張は古い板材が良く残っている。切妻の屋根は、旧兵舎Aと同様に葺き替えられている。内部は改修しているが、板張りの仕上げが残っており、押入には、歩兵銃をかけ固定するため

の銃架の部材が転用されているなど、兵舎時代の痕跡も見ることができる〔図 3-28〕。

所有者の身内の方の話によると、入植してこの地に入り、建物は住居として使用したが、敷地内に住居を移した後は物置として使っている。現在は空き家だが、相談しながら建物は残していきたいと

図 3-27　外観北側、外壁は下見板張

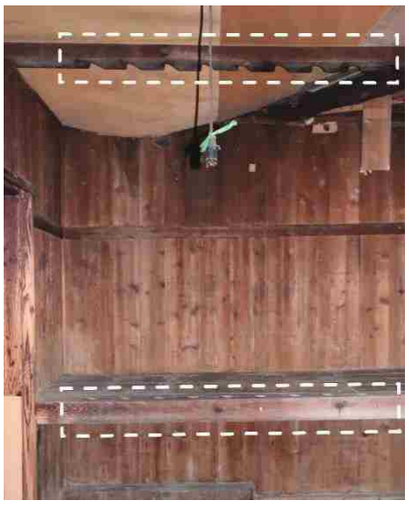

図 3-28　歩兵銃の銃架の転用部材

のことであった。

さて、⑥旧兵舎 A と⑦旧兵舎 B の 2 つの建物と周囲の痕跡、資料から、建物の復元を試みる。

まず、旧兵舎 A の西側の畑地に残る基礎の痕跡から、最初の建物は全長 47m程度あったと推定できる。途中に基礎が 2m途切れた箇所があり、入口であった可能性が考えられる。次に、建物の奥行は 7mほどあるが、中央に 2mの土間の廊下を通し、残り 2.5mを左右に振り分けている。旧兵舎Aの土間も、先の間仕切壁下基礎の延長上に同じ幅の土間跡があり、建物の西から東まで幅 2mの土間が貫いて通っていたと推定される。

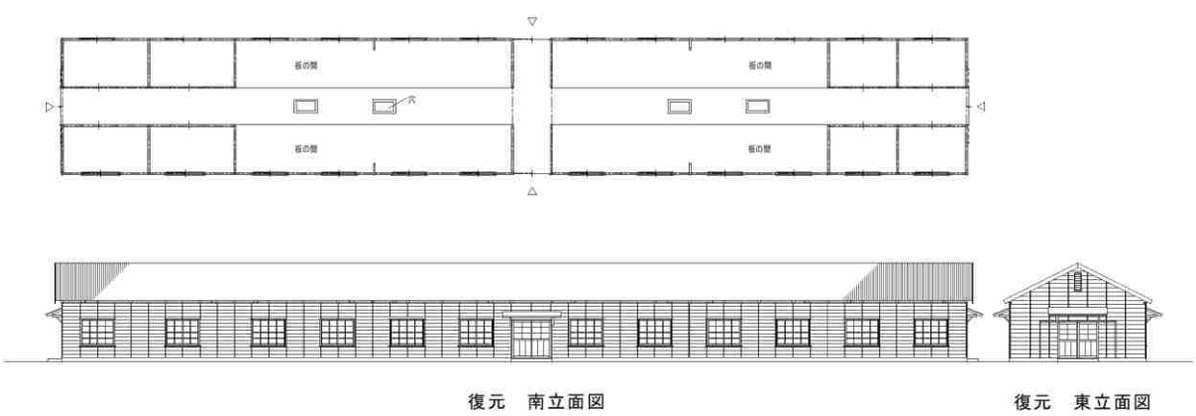

図 3-29　復元平面図・立面図

次の〔図 3-30、31〕は、賀茂郡原村陸軍演習場（広島県東広島市）の廠舎（兵舎）の内部を写した絵葉書である。長い兵舎の建物の中央に土間が通り、左右に板の間が設けてある。旧兵舎A・Bも、元来はこのような建物の一部であった可能性が高い。なお、絵葉書には、畑地に残っている、ストーブを置くないし炭火を焚くための穴や、旧兵舎 B の押入等の部材に転用されている、歩兵銃を立て

図 3-30　賀茂郡原村陸軍演習場廠舎内部（絵葉書）

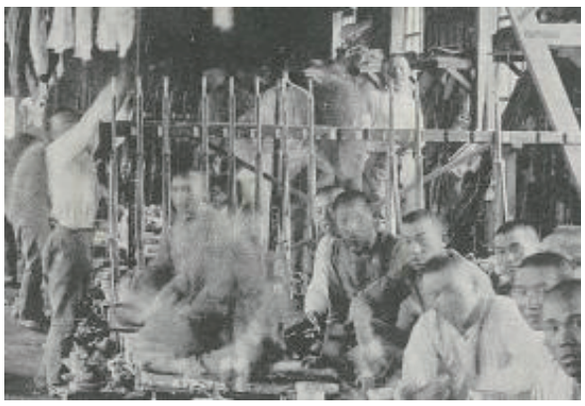

図 3-31　左図の一部をトリミング

掛けるための銃架が写っており、兵士による利用方法も含め、旧状を窺う参考になる。

次の〔図 3-32〕の棚は、各部屋に 1 ヶ所ずつあり、〔図 3-30〕の絵葉書に見える兵舎の棚にもよく似ている。当初から設えられていた棚であれば、大きく部屋の仕様を変えていない可能性がある。すなわち、現存の建物は、兵舎の両端にあった個室を利用して戦後入植者の住居として改修したもので、中央部は解体して後、別の場所での建築に部材を転用したのではないかと考えられる。

図 3-32　壁の棚は各部屋に 1 ヶ所ずつ備え付けられている。左正面、右側面

これらの兵舎が建築された時期は不明で、昭和 12 年の地形図にはないため、同年さらに「陸軍省大日記」が残る同 13、4 年以降、終戦までの 6、7 年の間に新築されたのだろう。戦後、入植者のために改修したとしても、ごく短期間の使用であり、仕様や痕跡で見分けることは容易ではない。

なお、同地には、旧兵舎 A と B の間に1棟、旧兵舎 B の北側に1棟、計 4 棟の兵舎が並んでいた。

⑧　壕跡

川上小学校の南東、山の斜面を掘削した壕跡が残っている。学校前から湯船川方面に向かう車道沿いに1ヶ所出入口を設けている。出入口は、コンクリートの擁壁と両開きの金属製扉で閉鎖されている。

規模は、奥行約 13m、横幅約 20mの範囲に及び、入口がある西から東へと延びる中央の1本か

ら、南に 2 本、北へ 2 本、計 4 本が枝分かれしている。高低差はあまりなく、岩盤等を迂回しながら掘り進めたようである。現在もそのままの状態で残っている。岩肌の所々に煤けた所があり、明かり用のカンテラを置いた跡とのことである。

用途は、防空壕という人もいるが不明のため、本報告書では「壕」としている。現在、地元のワイナリーが貯蔵庫として試験的に使っている。川上中学校に通った方の話では、当時同じような壕が沢山あったとのことである。

図 3-33　山の斜面に出入口がある

図 3-34　壕内部

図 3-35　カンテラにより煤けた跡

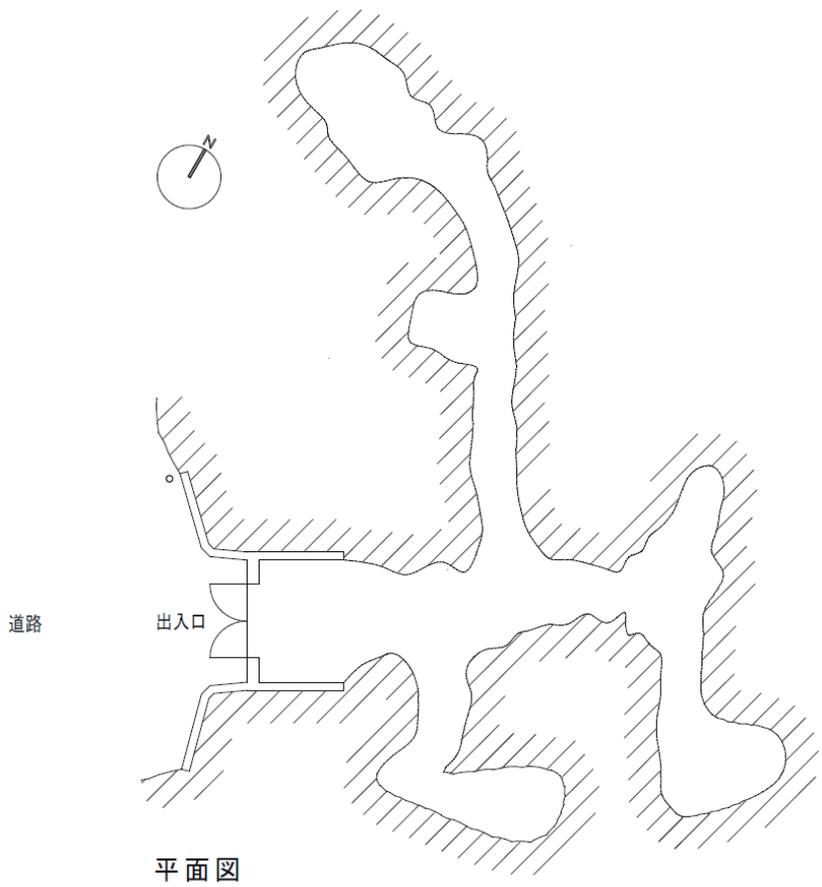

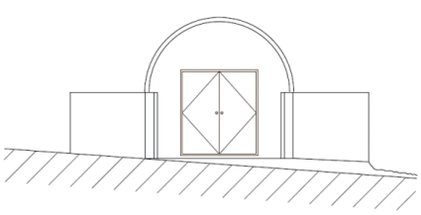

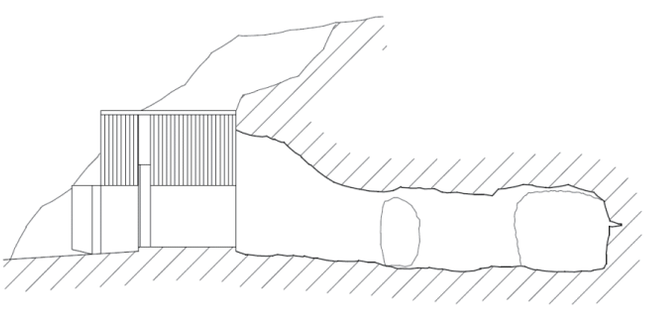

図 3-36　平面図・立面図・断面図

3.　石碑「蒜山原陸軍演習場」

蒜山下福田の畑の中にある石碑は、高さ約 2.6m、台座が 2.3m×1.6mあり、表には、「蒜山原陸軍演習場」、裏には「昭和十年十一月二十八日於此地行地鎮祭　陸軍中将建川美次書　石工美作加茂　原石材本部」と陰刻する。碑銘によれば、昭和 10 年 11 月 28 日、この地で演習場の地鎮祭が催され、それを記念して立てられた石碑であり、題字は第 10 師団長の建川美次陸軍中将が書きおろし、石工は原石材本部（津山市加茂町）であったことが分かる。ちなみに、この記念碑が建立された一帯の高台は、演習場設置に尽力した師団長の名字にちなんで「建川台」と命名され現在に至っている。戦後、周辺は開拓耕地となったが、記念碑は残され、開拓者たちが花見をする場所として利用されていたという。

現在、敷地の西側が畑となっているが、登記は市の所有地で、西側道路に接道している。

図 3-37　左：石碑正面、中：側面、右：背面

4.　特火点（トーチカ）

特火点とは、別名をトーチカという。戦場で、コンクリートなどで堅固に構築し、内部に銃火器などを備えた防御地点であり、小規模な要塞や陣地として設定され、籠って射撃訓練などを行うための施設とされる。蒜山では 2 ヶ所で確認されている。

積雪期以外は毎日のように実弾射撃の音が絶えず、現在の蒜山中学校や勝山高等学校蒜山校地付近から、蒜山三座に向けて、歩兵銃、軽機関銃、重機関銃、山砲などあらゆる銃砲を実射した。また、上蒜山麓のトーチカを敵の要塞に見立てた突撃演習も遠望され、何台もの戦車が縦横に走り回っていたこともあるという（『岡山の平和教育』第 15 号）。実際に、次掲する特火点Ⅰ（軍隊符号「野戦砲兵掩体」で表示）を目標として行われた

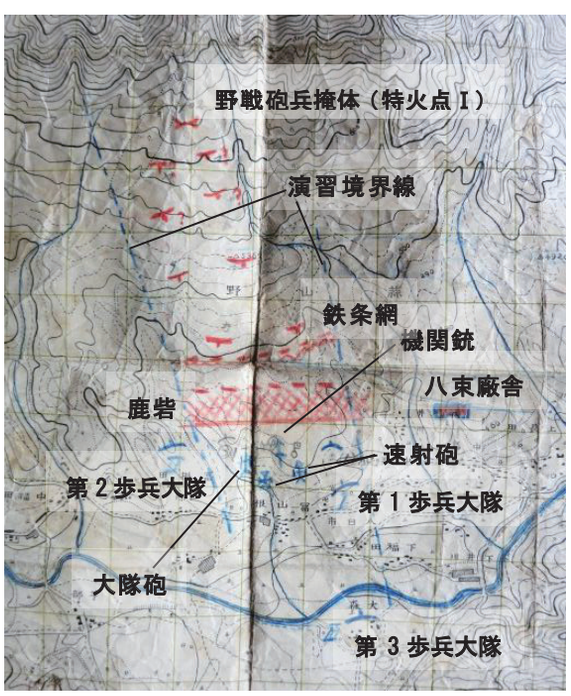

図 3-38　演習地形図（昭和 11 年頃、個人蔵に加筆）

際の演習地形〔図 3-38〕が残されている。

⑩　特火点Ⅰ

富山根のトーチカは、市の所有地にあり、牧草地のなだらかな斜面に、南を向いて設置されている。形状は、上から見ると 5 角形だが、西北東は直角で、南面が 2 辺あり、コンクリート造である。北面の出入口は埋まって中に入ることはできない。

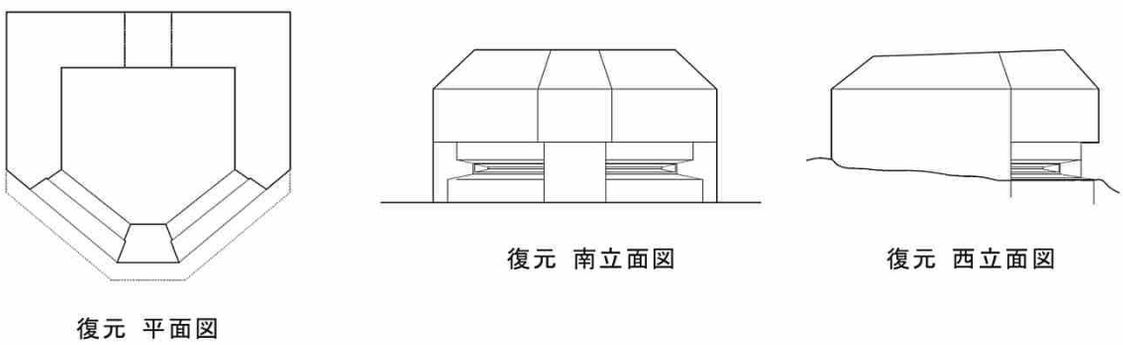

図 3-39　トーチカの復元平面図・立面図

規模は、横幅 4.88m×奥行 4.6m、地表から天端までの高さは 2.6mあり、床は地表より 26cm程低く、天井高は 1.8mあり、大人でも立つことができる。壁の厚さは 95cm、屋根の厚さは平均 90cm程あり、建築物というより土木構造物に近い。

戦後、壁の中から鉄筋を取り出すため破壊されたともいわれている。鉄筋の端はフックが付いており、陸軍が工具を備えていたことがわかる。コンクリートは凍害による劣化が徐々に進行しており、中部の石等が少しずつ剥離している状況にある。

図 3-40　外観

図 3-41　内部

⑪　特火点Ⅱ

富掛田のトーチカは、個人所有地の原野の中にあり、アクセスは南西の舗装されていない砂利道か東側から畑の畔等を通っていく他はない。形状は六角形であり、どれ一つ同じ角度はなく、辺の長さもそろっていない。鉄筋コンクリート製で、規模は、南北 7.5m×東西 6.68m、地表から天端までの

高さは 1.87m、床は地表より低く、天井高は 2.06mあり、大人でも立つことが可能である。⑩富山根のトーチカと比べても、壁や屋根スラブの厚さは薄く、13.5～23.5cmで、バラエティに富む。鉄筋は切断されているので、破壊を試みたが簡単ではなく、途中で諦めたのだろう。それも一因だが、凍害によって劣化が進行しており、劣化したコンクリートの一部に崩れる可能性が認められた。全体が壊

図 3-42　外観

図 3-43　内部

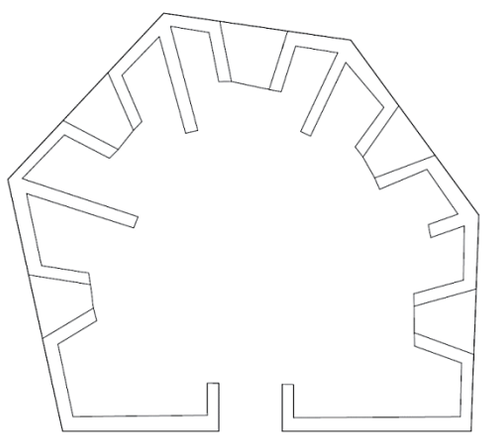

復元平面図

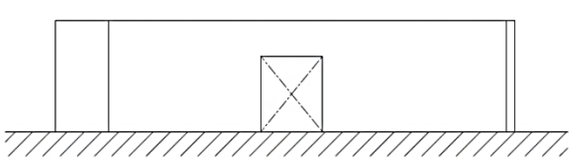

復元　南立面図

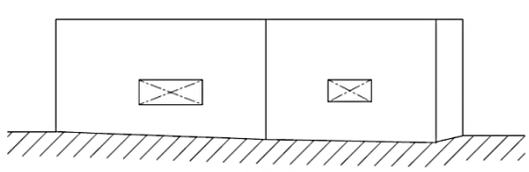

復元　東立面図

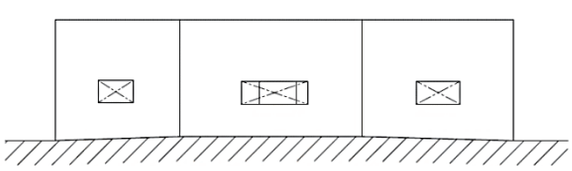

復元　北立面図

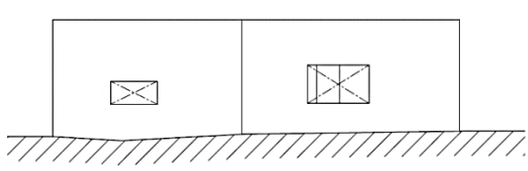

復元　西立面図

図 3-44　トーチカの復元平面図・立面図

れる可能性は低いが、地面に埋まっている足元や、苔等が付いた破壊跡の端部は常時湿気を帯びており、劣化が進む原因にもなっている。

天井にポルトランドセメント袋が張り付いており、龍のマークとアルファベットの文字が印刷されている〔図 3-45〕。コンクリート打設には型枠を用いるが、戦前は板材を使った。打設の際に、隙間からコンクリートが漏れるのを防ぐために、袋を型枠の上に敷いたのかもしれない。龍のマークは小野田セメント(現太平洋セメント、東京都)の商標であり、同社は昭和 6 年(1931)に阿哲工場(新見市)を新設している。

図 3-45　天井のセメント袋

⑩と⑪のトーチカを比較すると、前者は綺麗な 5 角形で堅固に造られ、開口部が細い。一方、後者は不均等な壁や形状をして、銃口をやや大きく開けている。あるいは前者は、次に記述する監的哨に分類される可能性もあるが、詳細は不明である。

5.　監的哨（カンテキショウ）

⑫　監的哨

監的哨は、⑪トーチカから北北東へ直線距離で 260m程の近距離にある。地元ではトーチカと呼ばれ、個人の所有地に建っているが、三叉路の道路付近にあり、外部見学は可能である。

監的硝は、砲弾の着弾を確認する建造物とされており、⑩トーチカが南を向いているのに対し、砲撃が行われる北側の山方向へ正面を向けている。

頭上に土を載せ、現在は樹木が生い茂って小さな山のようだが、上からみると四角形をしている〔図番　第 35 図〕。

図 3-46　外観　北側正面

図 3-47　スリットの窓部の破壊

図 3-48　後の補強柱、奥に前室、左ベンチ脚部

〔図 3-49〕は復元の立面図である。正面は台形に見えるが、中央のボックスの両袖にヒレ状の土留が付いている。台形の底辺は約 16m、高さは中央で 4m程ある。中央部分に、着弾確認用の横に細長いスリット開口部が上下に 2 段、左右に 2 列、計 4 ヶ所ついている。スリットの最も狭い箇所は 3cm に満たないが、外へと広がり、⑩トーチカの銃眼と類似した形状となっている。

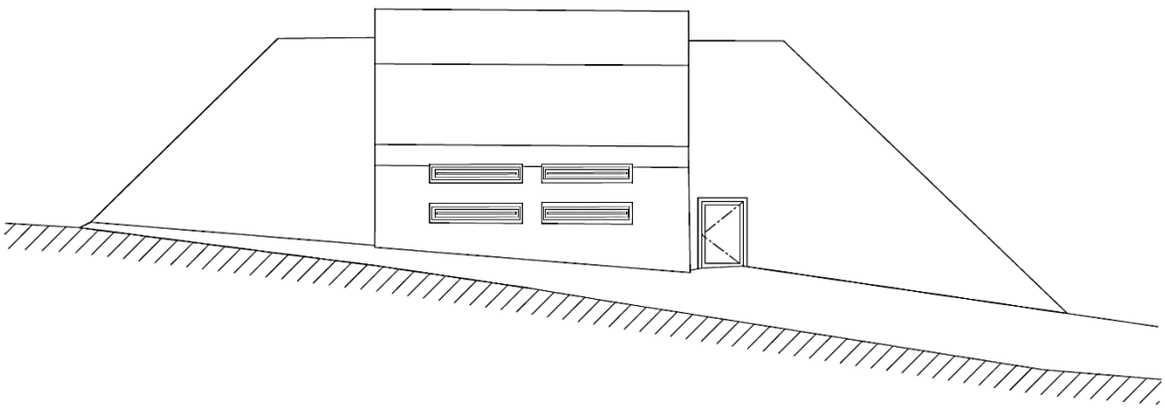

復元　北立面図

図 3-49　復元立面図

コンクリート造の強固な造りで、壁厚は 80cm、天井から屋根の上部まで 1.5mある。誤って着弾する可能性を考えれば、コンクリートの塊でもおかしくはない。建築物というより土木構造物である。

出入口は、幅 65cm×高さ 1m程の小さな開口部が右手にあり、身を屈めて入ると前室、左へ 1m 程進むと、奥行 1.9m×横幅 3.2m×高さ 2.28mの広めの空間がある。スリット窓の背面壁にはベンチ脚部が残っている。なお、前室があるのは、着弾時の爆風や粉塵を避けるためだろう。

室内には、以前の所有者によってコンクリート製の柱で補強が試みられている。外部はモルタル塗で、経年劣化による剥離で浮きがあり、内部は南東角からの雨漏りが認められた。

6.　退避壕

⑬　退避壕

牧草地が広がる高原の松林（北緯 35° 18’14″ 東経 133° 38’43）に退避壕はある。前原館長による地元の古老からの聞き取りで、遺構の存在が確認されたものである。岡山市内在住の所有者はこの施設について詳しくは知らないとのことである。所有者の同じ東側の牧草地からのアクセスは可能だが、道なき道を進まねばならないことに加えて目印となる目標物がない。

図 3-50　東からみた退避壕のある松林

この壕は、松林の頂上付近に素掘りの入口があり、〔図 3-51〕のように、右にカーブを描いたスロープ状の道を下ると地下へと繋がる構造となって

いる。内部床は土の土間、土留めも兼ねる内側の壁は、丸石を積みコンクリートで固めていると思われ、天井はコンクリートスラブ、両側のベンチは石を並べ、上部を均した程度となっている。

幅 3.2m×奥行 1.8m、高さは最も高いところで 1.2m弱、備え付けベンチの天端からは 80cmほどしかなく、収容数はせいぜい 8～10 人程度である。通常の演習用施設とは考えにくいことから、雷雨時の一次避難用施設だろうとされているが、詳細は不明である。

図 3-51　既存平面図

図 3-52　内部、両側に備え付けのベンチ

図 3-53　内部から入口方向

7.　軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）

概要の詳細は、先に第 2 章で述べた通りである。鳥取県にあった大山支部保管の馬匹が増加したため、岡山県真庭郡に派出部を新設することとなり、明治 35 年(1902)7 月にその敷地として、第 10 師団経理部長から、上長田村の民有地 10 町 9 反 4 畝 8 歩の買収が起案、決裁された。次いで 9 月、派出部新設工事着手の決裁を受けて、軍馬補充部から陸軍大臣に派出部の新設が稟申され、翌 10 月に決裁されるに至っている。その後、大正 2 年(1913)には、派出部から出張所に改称された。

次頁の〔図 3-54〕は、川上・八束両村から鳥取県にかけて拡がる、旭川派出部用地を現在の都市計画図に落としたものである。土塁で囲った放牧地は牧場として名称を付け、東西に伸びる広大な敷地の中に、数珠のように各牧場は繋がっていたことがわかる(『新鳥取県史』資料編)。

しかしながら、軍馬補充部の再編問題によって、旭川派出所は廃止となり、大正 6 年に大山支部に引き上げとなった。さらに、第一次大戦後の軍縮により、大山支部も同 10 年 3 月に廃止され、4 月 1 日付けで新設された朝鮮咸鏡北道の雄基支部へと移転した。なお、派出所の建物は、八束村役場庁舎の改築や小学校の改修用として、同 13 年に 5,342 円で同村に払い下げられている。(『官報』、(『八束村史』P454、『蒜山土塁記』等)。放牧場の敷地は陸軍省から大蔵省に返還され、大正 15 年(昭和 2 年 3 月とも)、八束・川上村両に払い下げられた。

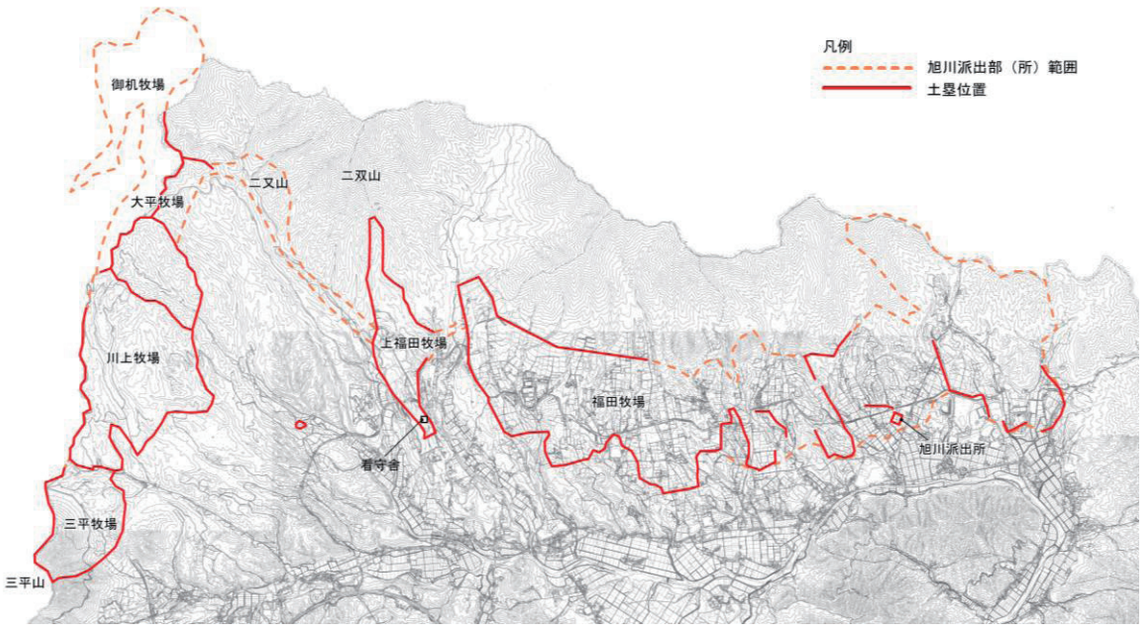

図 3-54　旭川派出部（所）の範囲と土塁位置図を「都市計画図」に転写

図 3-55　旭川派出部（所）比較図

(a)：昭和 12 年「蒜山原演習場」地形図の一部（大日本帝国陸地測量部 1937.6.25）

(b)：昭和 23 年の米軍写真（国土地理院）

(c)：旭川派出部（所）本部跡（都市計画図に一部加筆）

⑭　軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）本部跡

旭川派出部(所)本部とは、どのような施設であったのだろうか。まず規模については、大正 2 年(1913)に庄内尋常高等小学校が編集した「庄内村郷土誌」所収にかかる、大山支部の土地台帳面の内訳反別表によれば、旭川派出部は、校内敷地 2 町、耕作地 50 町、草刈地 694 町、放牧地 2,092 町、計 2,838 町となっている(『新鳥取県史』資料編)。このうち、校内敷地の 2 町(19,800 ㎡)が本部の敷地面積であろう。〔図 3-55(a)〕の「蒜山原演習場」地形図には、方形に土塁で囲った本部跡の表示があり、また米軍が撮影した戦後の航空写真〔同図(b)〕からも、ほぼ正方形の敷地が確認できる。正方形 19,800 ㎡の一辺は約 140mで〔同図(c)〕のようになる。

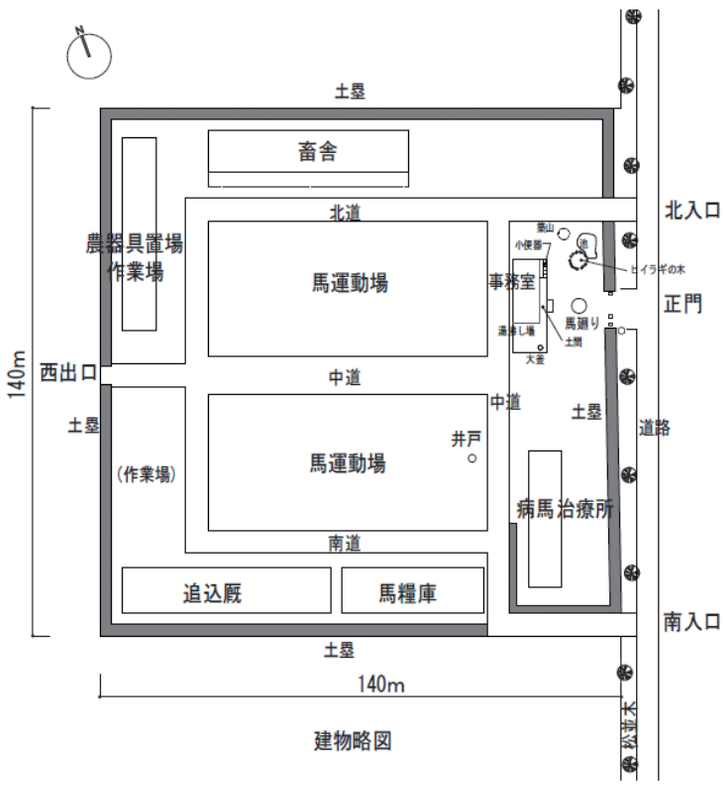

図 3-56　旭川派出部（所）本部の建物略図（推定）

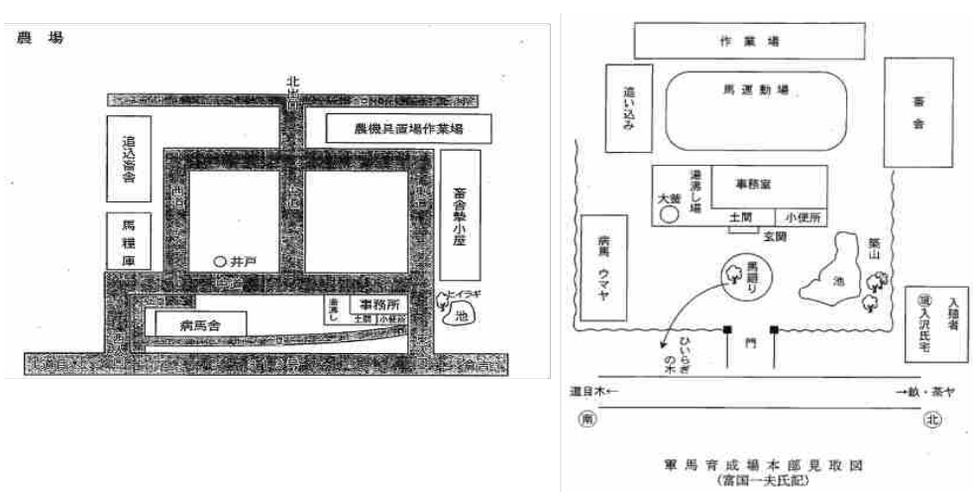

図 3-57　軍馬育成場本部見取図（『蒜山土塁記』所収）

同部の施設について、明治 35 年 11 月 20 日に施設建築を起工し、同 36 年 4 月1日には上長田の仮事務所での事務を開始しており、同年度中に畜舎 8 棟が完成している。また、建築途中の同 36 年 8 月 12 日、建築物の完成した派出所の一般公開が行われている。正門のある構内には数棟の建物、浴場(気液仕掛け)、釜場(大釜 2 個)等があり、農機具(トウモロコシ選種器、大豆播種機、除草機、地均器、鋤鍬、馬具等)を設備、構外の畑地は第 1 から 5 号まであり、各種機械(馬1頭曳大車仕掛の集草機、馬 2 頭曳集草機、3 頭曳鋤、3 頭曳破砕鋤、1 頭曳除草器)の実演が行われている(史料 9)。次いで、同 37 年 2 月には、派出部の馬糧庫外一件の新設が決裁され、同 37 年度中に畜舎 4 棟の完成をもって竣工、建坪約 800 坪(2,644 ㎡)とある(史料 10)。多くが本部の校内に設置されたと思うが、いくつかは校外であったかもしれない。

〔図 3-56〕は、富国一夫氏等の記憶に基づく 2 枚の見取図〔図 3-57〕から起こした本部建物略図で、およそこのような施設構成であっただろう。上記の記録や施設内容と比較して、記載漏れの建物が残る可能性もあるが、見取図を尊重して忠実に起こした。また、土塁は先の演習場地形図と米軍写真により、四方を囲っていたと判断した。

ちなみに、東側の旧倉吉街道に沿って続くクロマツの松並木〔図 3-58〕は、軍馬育成場と民有地の境界を示すために植えられたもので、軍馬育成場に関連する数少ない遺跡の一つである。

松並木の敷地は戦後、八束村に払い下げられ、昭和 48 年 11 月 29 日に「畝の松並木」として岡山県郷土記念物に指定となり、現在も約 1km に渡り並木の列が続いている(『岡山の戦跡』等)。

図 3-58　畝の松並木

⑮　土塁

放牧地の周辺には牧柵用の土塁(土塀とも)が築かれ、その延長は7里(28km)と『八束村史』にあるが、昭和 12 年に作成された「蒜山演習場」地図を元に現地踏査を行った徳山銕也氏らの調査によると、総延長は 56kmに及ぶとされ、旧川上村の三平山の登山道や、鳥取大学の教育研究林「蒜山の森」等によく残っている(『蒜山土塁記』)。

図 3-59　演習場時代の土塁（絵葉書）

放牧場の土塁がいつ築造されたか具体的には不明だが、軍馬育成所用地の買収から間もなく、地元民が請け負って 1 年余りで完成したと伝わっている。ここには、常時 300 から 400 頭の軍馬が飼育され、各地の部隊に供給されていたと伝わる(「大日記」、『蒜山土塁記』)。

地元の郷土史に詳しい多久間稔氏によれば、土塁の構造は〔図 3-60〕のように、内側を掘った土を外側に盛って効率よく造られる。高さ 1.5m程度の土塁であれば馬は乗り越えてしまうが、内側のぬかるんだ窪みと深さが加われば、簡単には乗り越えられないと、先人から聞いたそうである。

〔図 3-54〕の土塁位置図は「蒜山原演習場」に書かれた土塁の位置を、都市計画図へ転写したものである。同図を元に、遺跡周辺に現存する土塁を踏査してみたが、戦後の開拓や開発、風雨や積雪による経年劣化により、多くを確認することは困難であった。

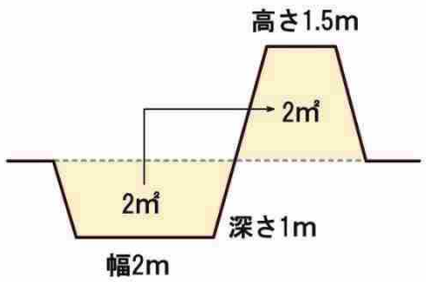

図 3-60　土塁の構造

その中で、今回新たに、真庭市の所有地で比較的良好な状態を保った土塁が見いだせたことがある。戦後に払い下げられた村の所有地の中で、防風林として利用された土塁である。例えば〔図 3-61〕、⑨石碑「蒜山原陸軍演習場」(蒜山下福田)の北側、東西に伸びる防風林がそうであり、背丈ほどの土堤が確認できる。また、〔図 3-62〕、⑩トーチカⅠ(蒜山富山根)がある放牧地南端の盛りあがった縁辺も、なだらかになってはいるが土塁の形状が確認できる〔図版　第 40 図　土塁〕。このほかにも、山間部も含め市有地には、他にも眠ったままの土塁が多く残っていると推測される。

図 3-61　蒜山下福田の土塁と防風林

図 3-62　蒜山富山根の土塁

8.　その他

本調査の対象外ではあるが、調査の過程で関連する戦争遺跡として新たに見つかった建造物を、本項目で追加して記述する。なお、所有者の承諾を得られず未調査となった物置、牛舎等があることから、今後早期の調査に期待したい。

⑯　吉森公会堂（蒜山上長田）

兵舎を移築したと伝わる木造平屋建の建造物で、戦後、地域の拠点施設として活用されてきた。昔は映画の上映等も行われ、現在も小さな桟敷席や切符売り場が残る。中央の一段高い屋根は、梁間 8m×桁行 24m程度あり、その外側三方に下屋を廻らしている。外壁の下見板張や窓枠、旧材の大波波型トタン葺の切妻屋根は、廠舎の特徴をよく示している〔図 3-63〕。

しかし、建物の現状は、公会堂に飾ってある完成記念時の写真とはかなり異なり、映画上映の頃に大きな改修をしたとみられる。移築時には、東西に下屋が付いていたが、廠舎の建物で下屋を部

屋にした建物は一般的ではない。推測の域をでないが、兵舎のトラス屋根を中央に置いて階高を上げ、東西外側 2mへ外壁を移し、規模を大きくしたとも考えられる。

地域で大切に使われてきた施設で、以前は地域住民の手でトタン屋根の塗装等、定期メンテナンスを行っていたため残っているが、利用者が減り、いつの頃からか塗り替えも止めてしまったという。

外から見るのは問題ないが、旧道沿いで道が狭く、周囲に駐車場もない。

図 3-63　外観正面

図 3-64　内部　映写部と桟敷席

⑰　旧堆肥所（蒜山上長田）

八束廠舎跡（県立勝山高校蒜山校地）から北へ 500m付近にある建造物で、所有者によると、経緯は分からないが、以前は堆肥所として使用していた建物とのことである〔図 3-66〕。電柱の古材を柱にして、上部にトラスを乗せ、屋根は古い大波の波型トタン葺である。屋根の上に換気の腰屋根が付いており、戦後川上村の校舎となった建物にも同形状の腰屋根が付いていた〔図 3-65〕。換気を要する炊事場や浴場あるいは厩舎といった施設の一部を移築したものと考えられる。建物は道沿いにあり、道から見ることが可能である。

図 3-65 川上小学校の運動会の写真（富国写真館旧蔵）

図 3-66　腰屋根付の旧堆肥所

第４章　ま と め

1.　戦争遺跡の特徴

本調査事業では、調査対象となった戦争遺跡 15 ヶ所について、今後の利活用の基礎とするための実測及び調査を行った。また、蒜山の戦争遺跡群の全体像についても把握し、記録することに務めた。

具体的には、明治期の軍馬補充部大山支部旭川派出所の時代から、昭和期の蒜山原演習場へと移り変わる、大規模な戦争遺跡群が、周辺景観とともに残っている。その構成要素は、今回の調査対象となったものも含め、転用・改築・移築を経ながらも、かなり遺存していることが確認できた。

防風林となった土塁跡

軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）の遺跡は、主に土塁であり、昭和 12 年作成の「蒜山原演習場」地形図を基に調査を進めたところ、民有地にあった土塁は多くが取り除かれているものの、戦後、国立公園や川上・八束村等の公有地となることで遺存した土塁は、登山道や教育研究林の他、放牧地の縁辺、一部は防風林へと変わっていったことが分かった。

蒜山原演習場の遺跡は、蒜山の広大な地域に渡って遺存するが、その用途や時代の特性を基に分けると、演習場の拠点である「**八束・川上廠舎**」、特火点（トーチカ）等の「**演習用施設**」、そして、戦後、各地で活用されることになった「**移築建物**」の 3 つからなる。

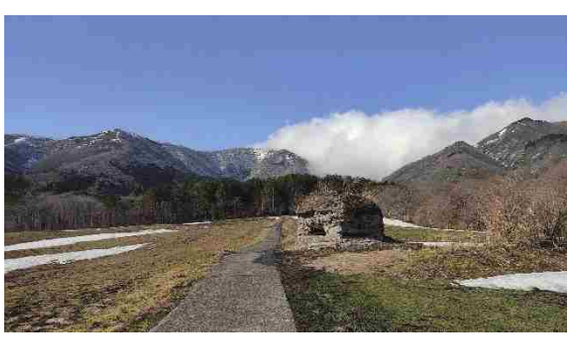

演習用施設　⑩特火点Ⅰ（３月）

八束・川上廠舎については、その大部分が戦後に学校などの公的施設となったことから、今も当時の雰囲気を窺うことが可能であり、敷地内に点在する遺構も、陸軍演習場時代の建物の構造や使用時の特徴を捉えることができる状態にある。特に、川上廠舎は、1棟分の基礎及び建物の両端が残っており、蒜山演習場の兵舎について具体的な情報を得ることのできる有用な遺跡と認められる。

次いで、陸軍の兵舎については、メートル法を基準に造られていたことが軍関係資料にあり、実測の結果とも符合する。建物は、切妻屋根でトラスをかけた木造平屋建が基本で、切妻の梁間（短辺）方向の寸法は、建物用途別に規格があり順守している一方、桁行（長辺）方向の長さや柱間隔は規定がない。梁間と桁行の基準寸法に整合性がなく、実測結果に調査員も戸惑った。

演習用施設はコンクリート製で、演習場内に 3 ヶ所あり、昭和 12 年に造られたとすれば築 85 年が経過している。手練りで現場コンクリートを打っていた時代にしては、施工は良好な方である。陸軍は仕様に基づいた施工が可能で、当時の最先端の技術力を持っていたとされている。但し、戦後の破壊跡もさることながら、蒜山地域の「凍害」の影響が大きく、どれも徐々に劣化が進行している。

移築建物は、兵舎や倉庫などが移築されて様々な用途に活用された。移築の時期は、終戦直後の頃と、学校校舎の建替時であろう。現在のところ、倉庫、公会堂、牛舎※、堆肥所、物置※の 5 棟の現存を確認している(※未調査を含む)。大規模農場や畜産を経営する農家にとって兵舎は、器具庫や牛舎に適していたのだろう。移築せず廠舎跡に残る建物の 3 棟と併せ、計 8 棟が現存している。それぞれに老朽化が進み、常時使用している施設は 1 棟で、共通して使用頻度が少なく、物置と化した建物もあり、いつ解体されてもおかしくない。

今回確認できた軍関係の建物の特徴について付け加えるならば、兵舎の屋根材として用いられた波型のトタンがある。豪雪の蒜山では便利な材料で、重量が軽く、雪下ろしにも適し、屋根材だけが転用されたケースもある。このトタンは波の大きさが一般的な波型より大きいため、判別しやすく、移築建物を探索する際の確認ポイントになりうる。

以上のように、川上・八束廠舎の建物は、戦後、入植者のための住居や、子ども達が通う校舎として活用された。また、その役割を終えた後も、戦後に地域で展開された生業に適した構造と、風土に合った仕様を兼ね備えた建物は、さらに民間の施設へと移築して再活用された。なかには公会堂のような大きな施設として生まれ変わり、映画上映などの娯楽を提供する場へと転じたものもある。その一方、かつての戦争を想起させる遺跡の構成要素は、川上・八束村の地域や家庭内で語り伝えられる他は、あえてその存在が表に出されることはなかった。ゆえに、民有地にあった土塁や特火点は、生業や生活の妨げになれば壊され消えていった。ただ、公有地や未活用の土地にあった遺跡は残り、今はかつての戦争を伝える戦争遺跡群としての活用を待っている状態にある。

2.　活用の現状と課題

遺跡群の構成要素の所有者は、公共と個人が半々となっている。調査前に所有者や管理者にお話しを伺う機会があったが、調査には好意的な所有者が多く、親族から伝え聞いた話を積極的に話して下さる方もいた。しかし、所有者の世代交代や売買による所有権の移転等により、その経緯や土地の歴史を知る機会も少なくなっていく。今後は、遺跡群の活用により、地域の歴史理解を深め、広げていく取り組みが重要となる。

川上廠舎　⑦兵舎 B は空き家となっている

建築物に関しては、築 85 年が経過し老朽化が進んでいるが、平屋建の木造の建物は、技術的には現状を維持することは可能である。移転建物である蒜山校地の倉庫は、一部を解体して小さくなってはいるが、現時点では問題がなく、平生の維持管理が大切であることを示している。

次に、コンクリート造の構造物についての現況はすでに述べたが、いずれも凍害による劣化が進行している。凍害は、コンクリートの間に入った水分が、凍結時の膨張により破壊することによって起こる。調査した構造物は鉄筋が少ない構造のため、コンクリート中性化による鉄筋の腐食等の問題は少ないと考えられるが、詳細はコンクリート内部の調査によって判明する。それらは、一般的なコンク

リート劣化調査と同じ方法で行うが、貴重な遺跡を破壊しないように、調査には十分注意を払う必要がある。

演習用施設　⑩特火点Ⅰ

そのなかでも、市が所有している⑩特火点Ⅰは、原形が分からないほど崩壊しており、姿を変えずにそのままの現状保存は難しい状況にある。屋根をかけ、雨雪に濡らさない方法も一つにあるが、近年、原爆ドームや震災遺跡等の保存のために技術が進歩したことから、それらの方法を使う事も可能ではある。いずれにしても、見た目の変化や厳しい蒜山の気候への対応もあり、専門的な調査と検討が必要となる。劣化は徐々に進むが、現状をみるかぎり、突然崩れるようなことが発生するとは考えにくいことから、安全面に配慮しつつ、このまま見守っていくことも選択肢に入る。

次に、⑪特火点Ⅱと⑫監的哨は、コンクリート構造物を改修する工法により、劣化を遅らせ、現状を維持することが可能である。ただし、危険防止のため、現時点で内部の見学は困難である。なお、監的哨上の樹木の重量が構造に与える影響はないが、劣化部に付着する苔や草、樹木等は水分を保持し、凍害にも繋がっている。

八束廠舎の貯水槽は、附属構造物に凍害がみられるが、方法によっては見学が可能である。その他、民有地にある遺跡の問題を含め、専門家のアドバイスを受けつつ、安全に活用できる方法を確立していく必要がある。

かつての徳山銕也氏による、軍馬補充部大山本部旭川派出部（所）の聞き取りや土塁踏査などに続き、近年では「真庭の戦争展」（平成 27 年、真庭市北房振興局、蒜山郷土博物館）を契機とした、蒜山郷土博物館による、主に地域住民への聞き取りを主体とした調査等により、体験に基づく記憶としての戦争遺跡群の実態が明らかになりつつある。今回の調査事業も、文献及び現地建築物・工作物の調査・記録を中心に、具体的な戦争遺跡群の構成要素を明らかにすることを目的とし、今後の活用を検討する基礎となるものである。その上でどのようにその歴史事実と構成要素を伝えていくか、活用に当たってどのように安全を確保していくかが大きな課題となる。

移築建物　⑯吉森公会堂

なお、こうした戦争遺跡群の構成要素は、これまでにも記述してきたように、戦後蒜山地域における開拓・入植に関する遺跡でもある。本調査で確認された、他の転用・移築建築物を含め、今後も確認調査を進める必要がある。

参 考 文 献

岡山県真庭郡役所編『真庭郡誌』 1923
陸軍経理学校『昭和 12 年改訂　営繕経理教程』 1937
合同新聞社編 『合同年鑑　昭和 15 年　別冊附録　吉備二千六百年史』 1939
岡山県湯原町編『湯原町史』後編　1957
久宗　壮『久宗二等兵』1973
江府町史編さん委員会編『江府町史』　1975
岡山県畜産史編纂委員会編 『岡山県畜産史』 1980
八束村史編纂委員会編『八束村史』 1982
岡山県史編纂委員会編 『岡山県史　第十三巻　現代Ⅰ』 1984
岡山県史編纂委員会編 『岡山県史　第十巻　近代Ⅰ』 1985
岡山県川上村史編纂委員会編 『川上村史』 1980
岡山県教職員組合教育運動推進センター平和教育部会編『岡山の平和教育』第 15 号　特集・戦後 50 年をたどる　1995
徳山蒜天(銕也)『蒜山の文化財　蒜山土塁記』 2008
岡山県教職員組合教育運動推進センター平和教育研究部会編『岡山の戦跡～近くの戦跡を訪ねてみよう、調べてみよう～』 2009
鳥取県立公文書館県史編さん室編 『新鳥取県史』資料編　近代 6、軍事・兵事　2017
真庭市教育委員会編『真庭市蒜山郷土博物館研究資料 1　よみがえる蒜山の原風景』戦前絵葉書集成 2018
『朝日新聞』「聞く戦争-戦後 73 年-(6)8・6、消えない入道雲」 朝日新聞デジタル、2018.8.21
前原茂雄「蒜山原陸軍演習場と地域社会」(岡山県立記録資料館 『紀要　第 15 号』2020)
同　　「蒜山原陸軍演習場遺跡を訪ねて」(『岡山の平和教育』第 38 号　2020)

友金藤吉編「投稿雑誌綴　友金蔵書」(真庭市立蒜山郷土博物館所蔵)　※各種新聞切抜を収録。

アジア歴史資料センター　デジタルアーガイブ(https://www.jacar.go.jp/)
国立国会図書館デジタルコレクション　(https://dl.ndl.go.jp/)
国立公文書館(https://www.archives.go.jp/)内の所蔵資料よりデジタルアーガイブ
神戸大学附属図書館　新聞記事文庫　(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/index.html)
国土地理院ウェブサイト(http://www.gsi.go.jp)内の「地図・空中写真閲覧サービス」
NIDS 防衛研究所(http://www.nids.mod.go.jp/index.html)内の史料閲覧室

No	遺跡名称
①	倉庫
②	旧戦車修理工場付兵舎
③	門柱（東門）
④	貯水槽
⑤	石碑「廠舎建設記念碑」
⑥	旧兵舎Ａ
⑦	旧兵舎Ｂ
⑧	壕跡
⑨	石碑「蒜山原陸軍演習場」
⑩	特火点Ⅰ
⑪	特火点Ⅱ
⑫	監的硝
⑬	退避壕
⑭	旭川派出部（所）本部跡
⑮	土塁

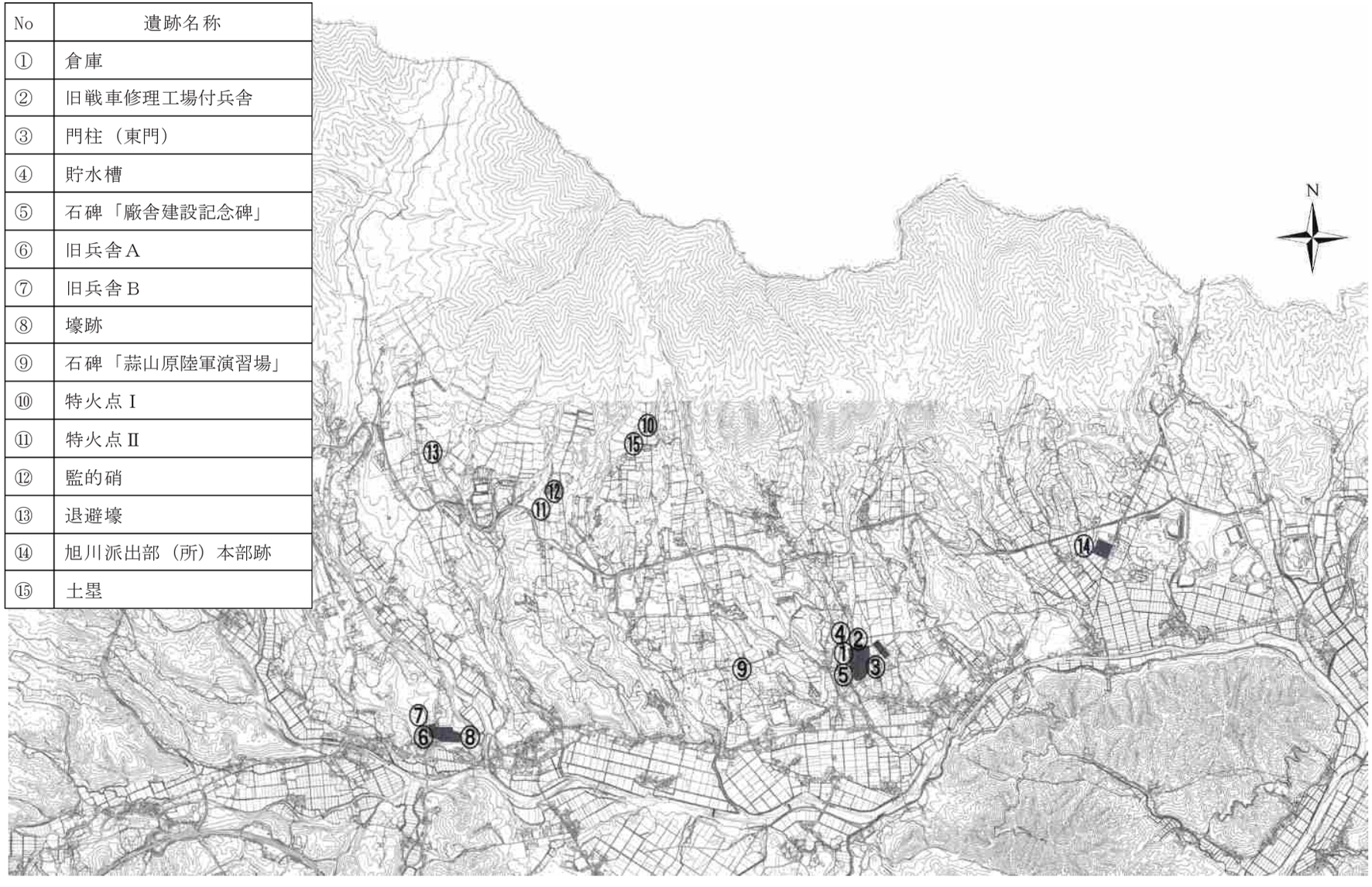

戦争遺跡分布図

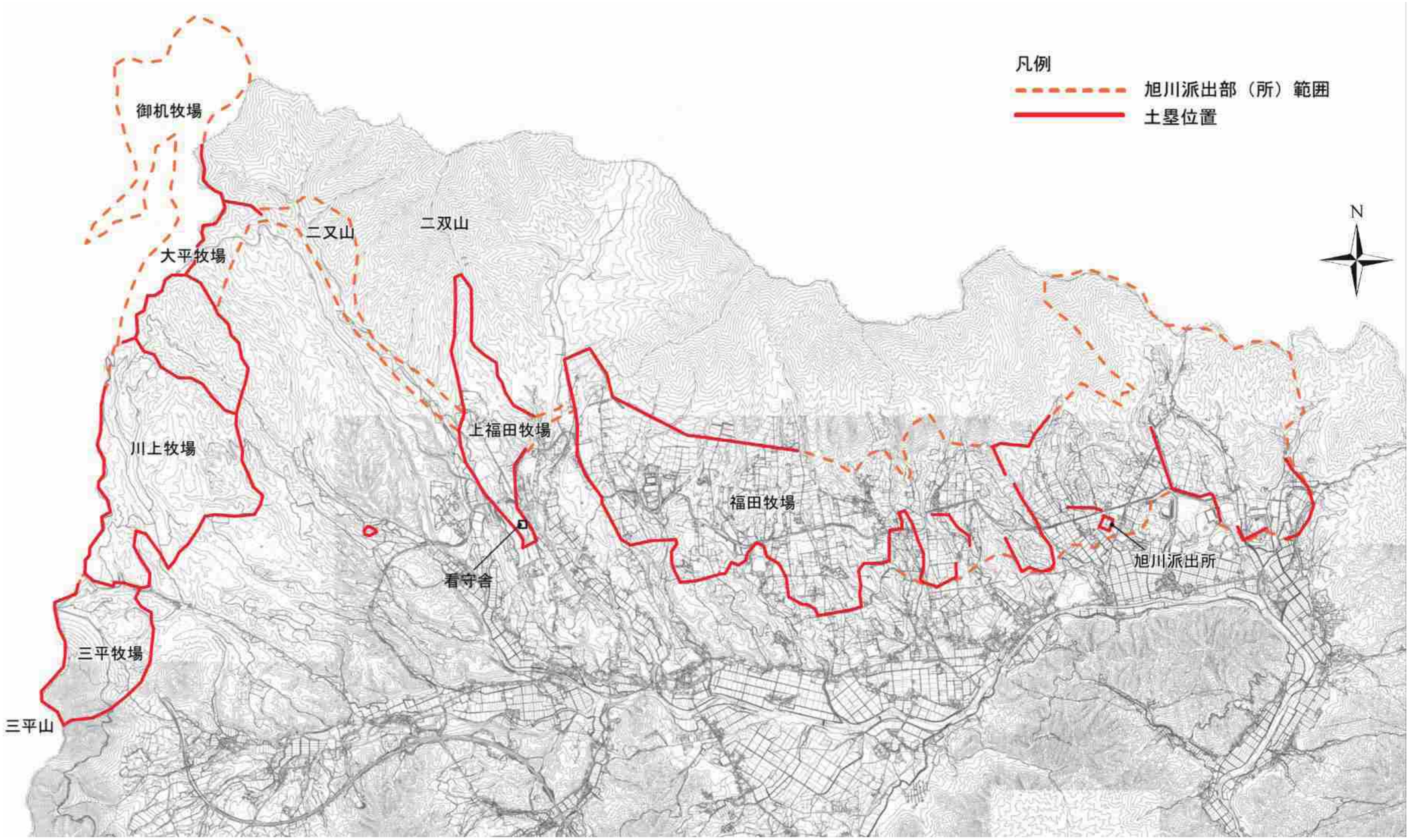

旭川派出部(所) 範囲・土塁図

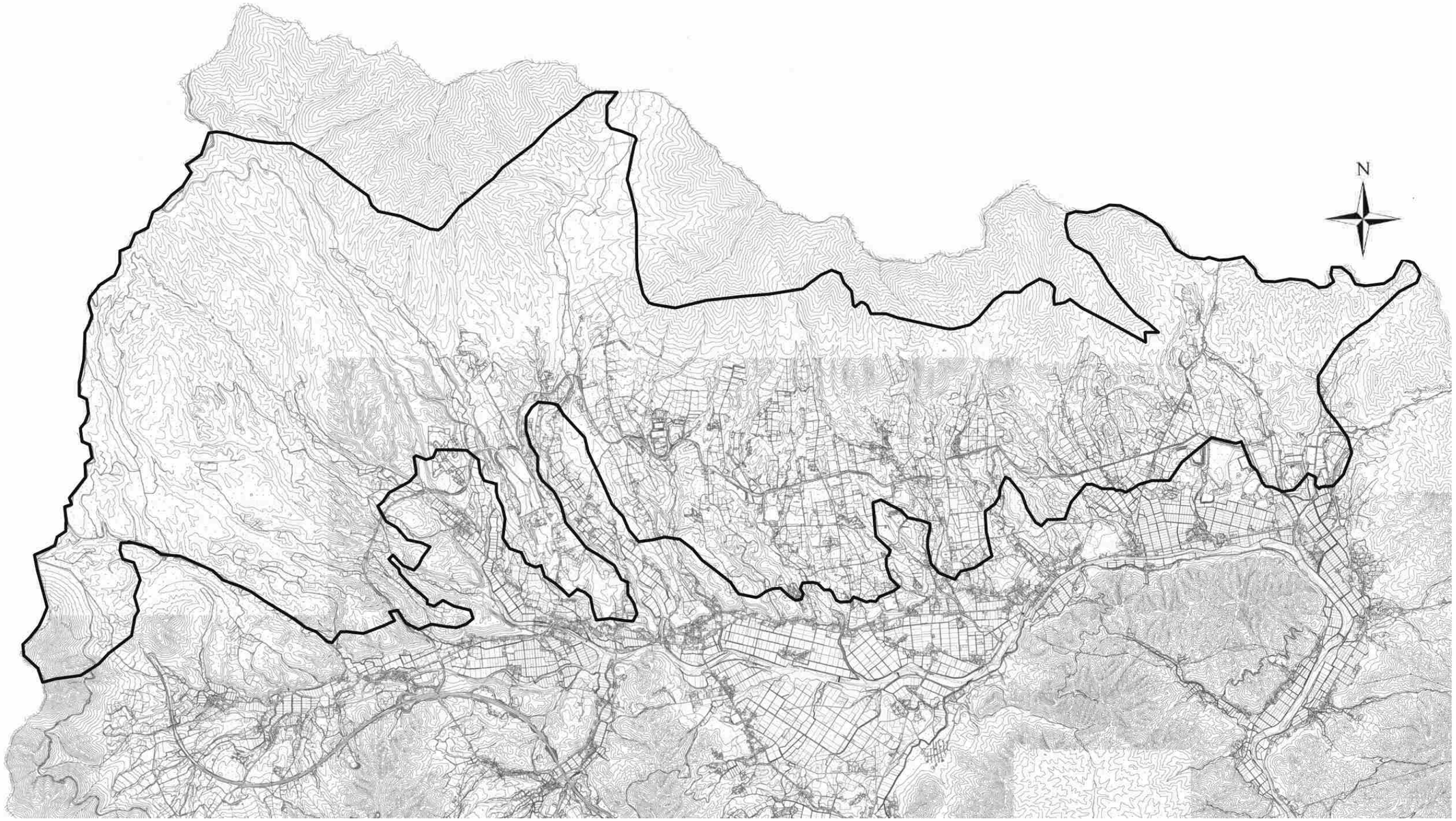

蒜山原演習場範囲図

凡例

演習場の範囲

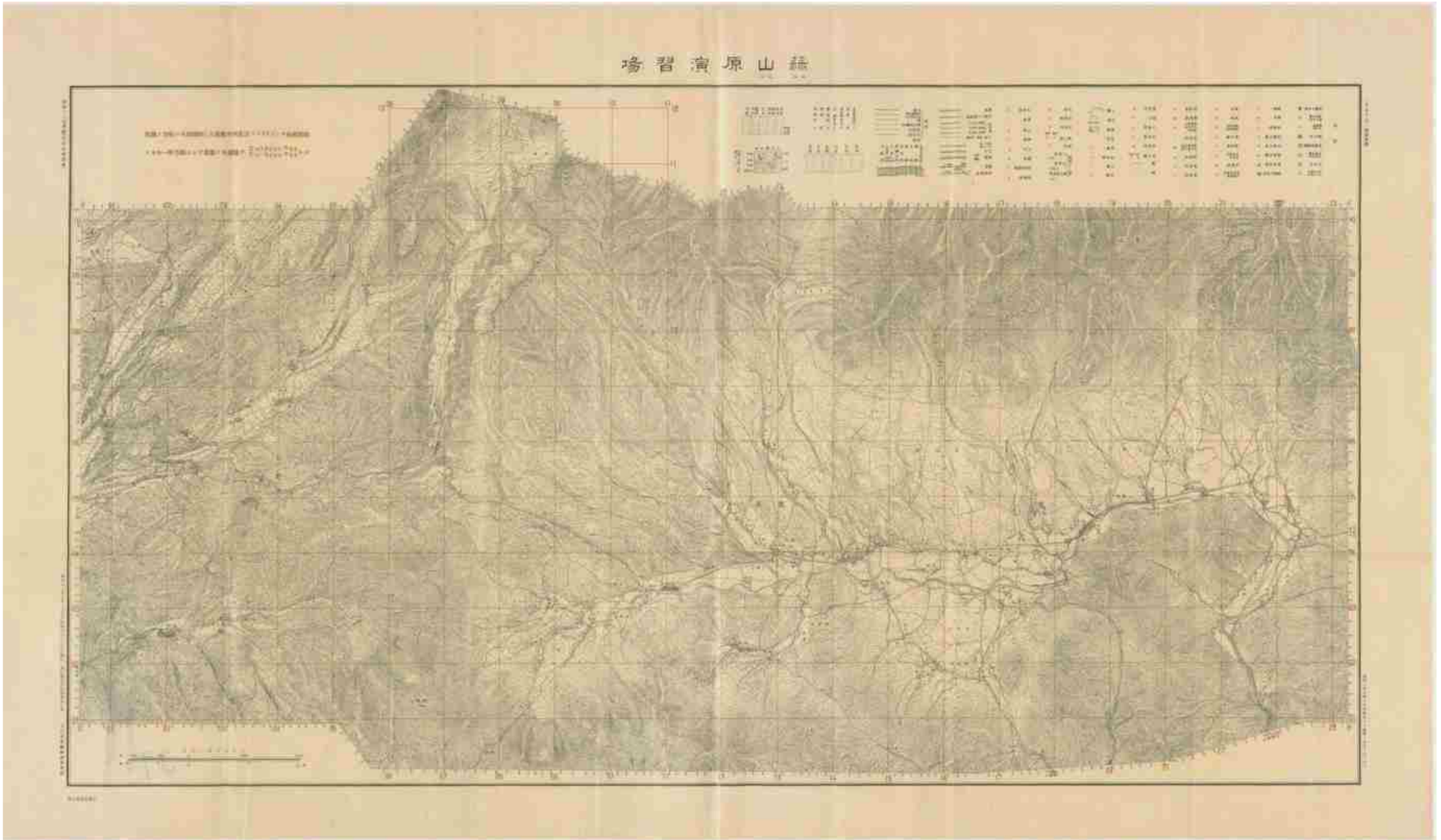

「蒜山原演習場」地形図（縮尺 1：25000　大日本帝国陸地測量部　昭和 12 年 6 月 30 日発行）

演習地形図（個人蔵、縮尺 1：25000 「蒜山野原附近要図」岡山河原書店）

米軍航空写真（USA-M879-112 昭和 23 年）国土地理院

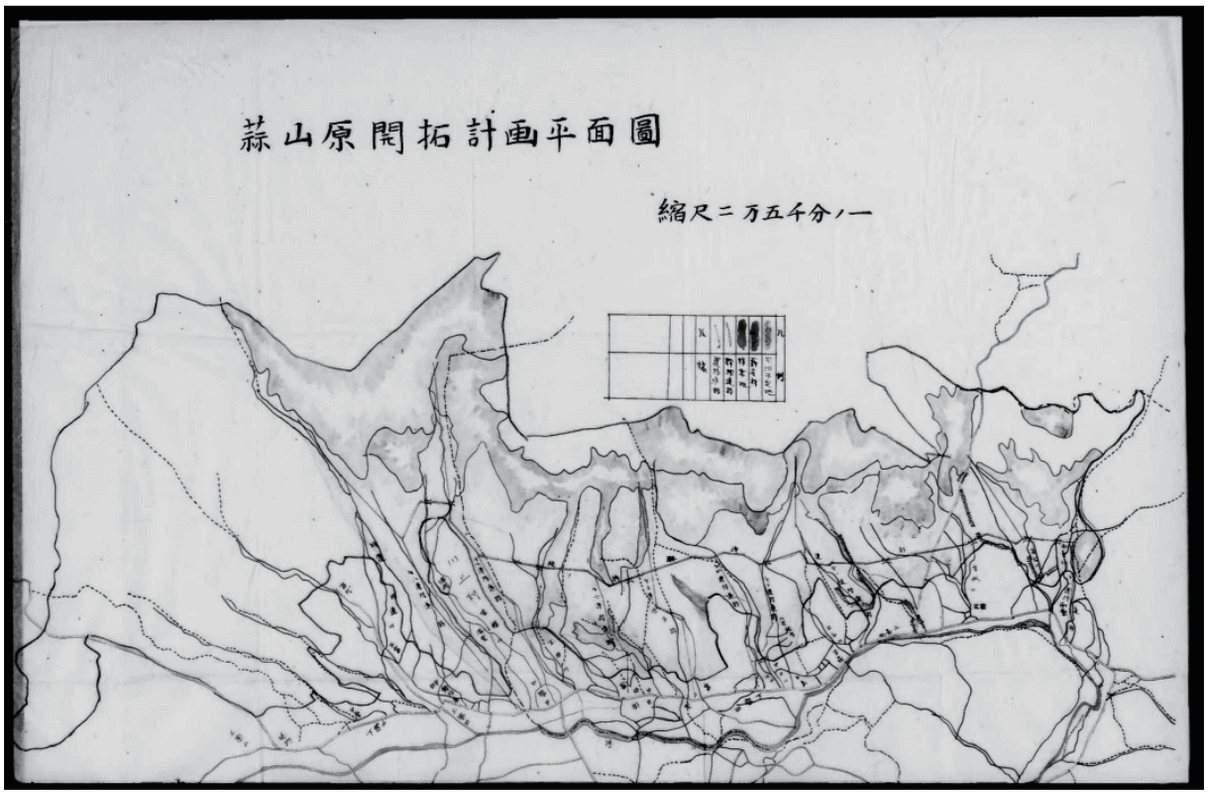

蒜山原開拓計画平面図（「蒜山原開拓建設事業計画書」国立公文書館　昭和 24 年）

建川台演習場記念碑（蒜山下福田、絵葉書、昭和 8～20 年）

下蒜山ト廠舎（絵葉書、八束廠舎、昭和 12～19 年）

軍馬補充部大山支部牧場放牧馬ノ二（絵葉書、鳥取、戦前、個人蔵）

古写真　授業風景（和裁3、富国写真館旧蔵）

正面壁、兵舎の中央通路を壁でふさいで教室とした

古写真　八束中学校校舎（同上）

古写真　川上小学校の運動会（同上）

八束廠舎跡（現県立勝山高校蒜山校地）

正門跡

⑤石碑　正面

①倉庫　外観東面

倉庫　北面

倉庫　内部

②旧戦車修理工場付兵舎　外観

旧兵舎の屋根材

廠舎建物　基礎跡

火薬庫跡

東門跡　③門柱

門柱根本跡

④貯水槽（左側に古い貯水槽）

④貯水槽

古い貯水槽の上部

同左の点検口

八束廠舎近くの戦車道跡

⑥旧兵舎Ａ　外観東面

⑥旧兵舎Ａ　外観北西面

トラス

敷地西側の基礎跡

土台の切断箇所

⑦旧兵舎Ｂ　外観南面

外観北面

トラス

押縁下見板張

銃架部材の欠き込み

板の間

板の間

同左

⑧壕跡　入口正面

入口

壕跡　実測中

壕跡　内部

⑨石碑「蒜山原陸軍演習場」

北側から撮影

石碑北側　土塁と防風林

同左

⑩トーチカⅠ

外観　劣化が進む

銃眼部

土塁（トーチカⅠの南側）

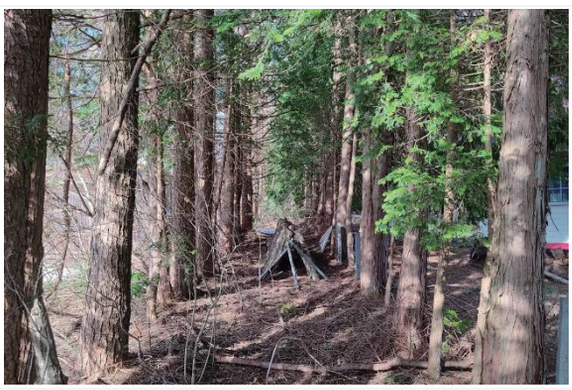

⑪トーチカⅡ　敷地入口

外観

外観

危険な破壊箇所

開口部

劣化が進むコンクリート端部

⑫監的哨　夏期

冬期

⑫監的哨

背面

監的哨　上部

モルタル壁の剥離部

内部

⑬退避壕　入口

退避壕　内部

⑭旭川派出所本部跡

松並木

三平山の土塁

⑯吉森公会堂　正面

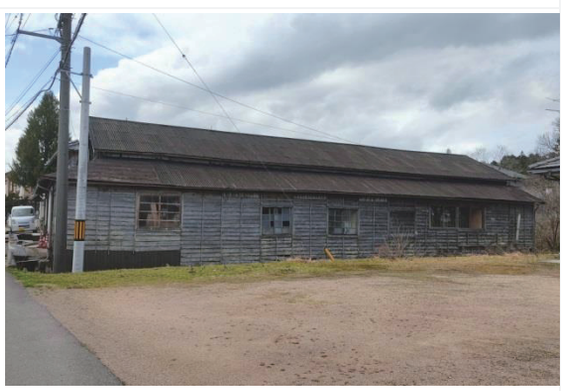

外観　東面

⑰旧堆肥所　外観

旧兵舎の当初材　波型トタン

図　版

実測調査図及び復元図

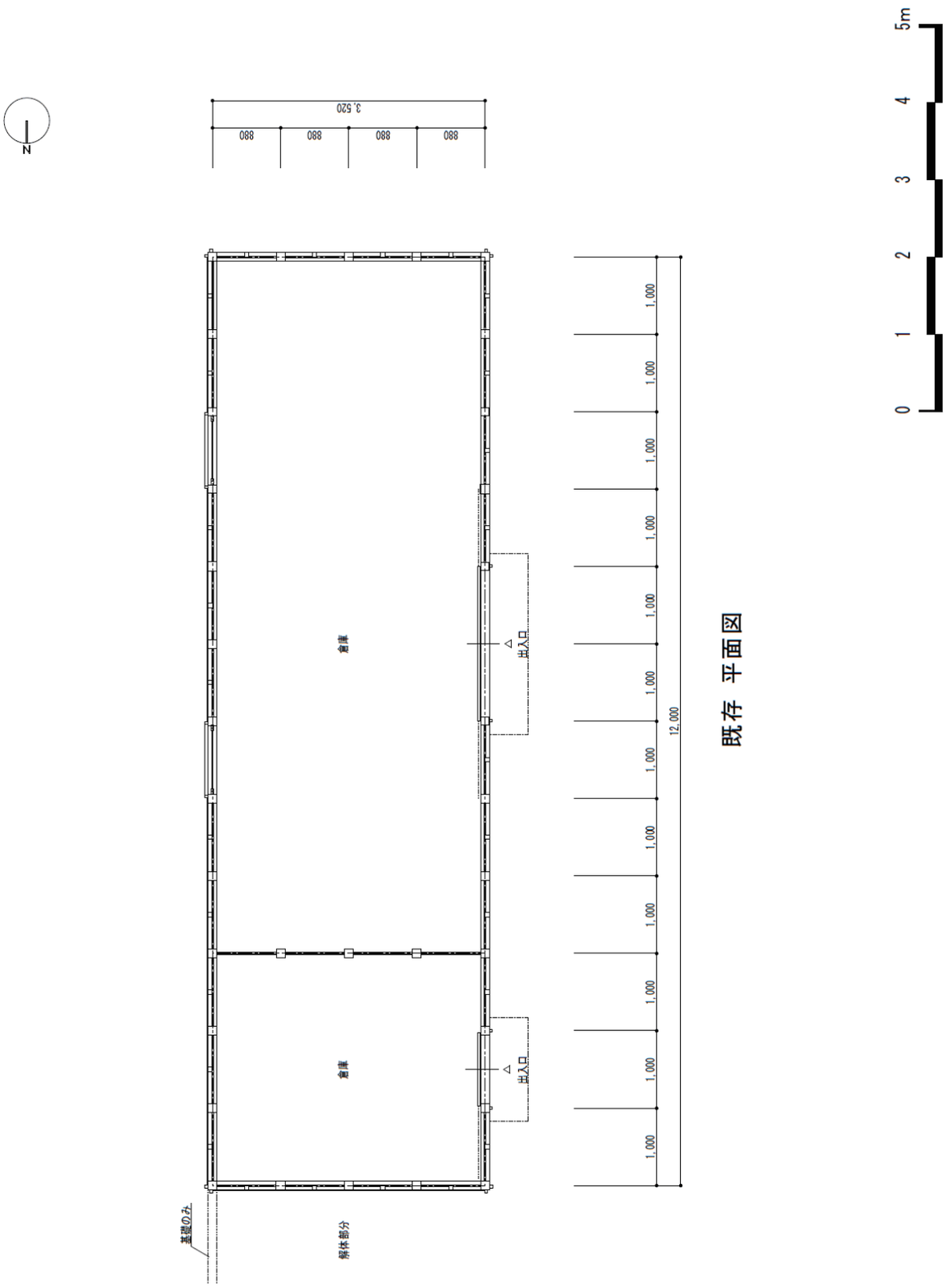

第１図　　八束廠舎　　倉庫　既存平面図

第２図　八束廠舎　倉庫　既存立面図

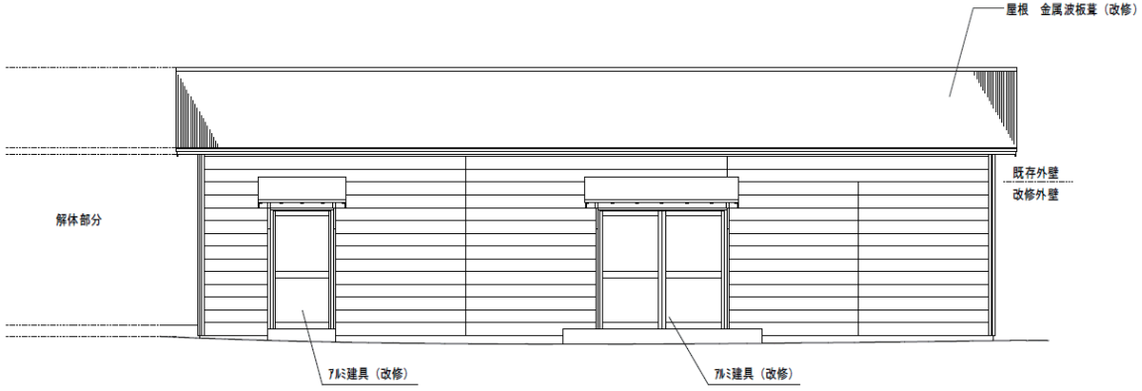

既存　西立面図

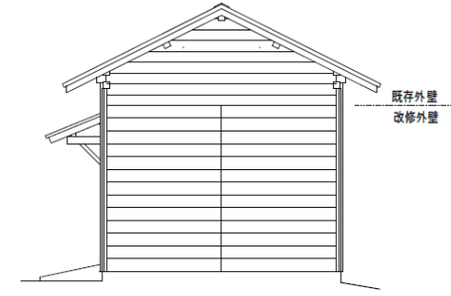

既存　南立面図

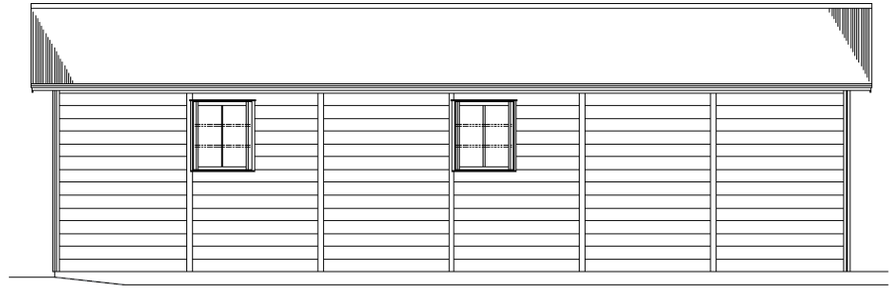

既存　東立面図

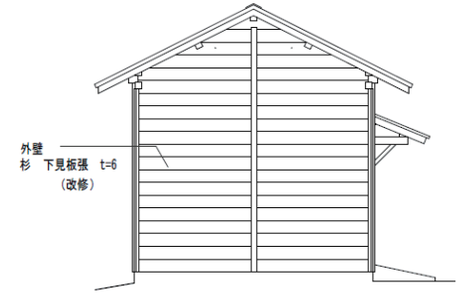

既存　北立面図

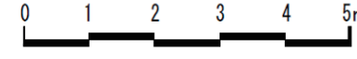

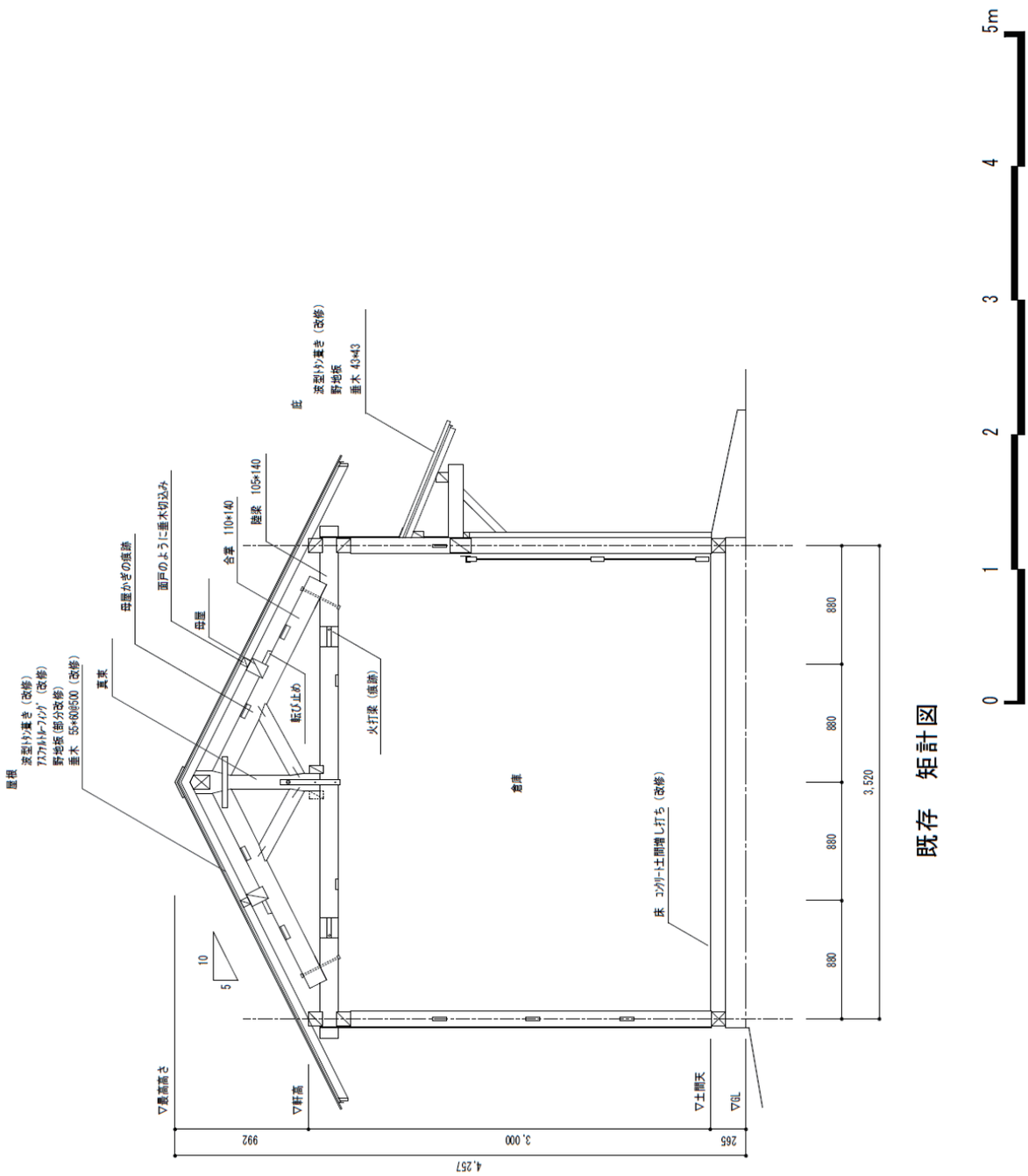

第 3 図　　八束廠舎　　倉庫　既存断面図

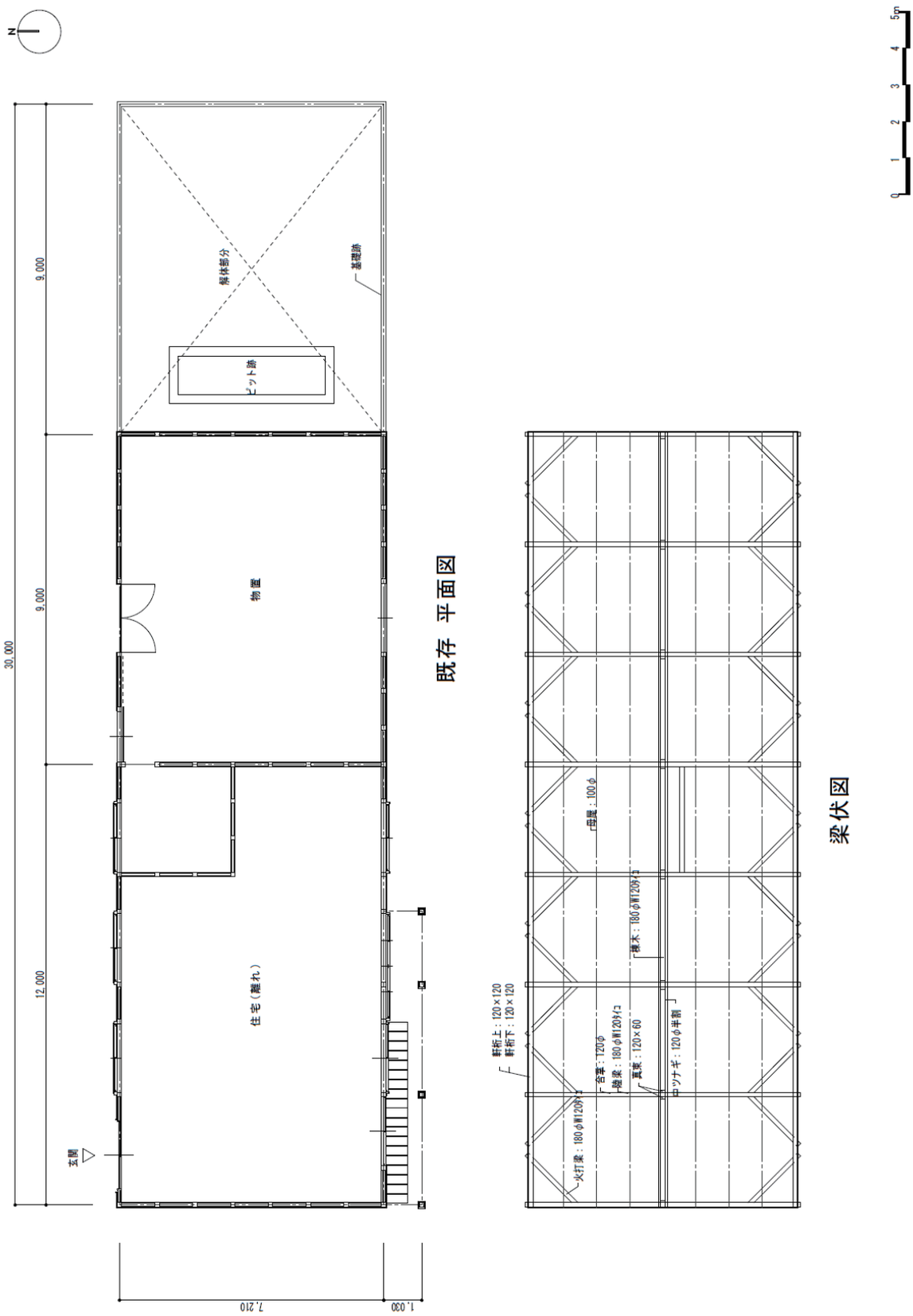

第 4 図　　八束廠舎　旧戦車修理工場付兵舎　既存平面図・梁伏図

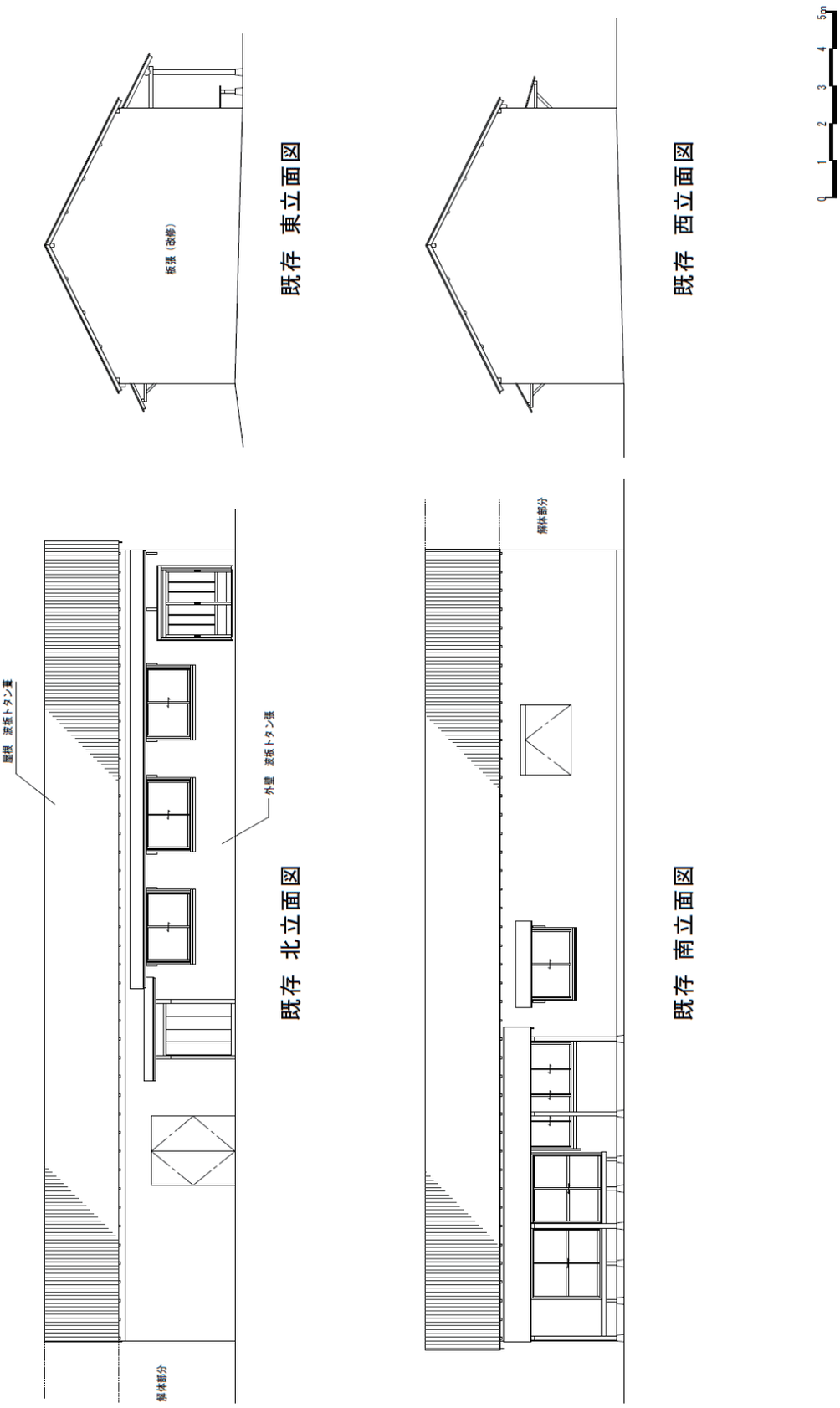

第 5 図　　八束廠舎　旧戦車修理工場付兵舎　既存立面図

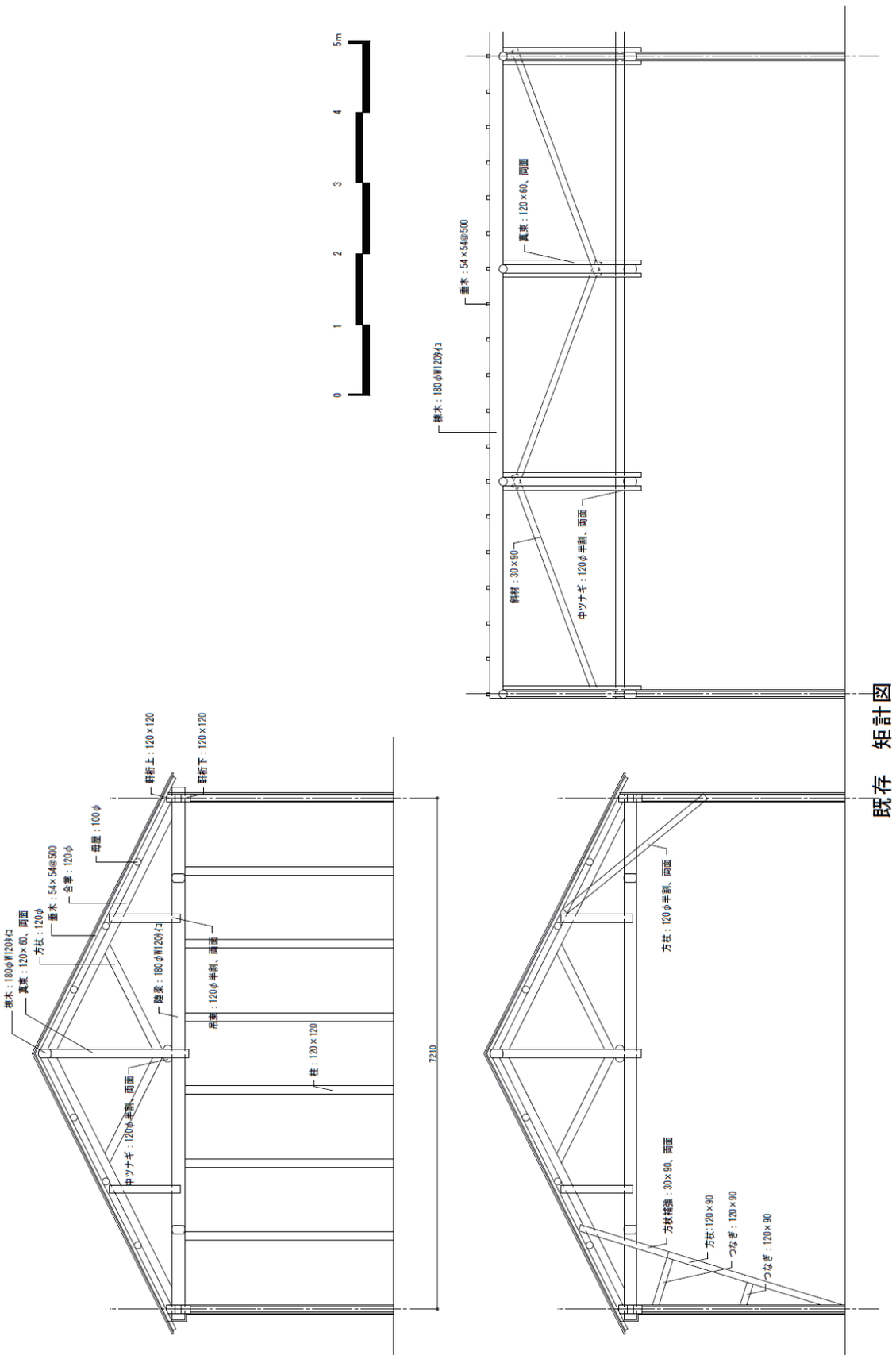

第 6 図　　八束廠舎　旧戦車修理工場付兵舎　既存矩計図

第７図　八束廠舎　旧戦車修理工場付兵舎　既存詳細図

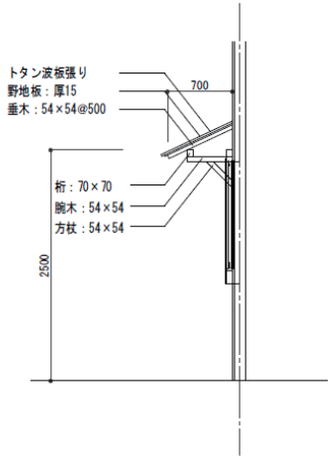

北側 連続庇 詳細図

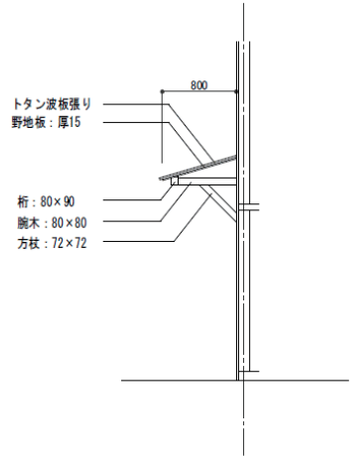

北側 出入口庇 詳細図

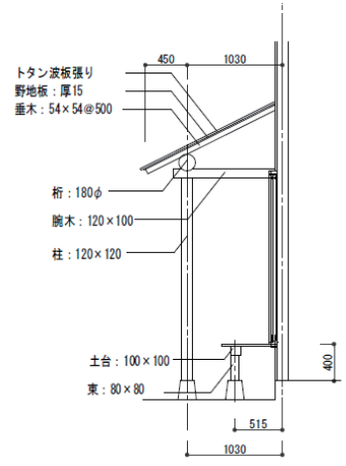

南側 縁庇 詳細図

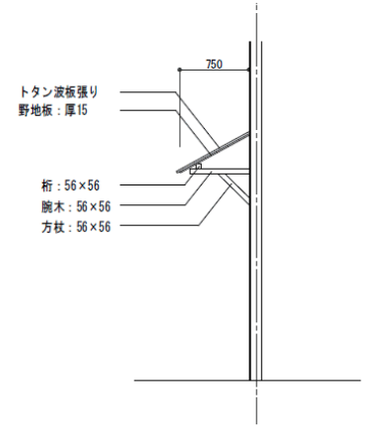

南側 庇 詳細図

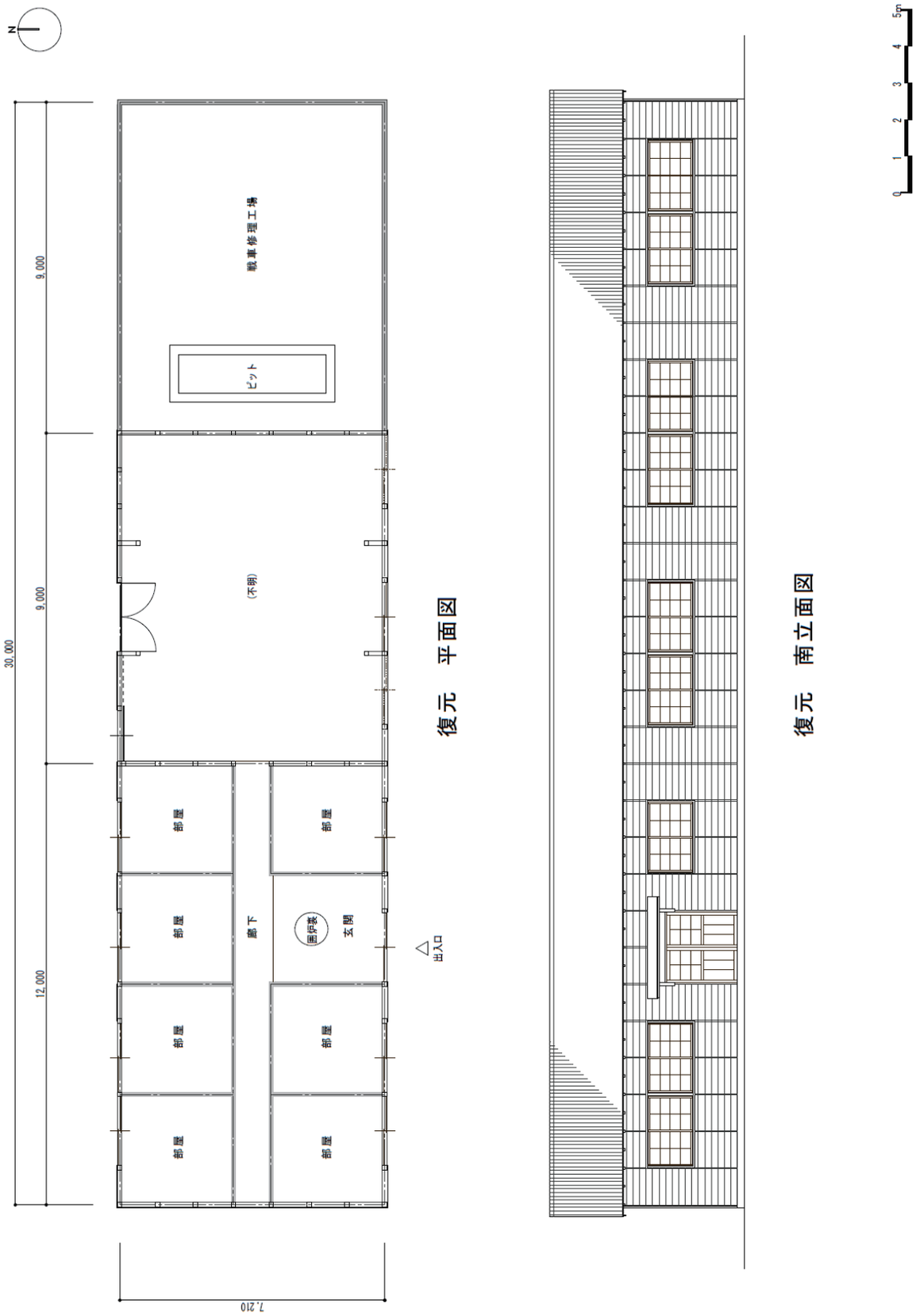

第 8 図　　八束廠舎　旧戦車修理工場付兵舎　復元平面図･南立面図

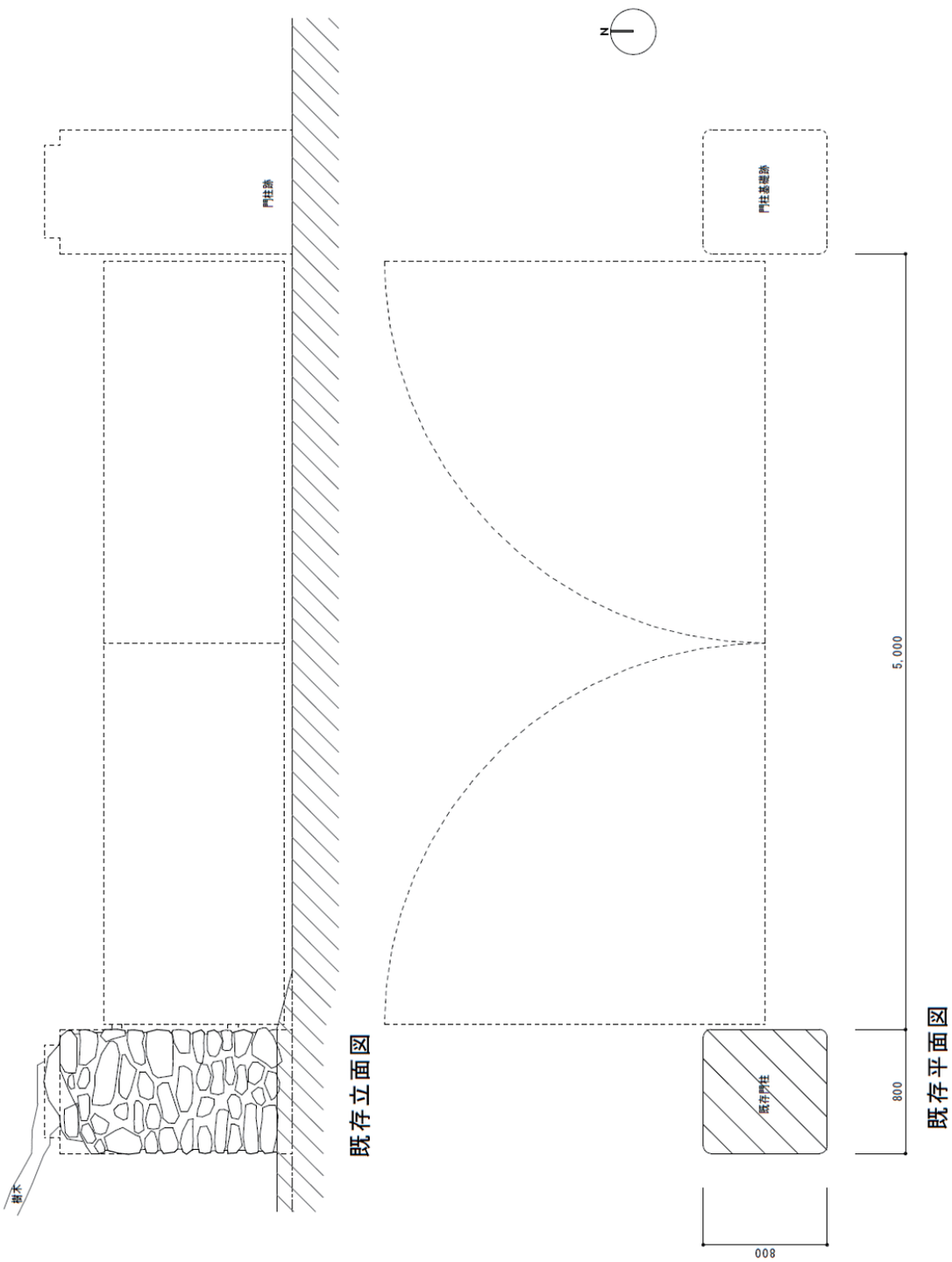

第 9 図　　八束廠舎　門柱　既存平面図・立面図　復元平面図・立面図

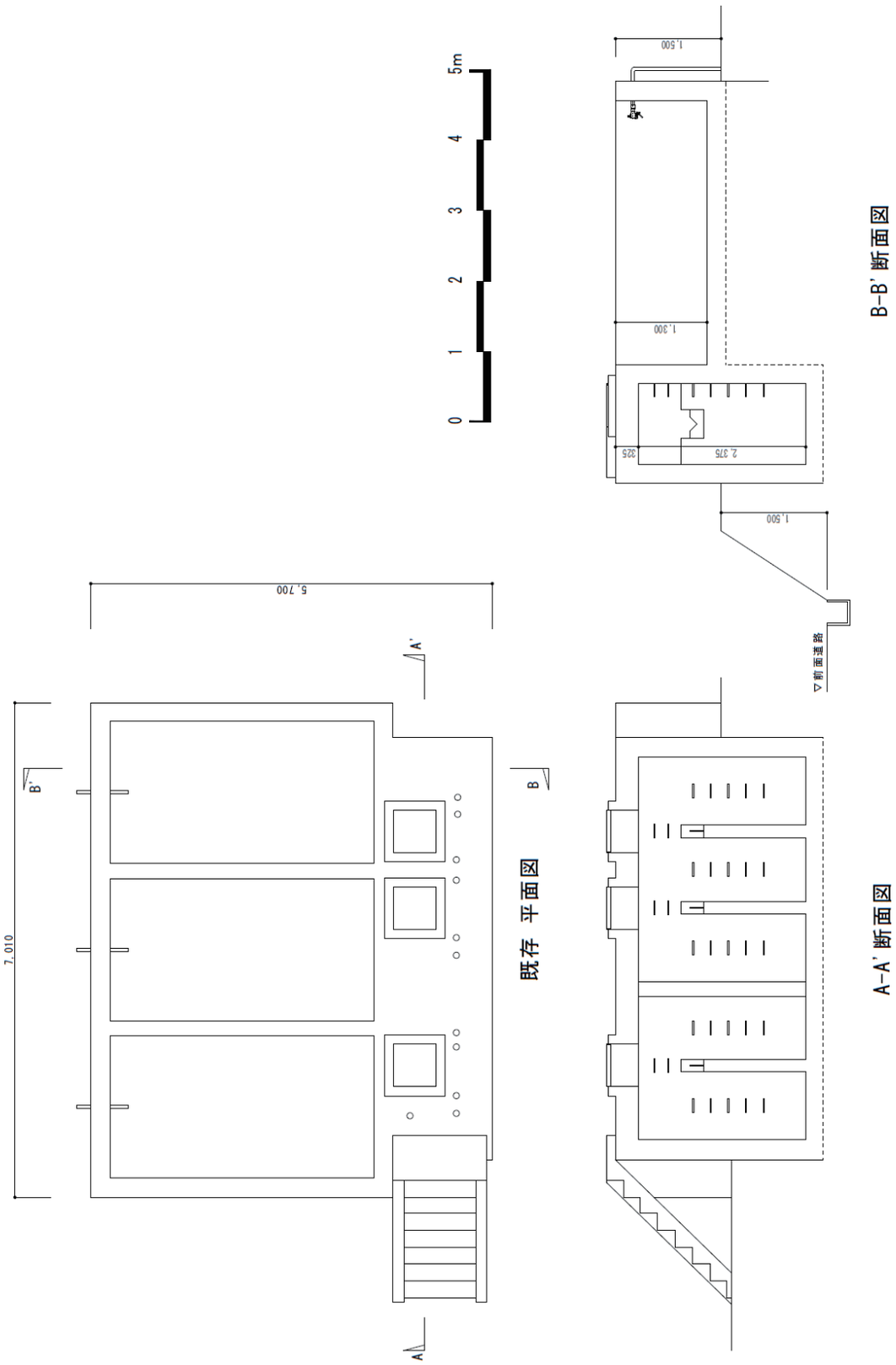

第 10 図　八束廠舎　旧貯水槽　既存平面図・断面図

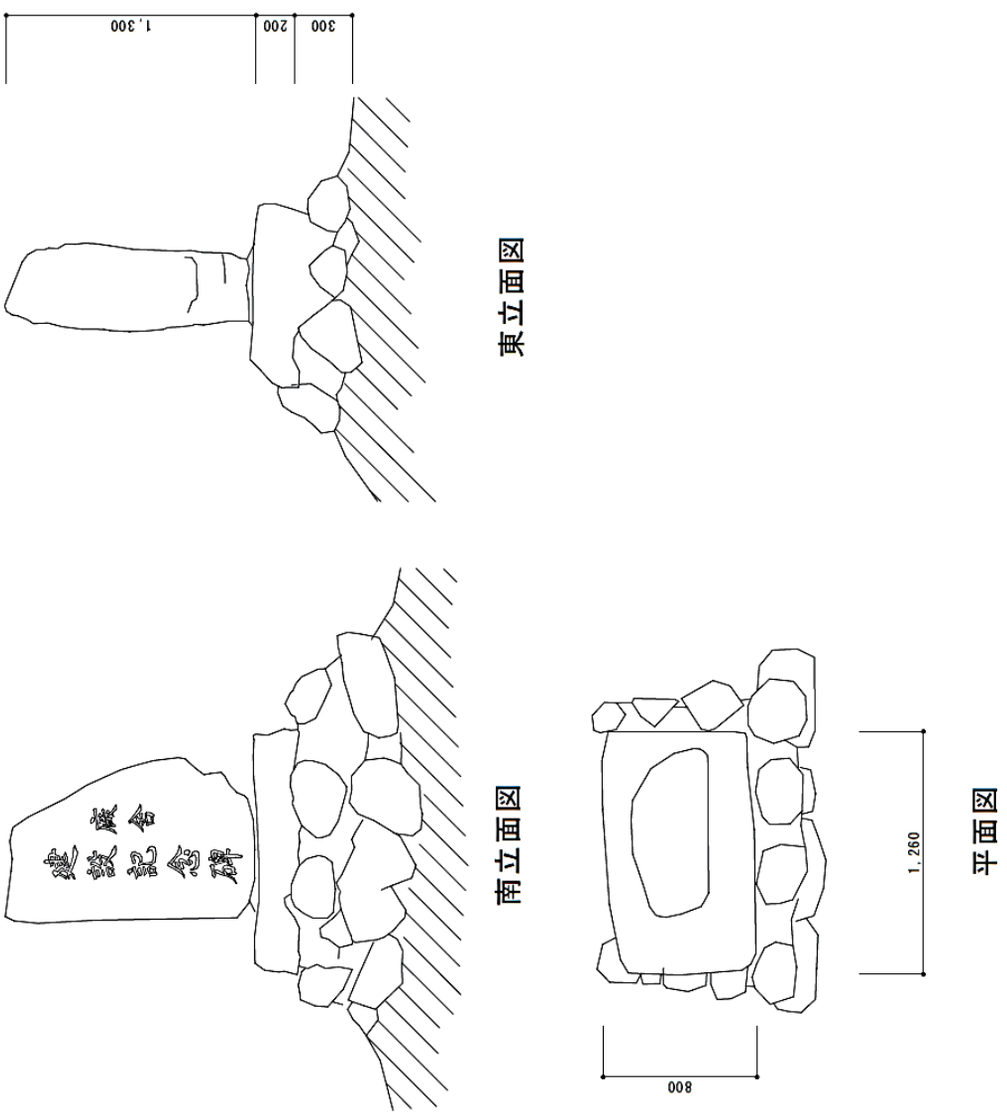

第 11 図　八束廠舎　石碑「廠舎建設記念碑」 平面図・立面図

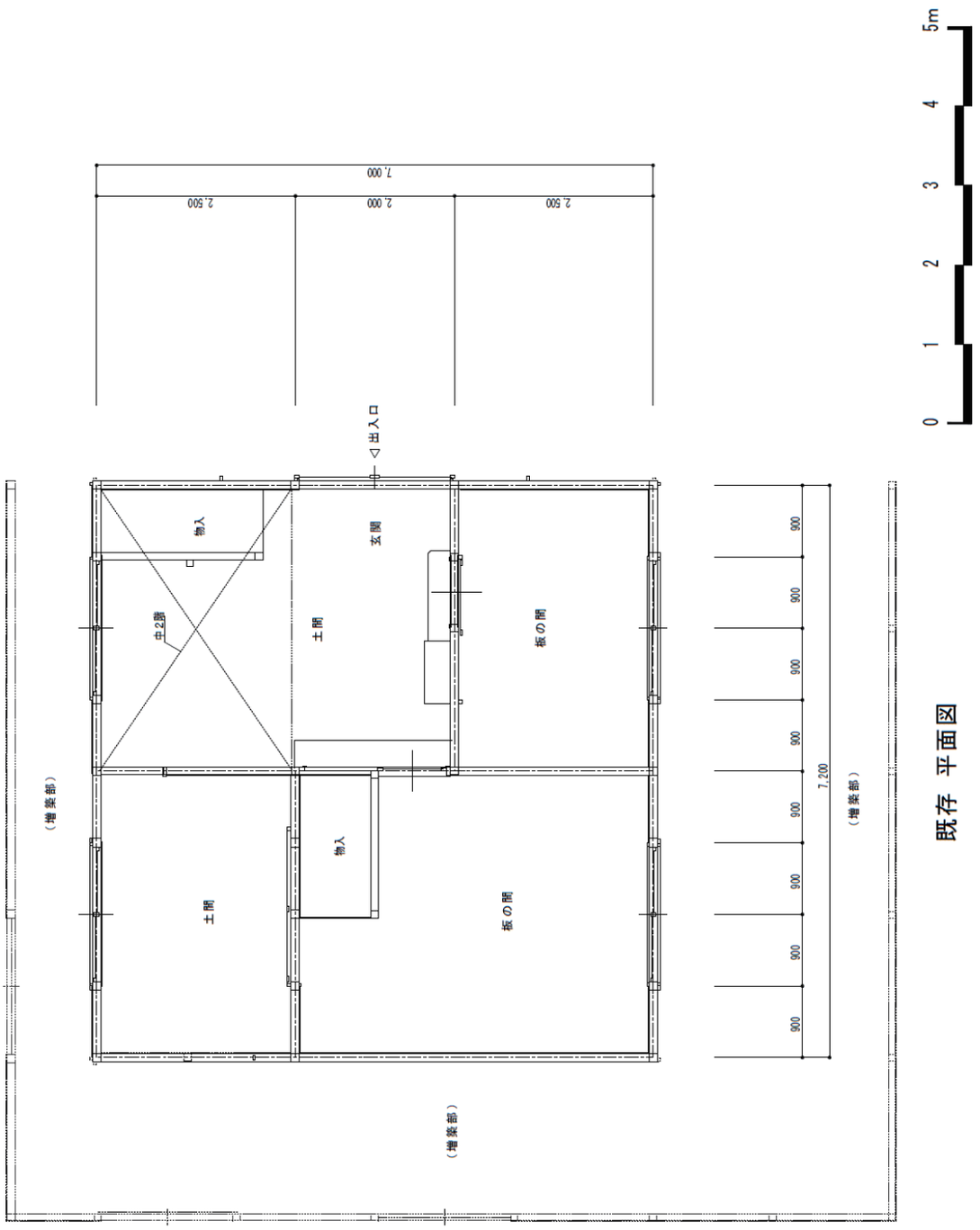

第 12 図　川上廠舎　旧兵舎A　既存平面図

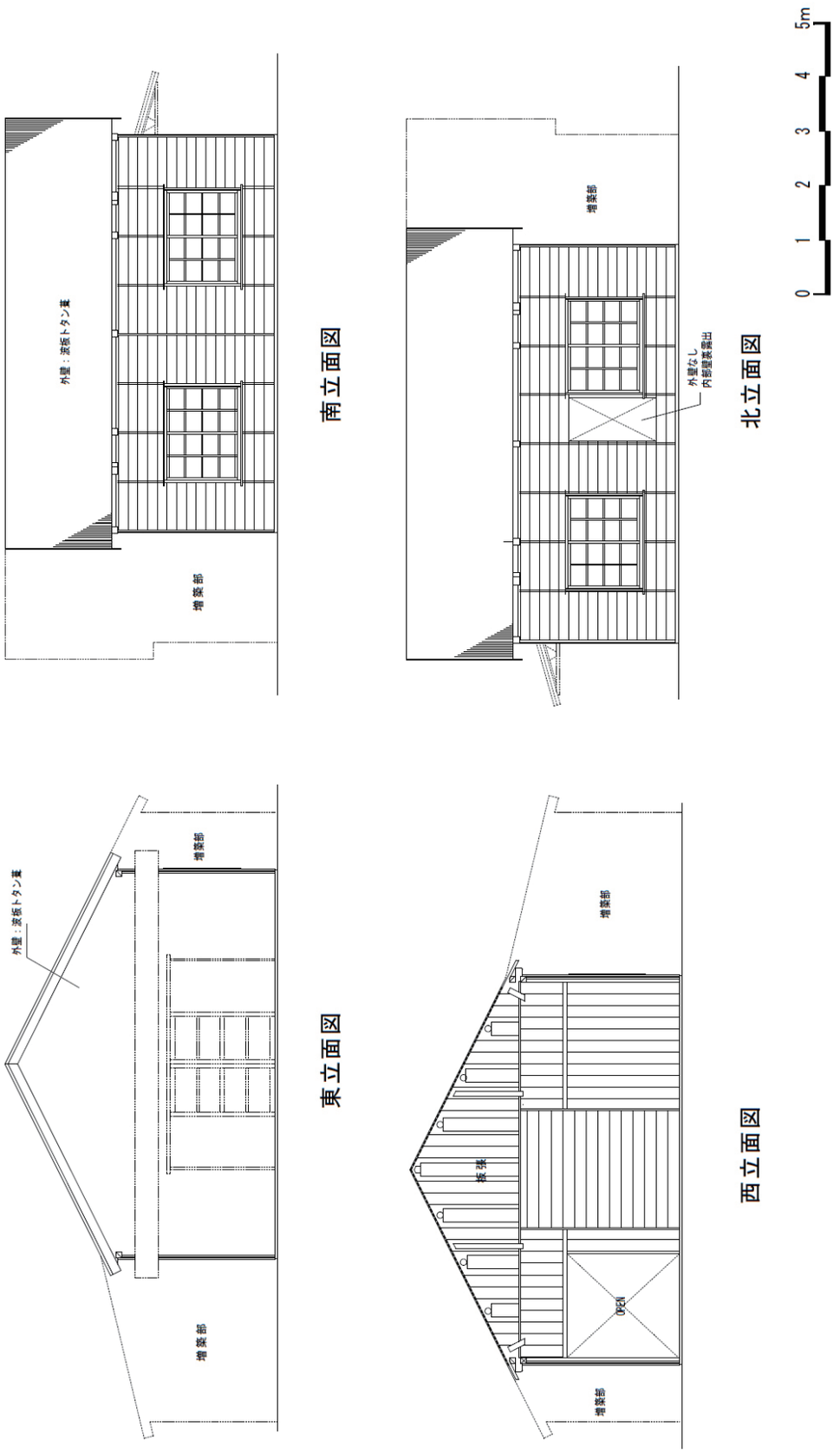

第 13 図　川上廠舎　旧兵舎A　既存立面図

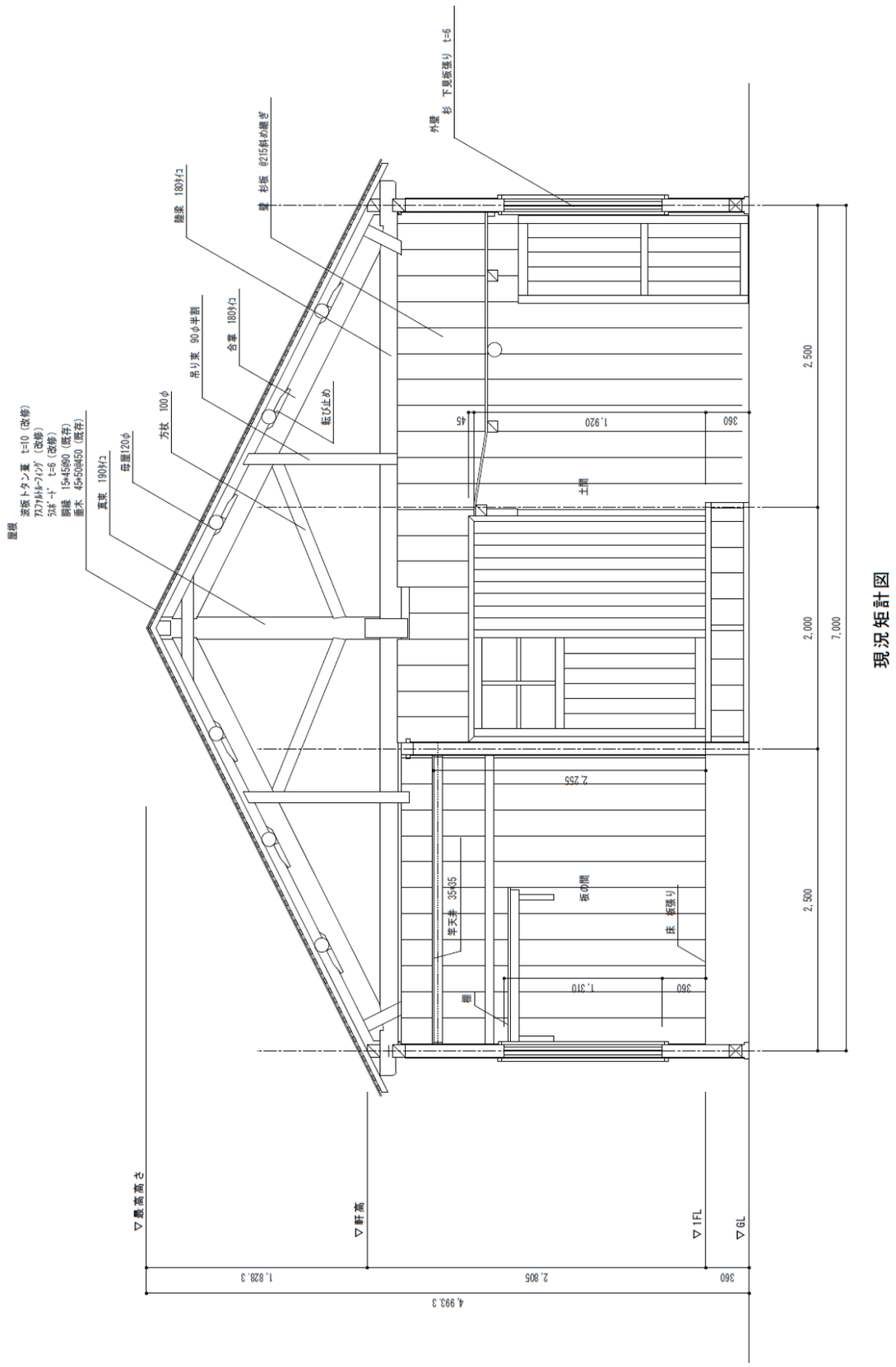

第 14 図　川上廠舎　旧兵舎A　既存矩計図

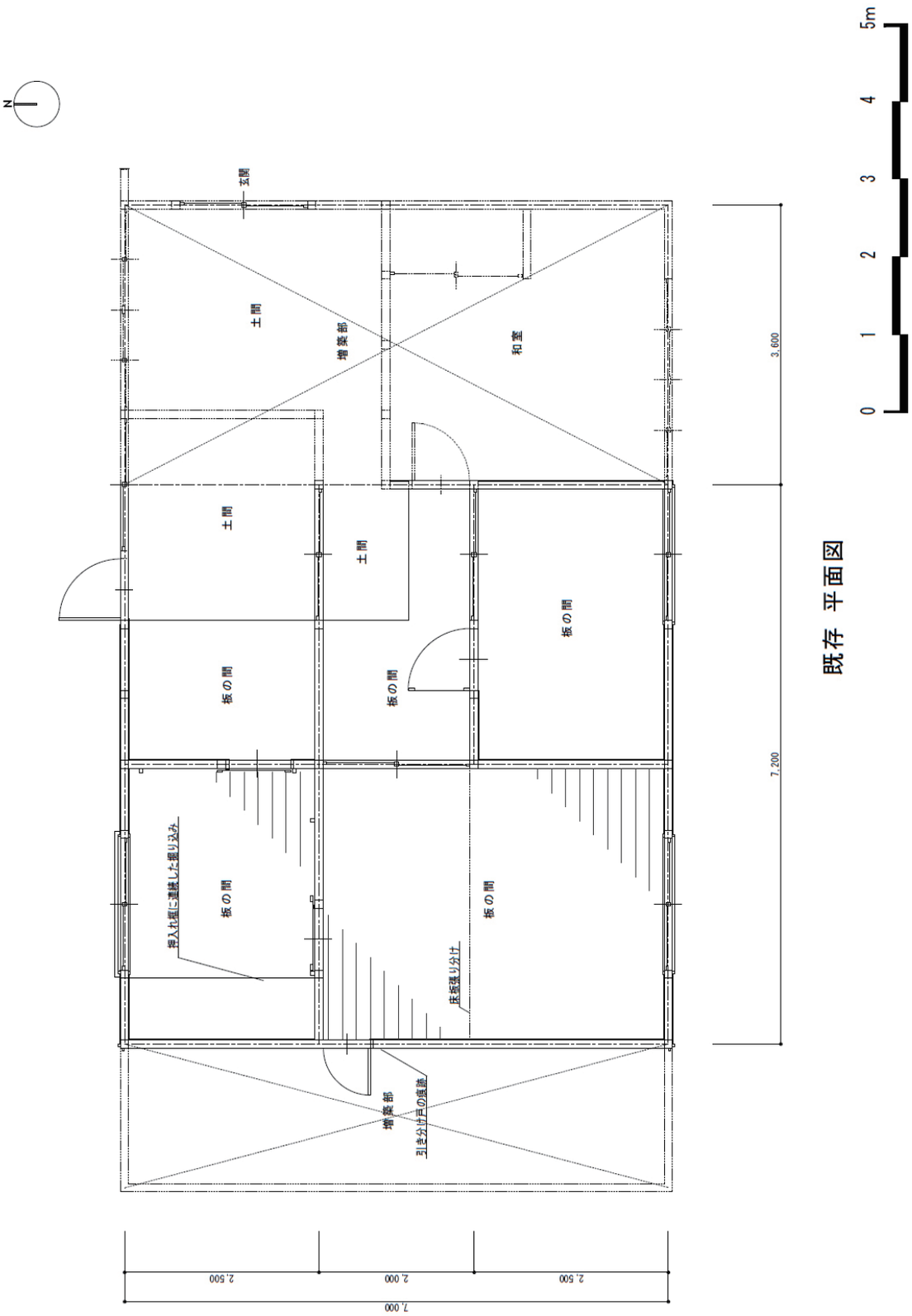

第 15 図　川上廠舎 旧兵舎B 既存平面図

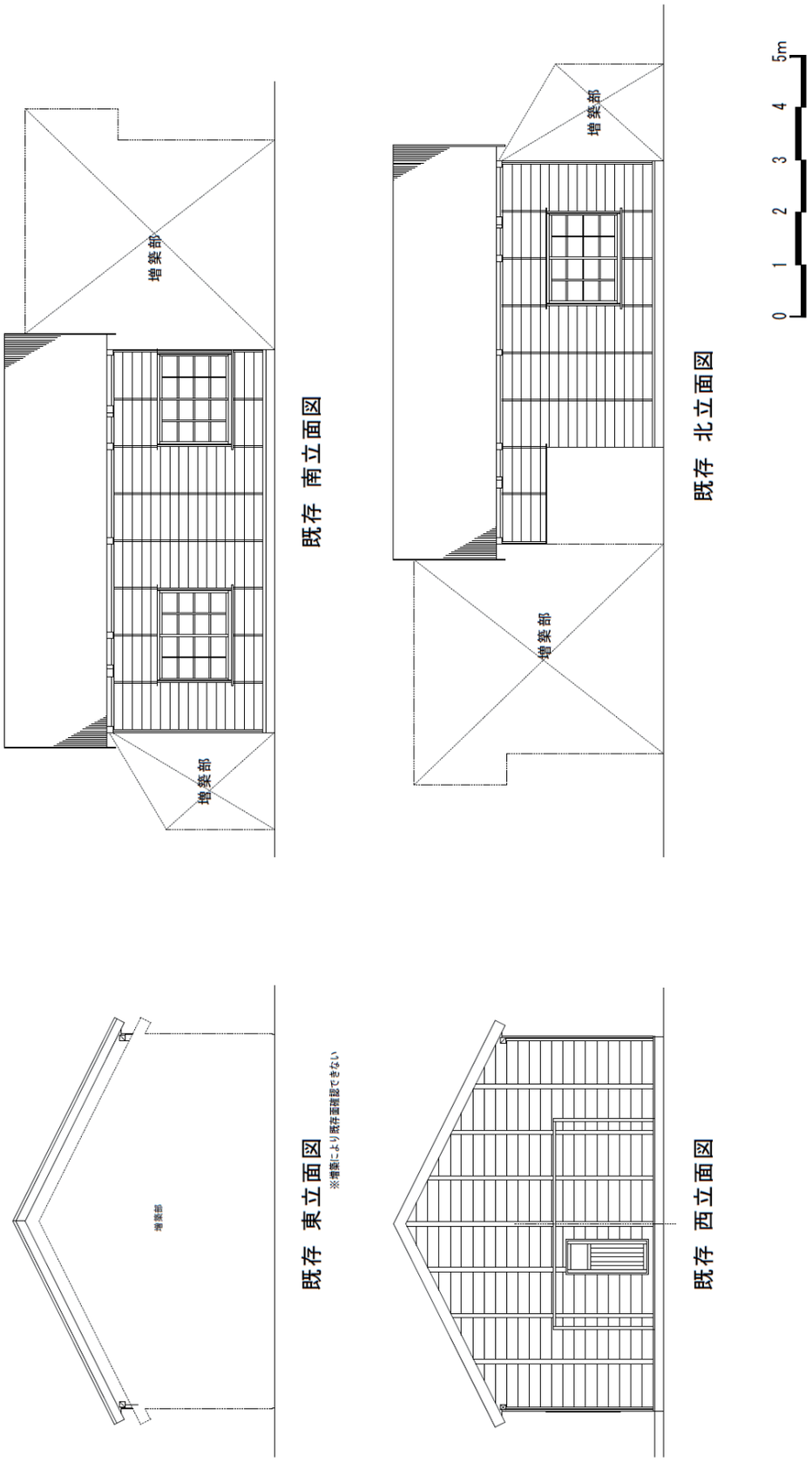

第 16 図　川上廠舎　旧兵舎B　既存立面図

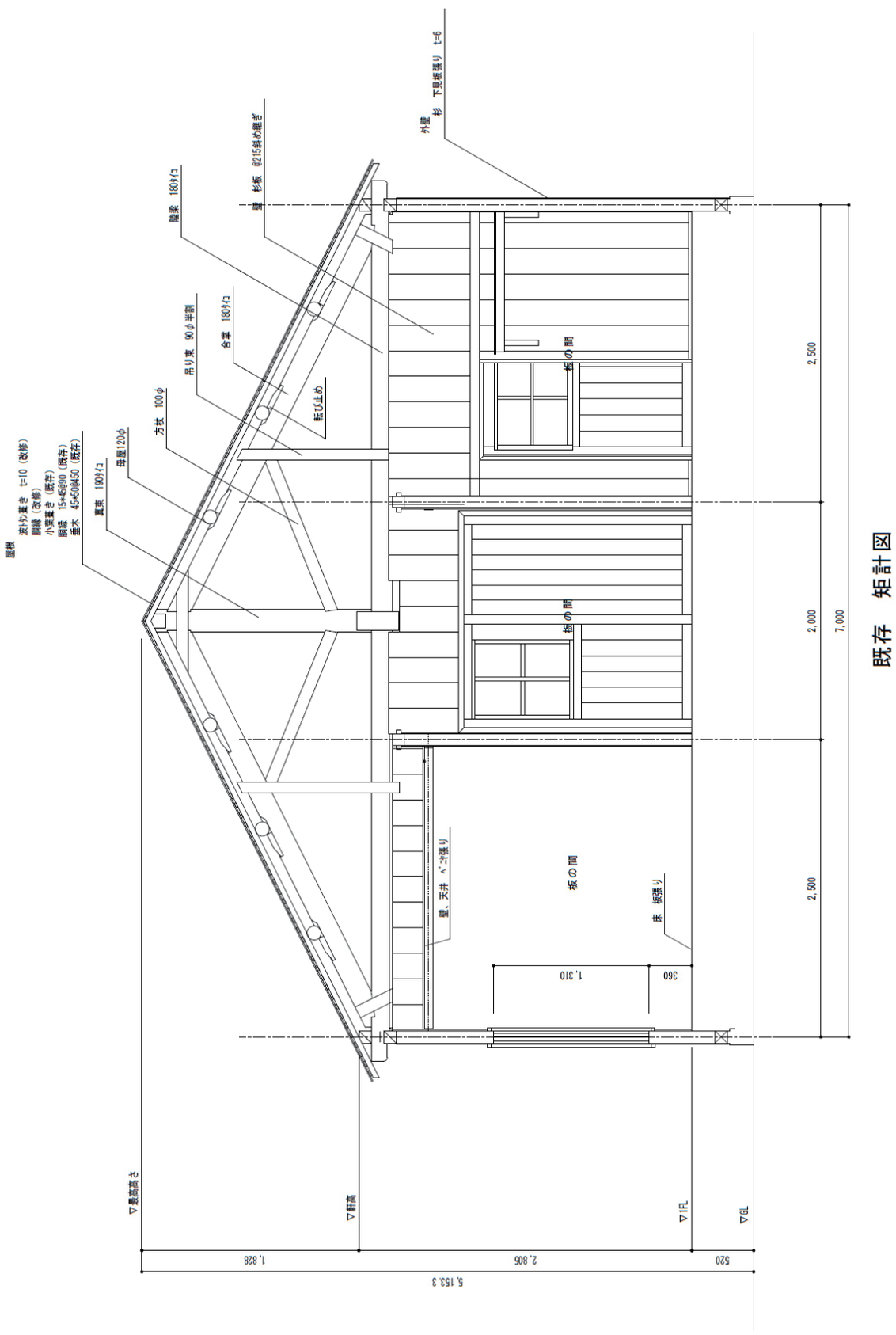

第 17 図　川上廠舎　旧兵舎B　既存矩計図

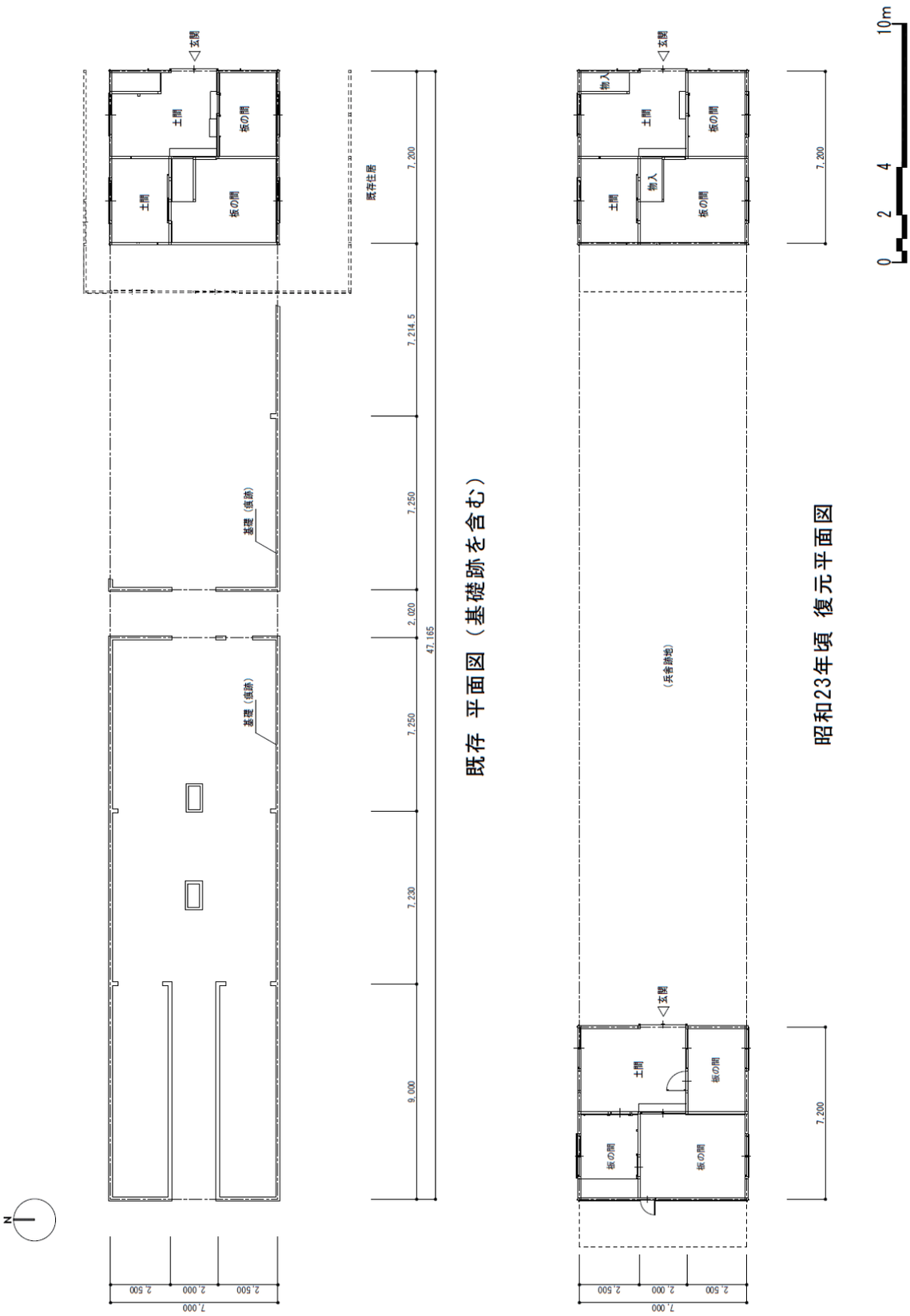

第 18 図　川上廠舎　旧兵舎　既存平面図・戦後復元平面図

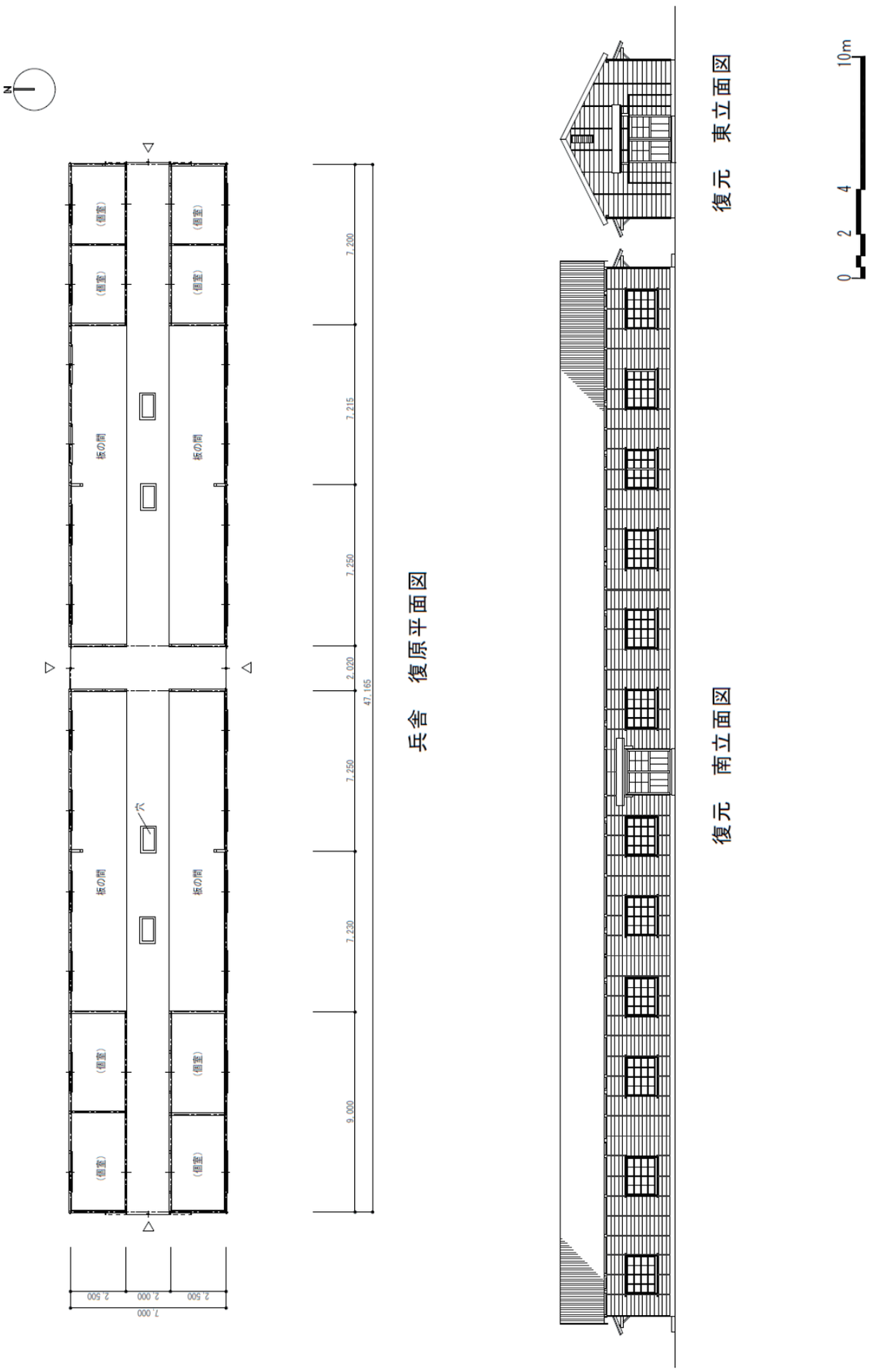

第 19 図　川上廠舎　旧兵舎　復元平面図・立面図

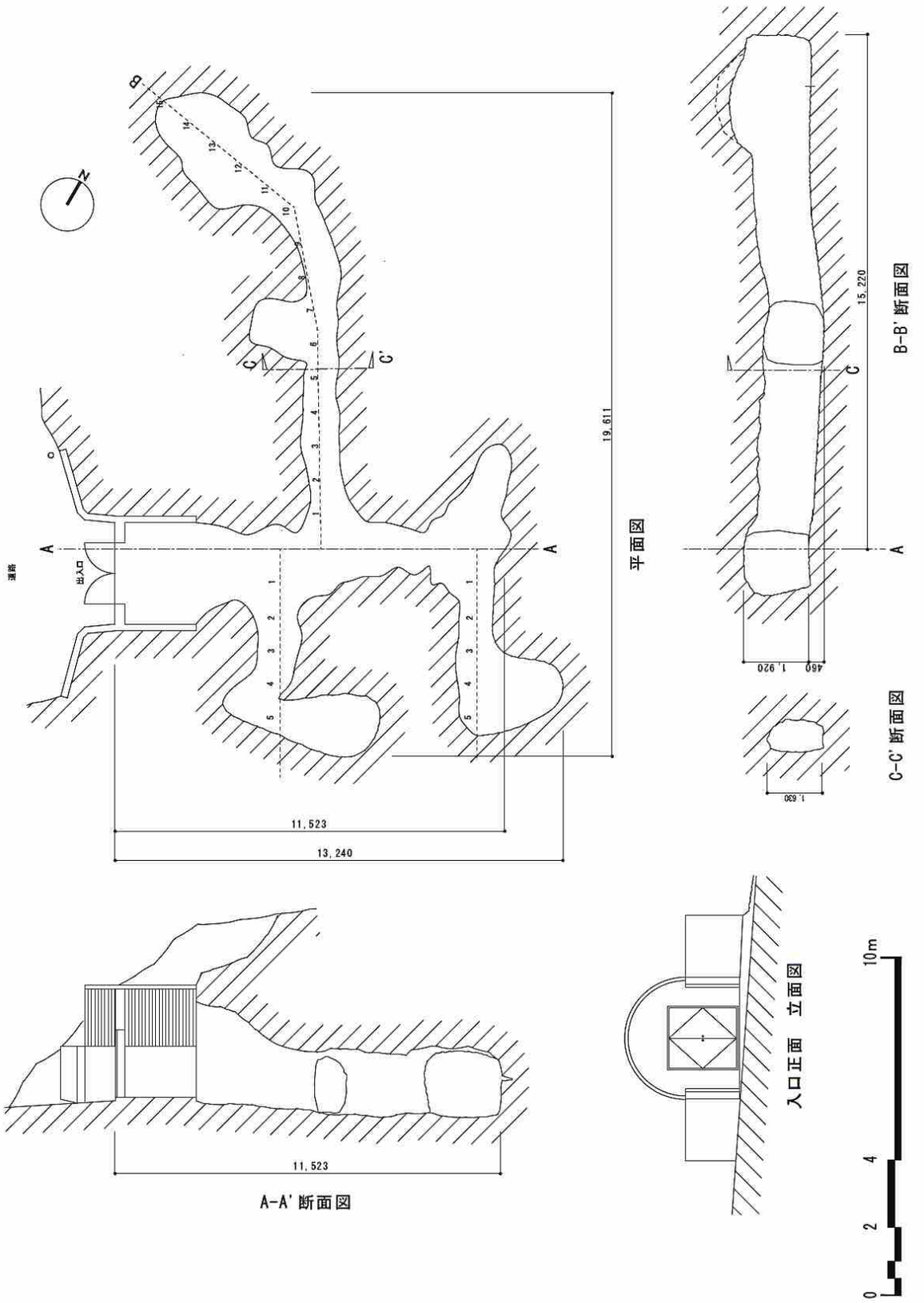

第 20 図　川上廠舎 壕跡 平面図・正面立面図・断面図

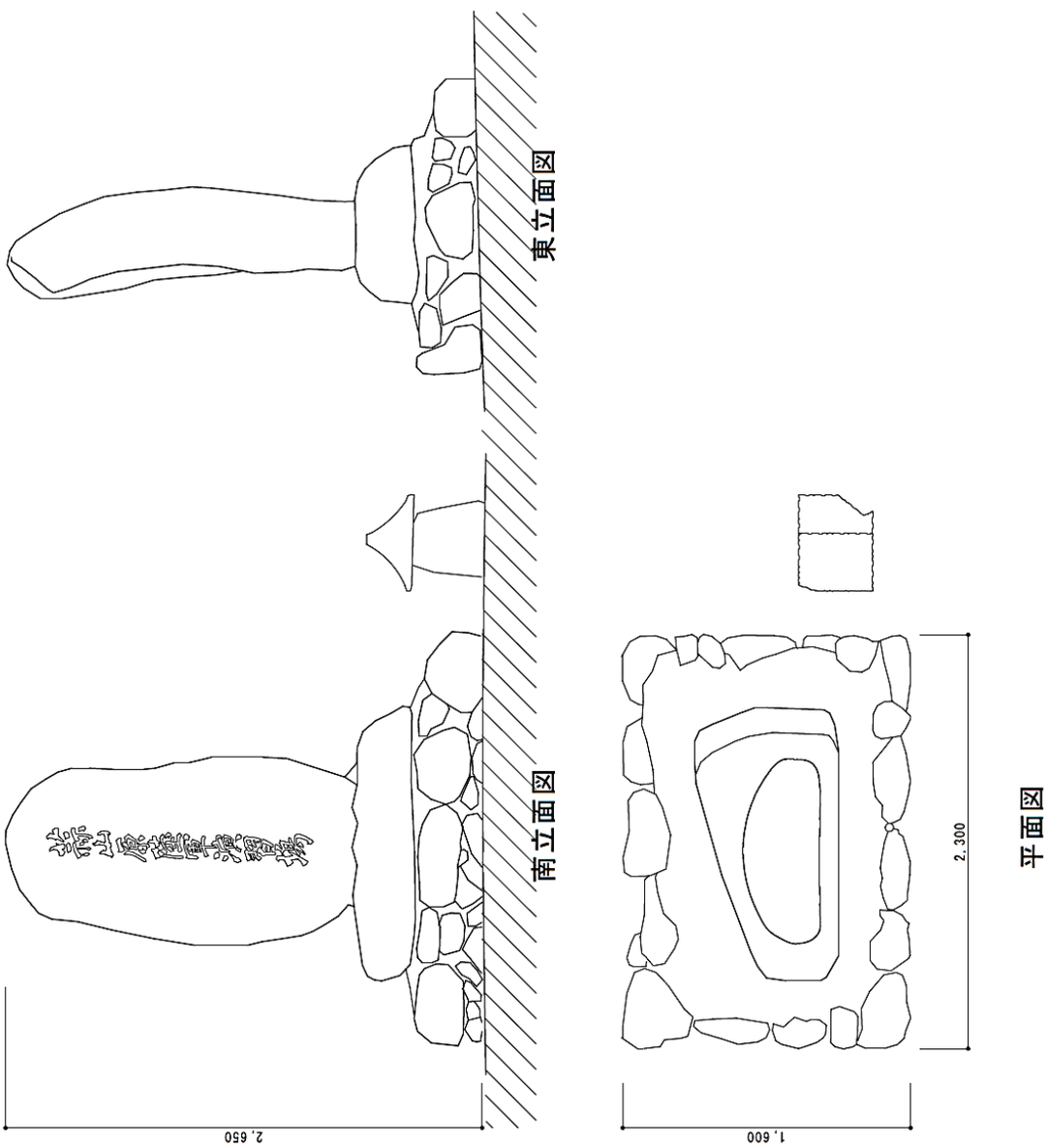

第 21 図　演習場内 石碑「蒜山原陸軍演習場」 平面図・立面図

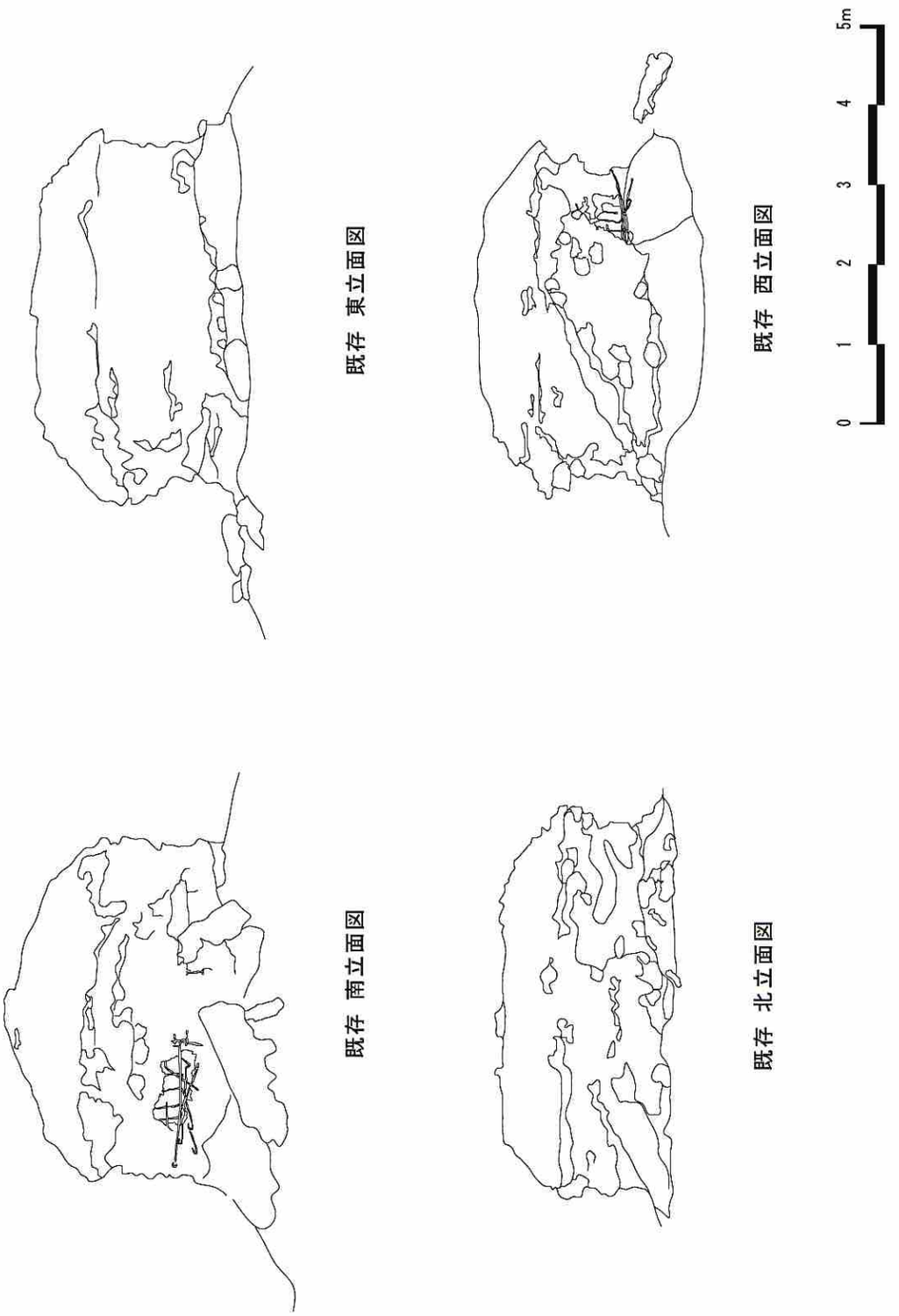

第 22 図　演習場内　特火点Ⅰ　既存立面図

第23図　演習場内 特火点Ⅰ 復元平面図・立面図・断面図・詳細図

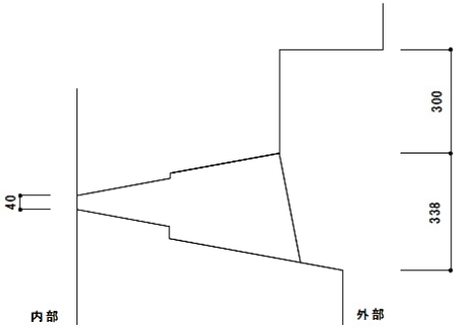

銃眼　断面詳細図

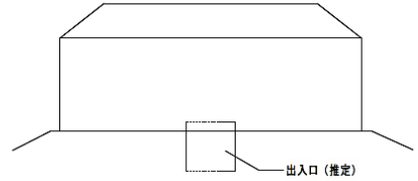

復元 北立面図

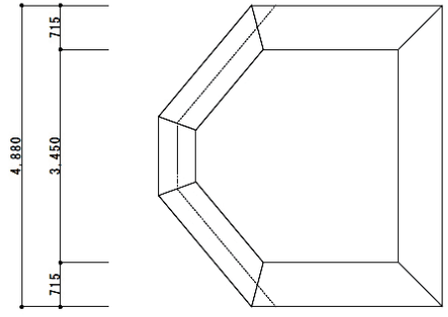

屋根伏図

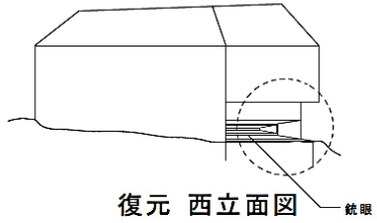

復元 西立面図

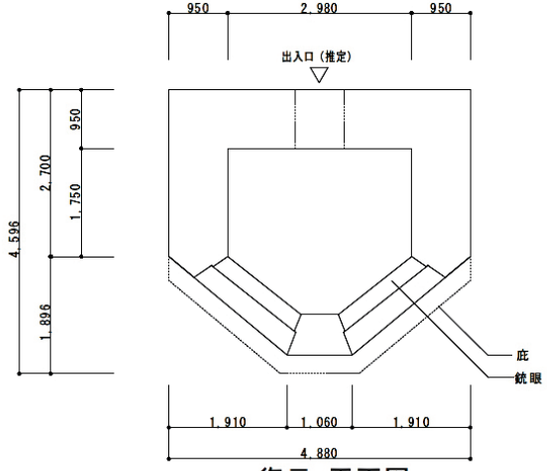

復元 平面図

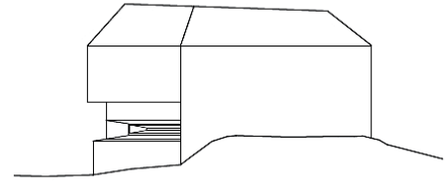
復元 東立面図

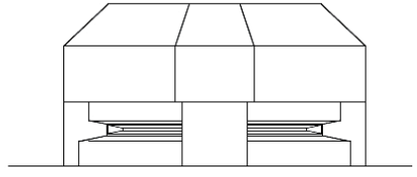
復元 南立面図

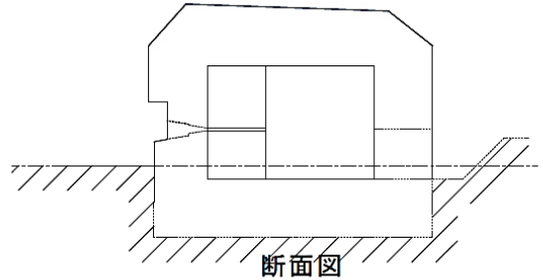
断面図

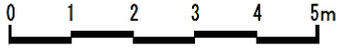

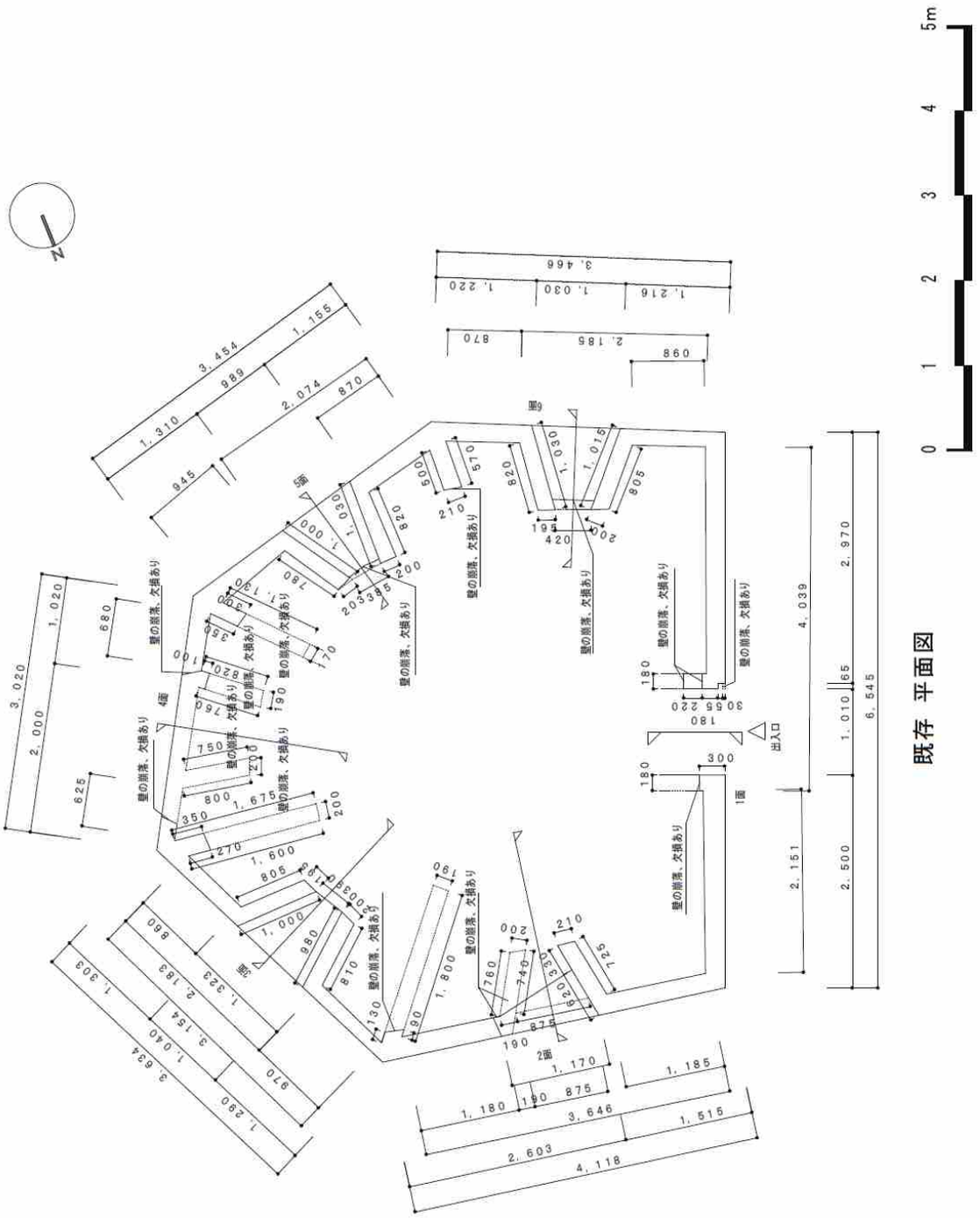

第 24 図　演習場内 特火点Ⅱ 既存平面図

第25図　演習場内 特火点Ⅱ 既存屋根スラブ伏図

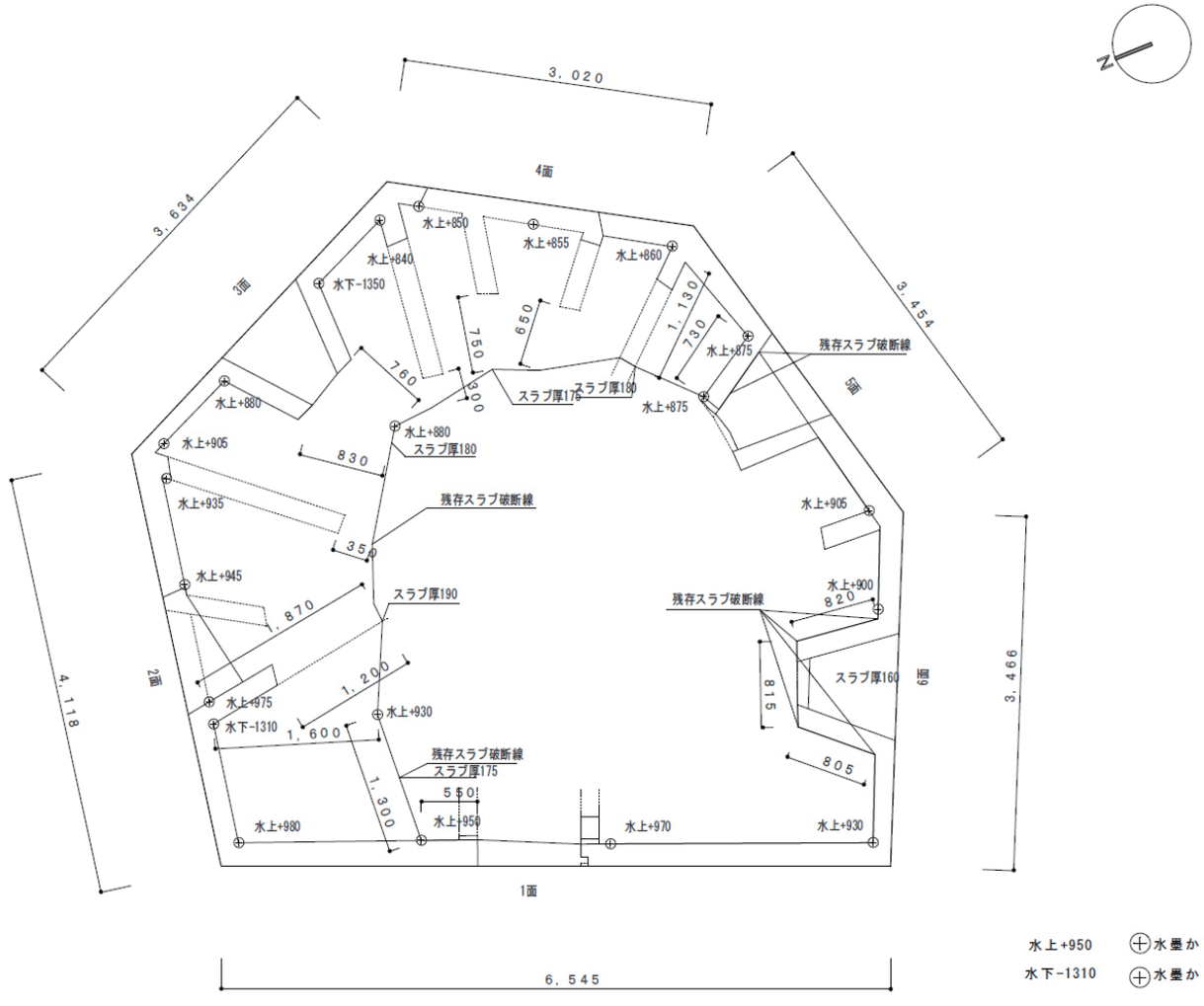

水上+950　⊕水墨から屋根スラブ下端までの高さを表す。
水下-1310　⊕水墨から土間スラブ天端までの高さを表す。

既存　屋根スラブ伏図

0　1　2　3　4　5m

第26図　演習場内　特火点Ⅱ　既存立面図

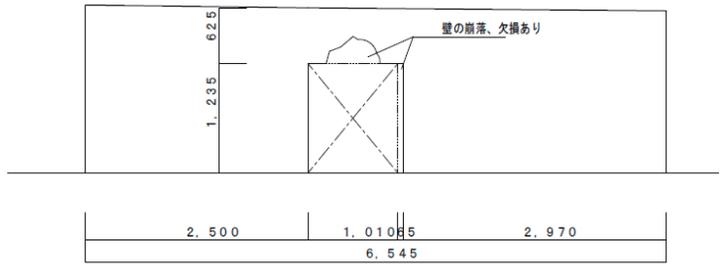

既存　1面立面図

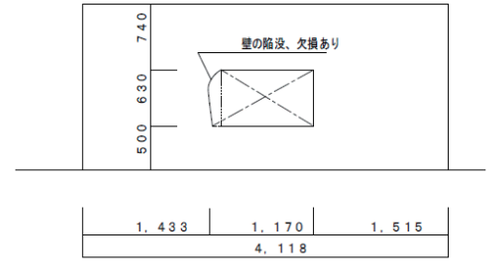

既存　2面立面図

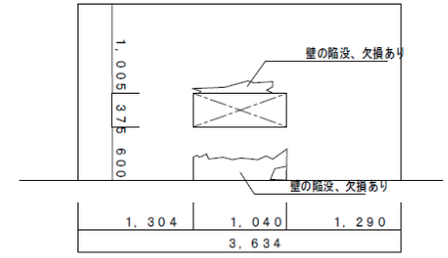

既存　3面立面図

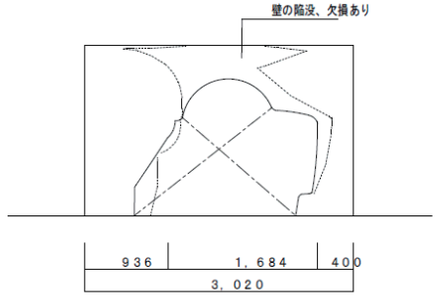

既存　4面立面図

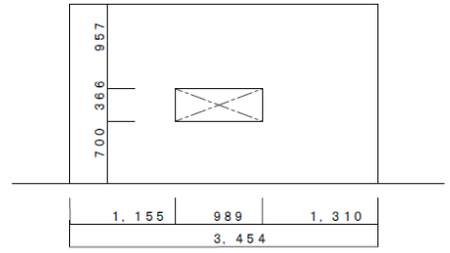

既存　5面立面図

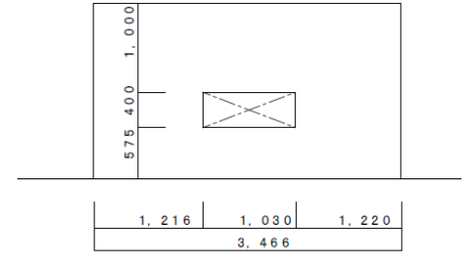

既存　6面立面図

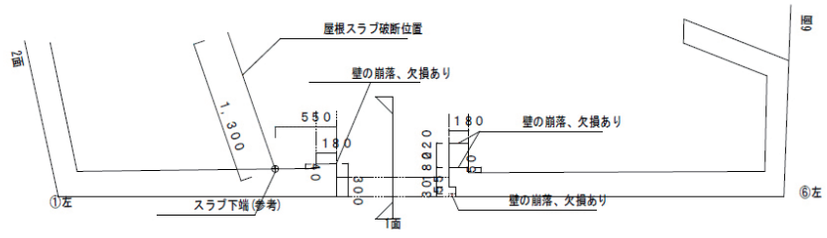

平面図

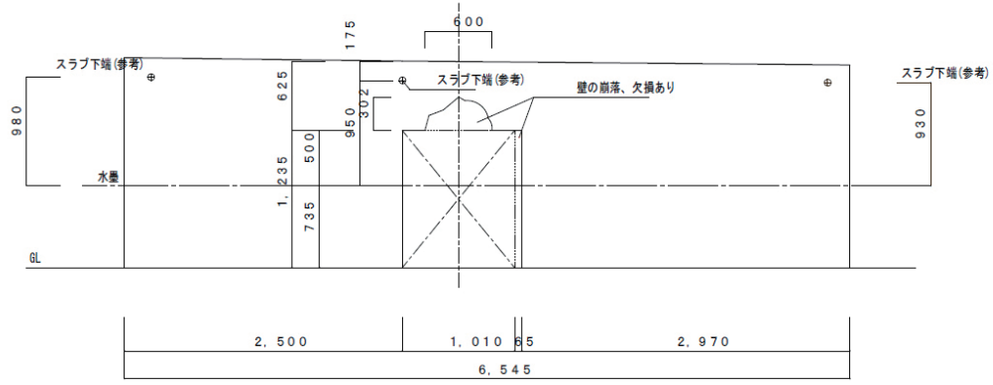

1面立面図

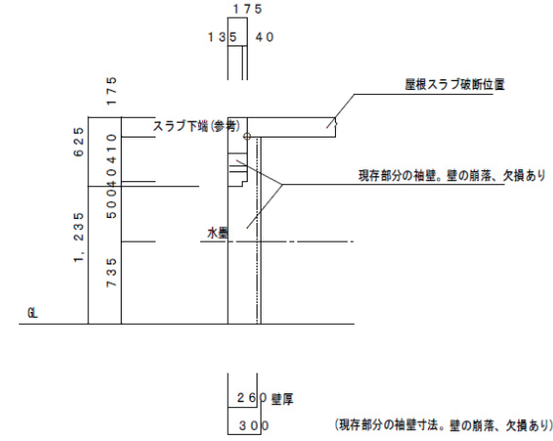

1面断面図（⑥左-①左向）

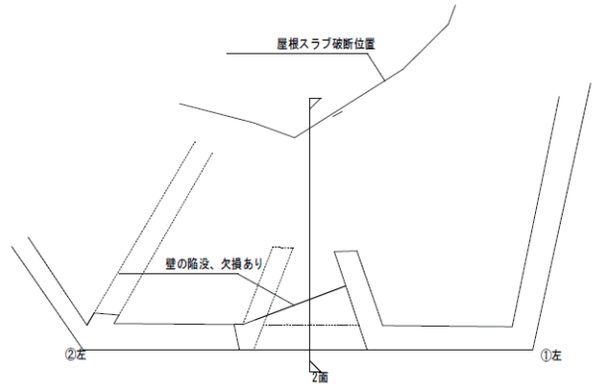

平面図

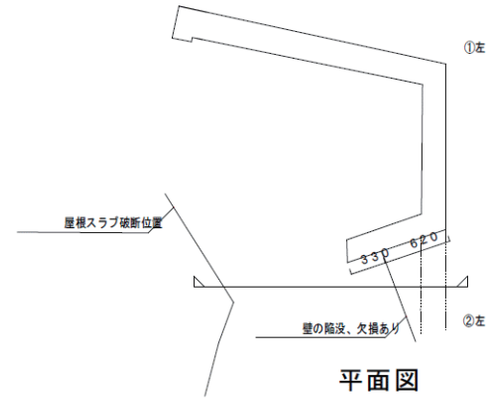

平面図

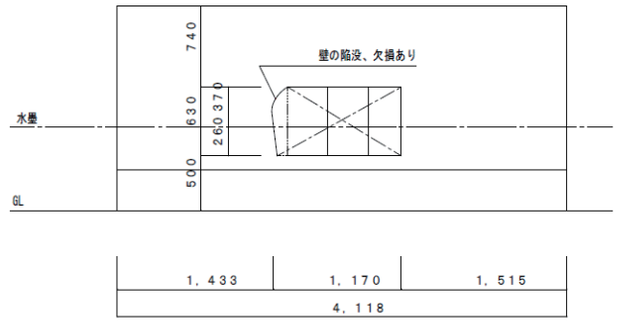

2面立面図

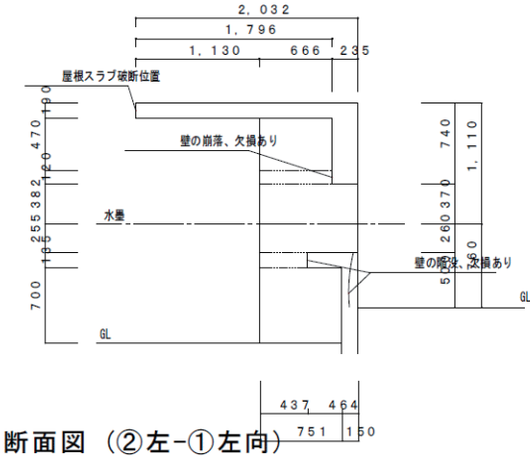

2面断面図（②左-①左向）

第 29 図　演習場内　特火点Ⅱ　既存平面図・3 面立面図・断面図

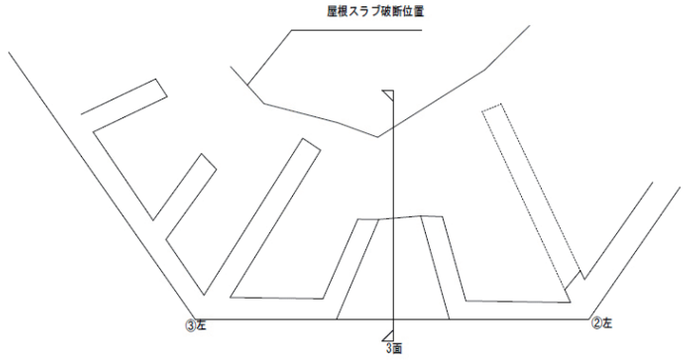

平面図

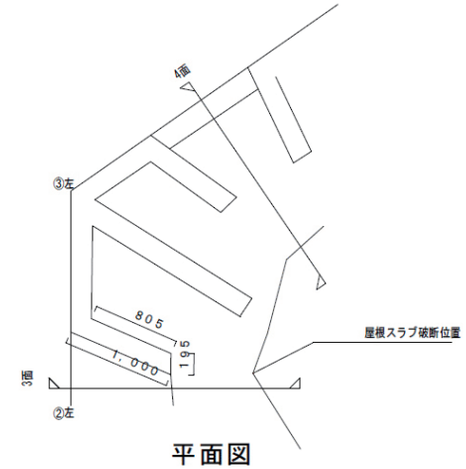

平面図

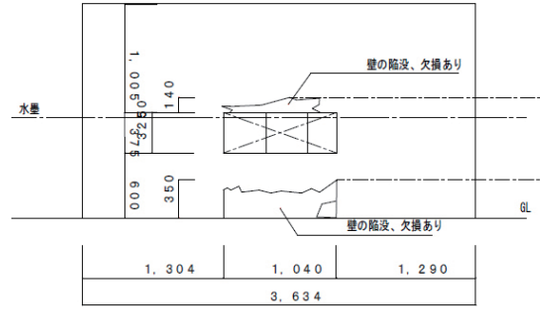

3面立面図

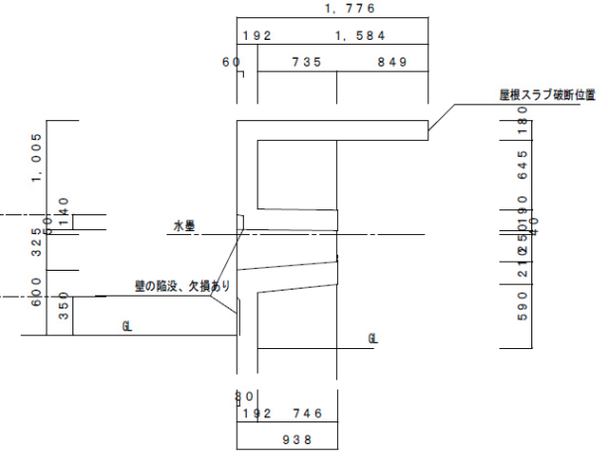

3面断面図（②左−③左向）

第 30 図　演習場内　特火点Ⅱ　既存平面図・4 面立面図・断面図

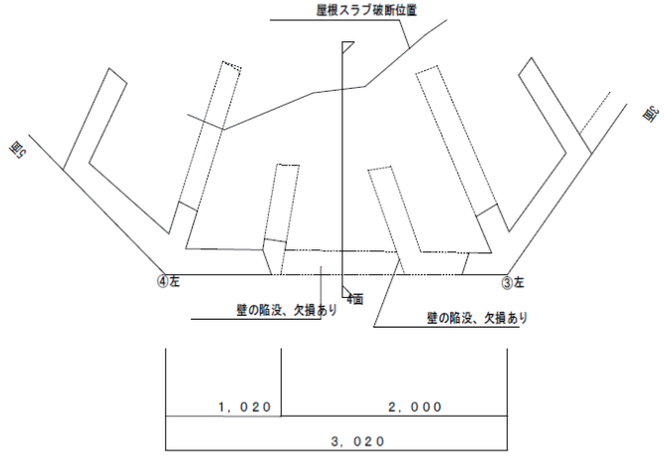

平面図

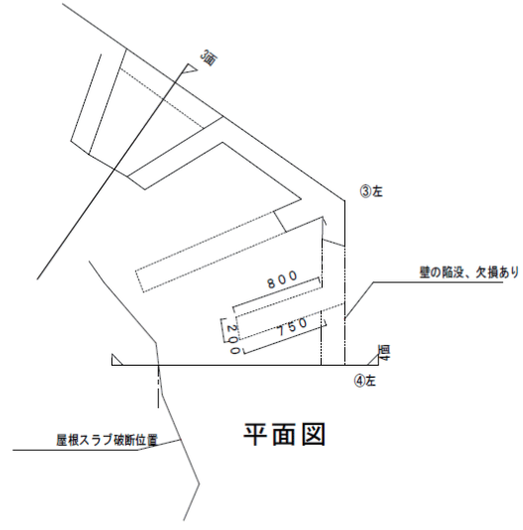

平面図

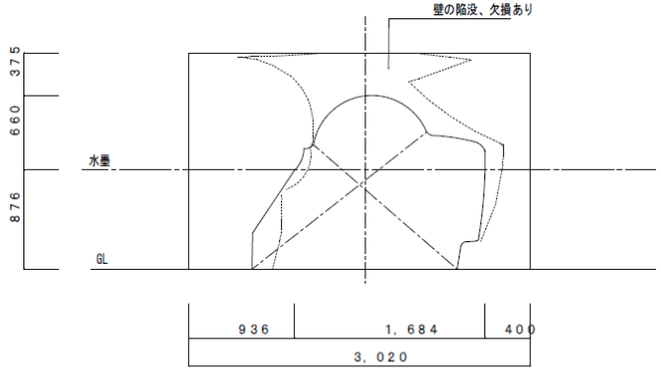

4面立面図

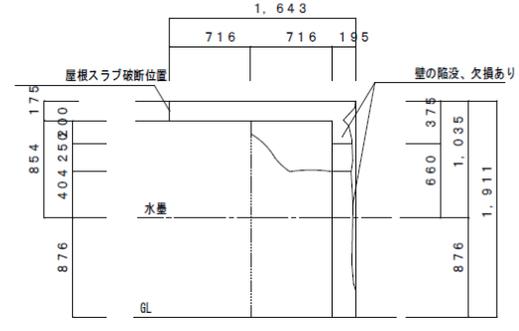

4面断面図（④左-③左向）

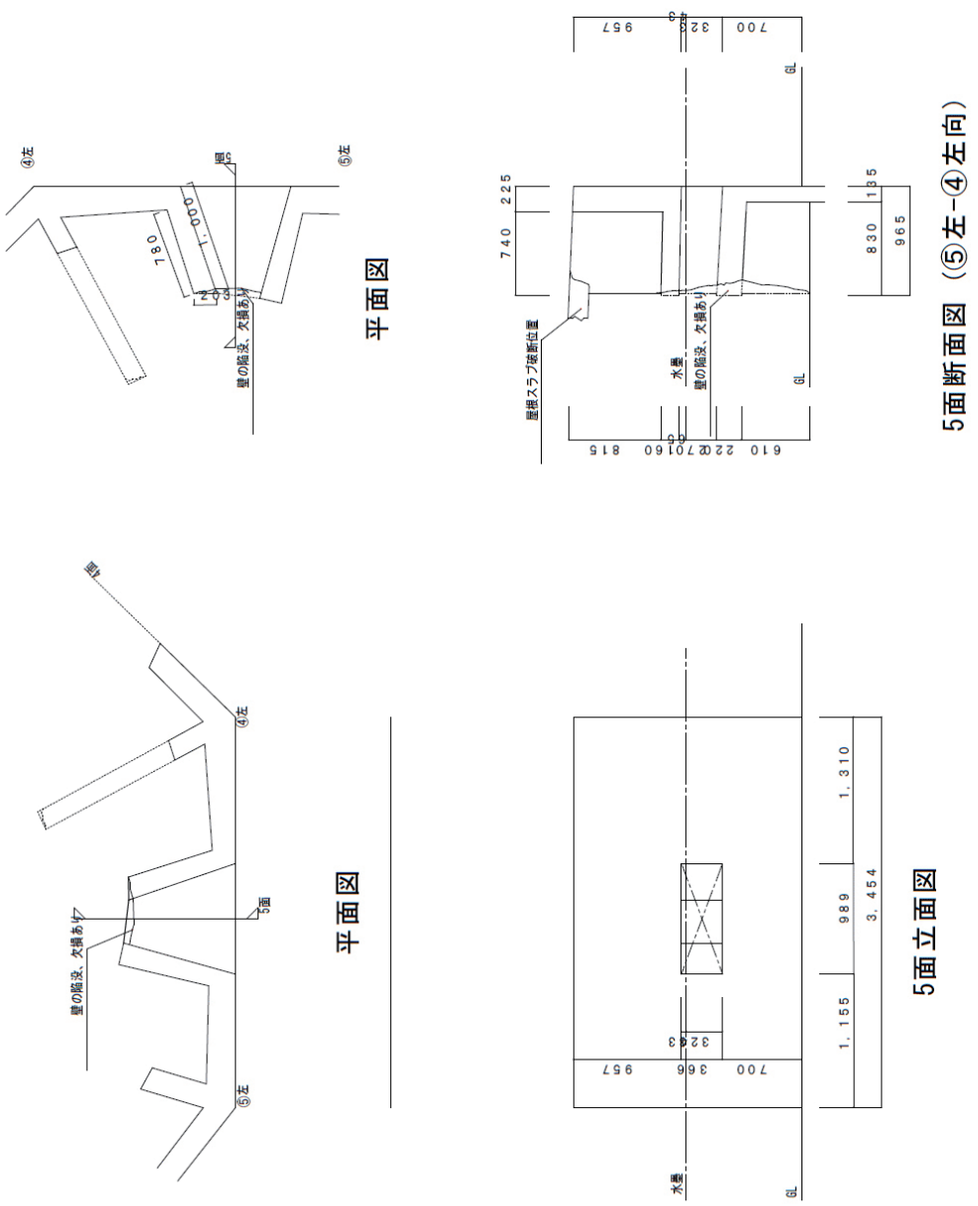

第 31 図　演習場内　特火点Ⅱ　既存平面図･5 面立面図･断面図

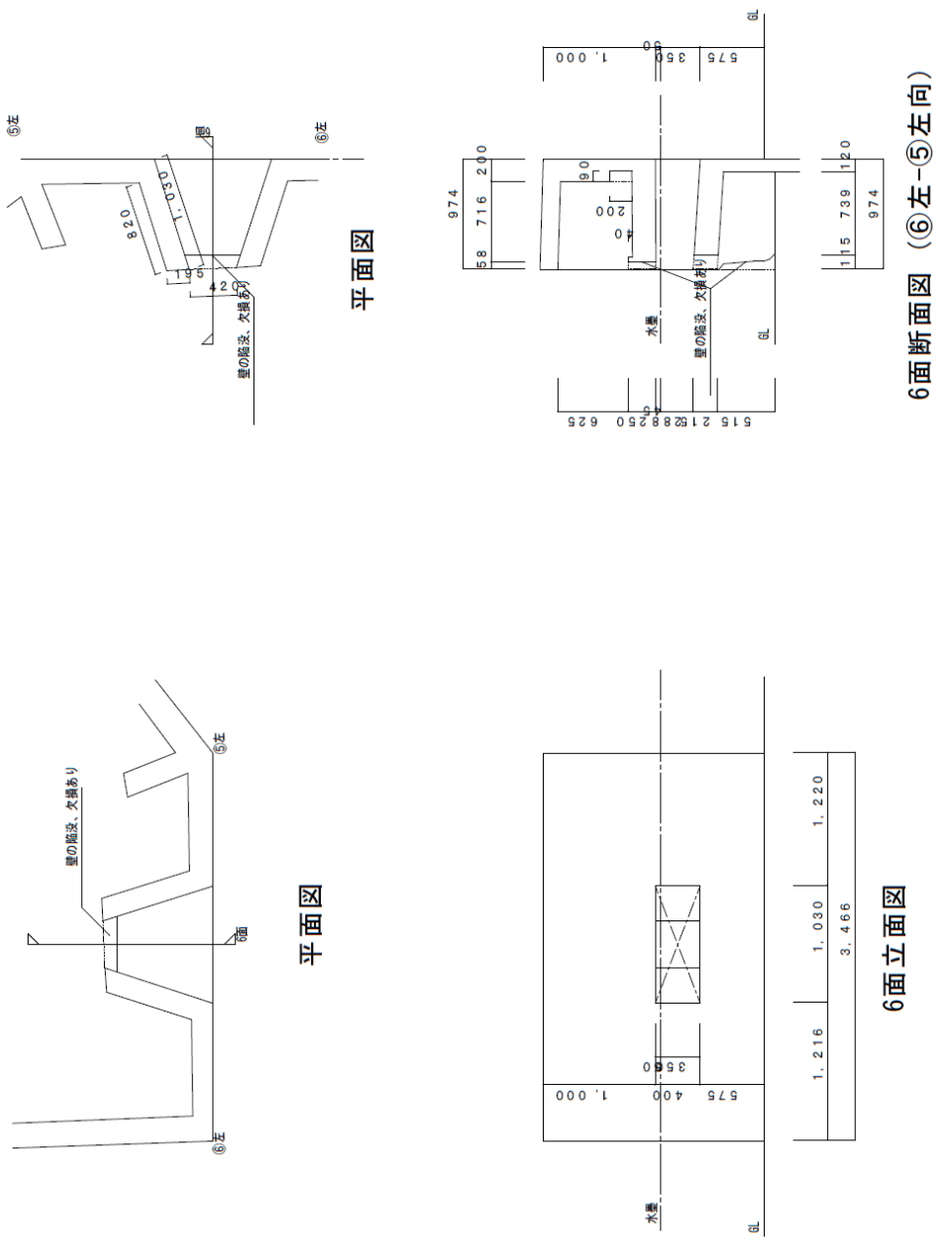

第 32 図　演習場内　特火点Ⅱ　既存平面図･6 面立面図･断面図

第 33 図　演習場内　特火点Ⅱ　復元平面図・屋根スラブ伏図

第34図　演習場内 特火点Ⅱ 復元立面図

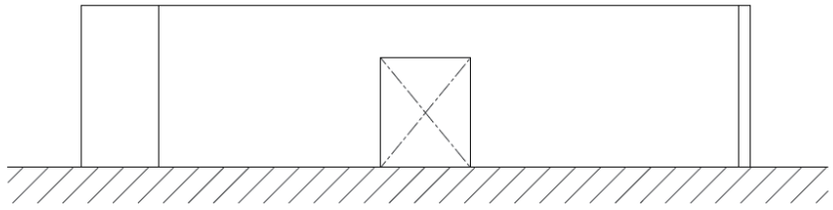

復元　南立面図

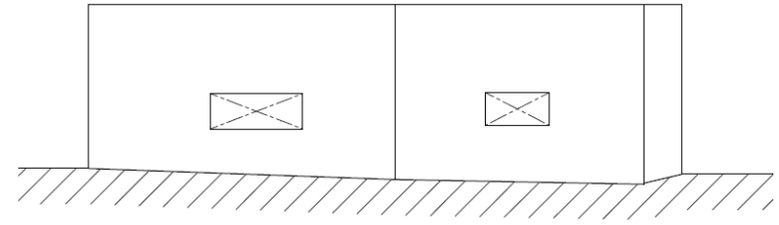

復元　東立面図

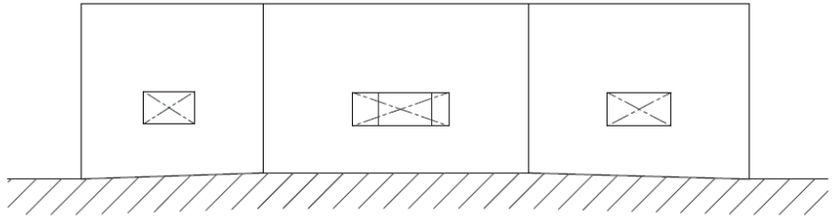

復元　北立面図

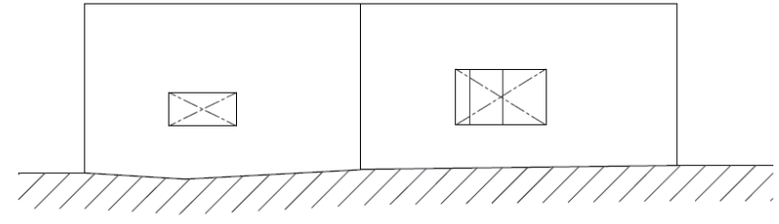

復元　西立面図

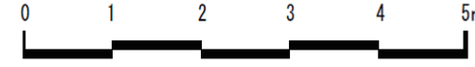

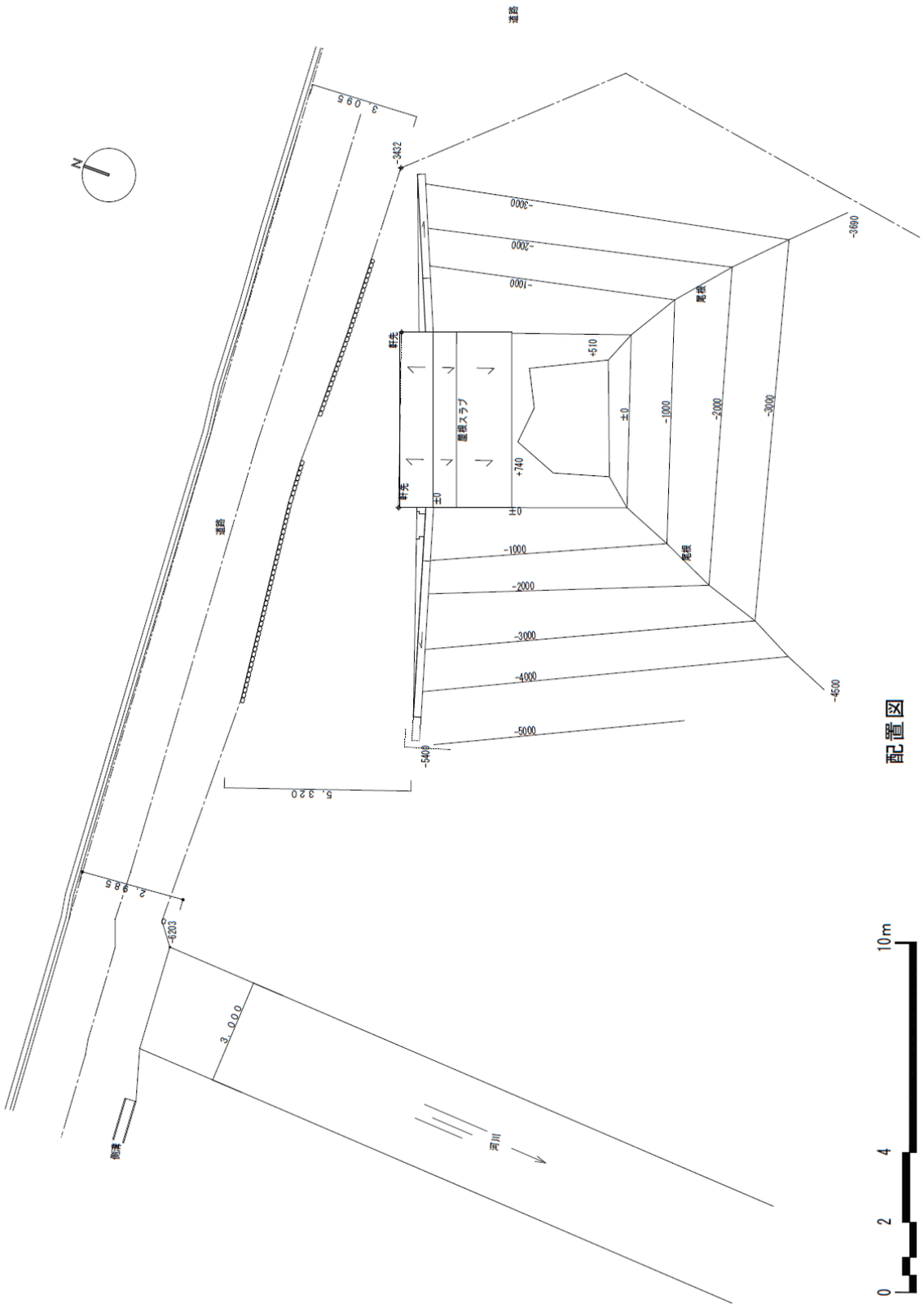

第 35 図　演習場内 監的硝 既存配置図

第 36 図　演習場内 監的硝 既存平面図・展開図

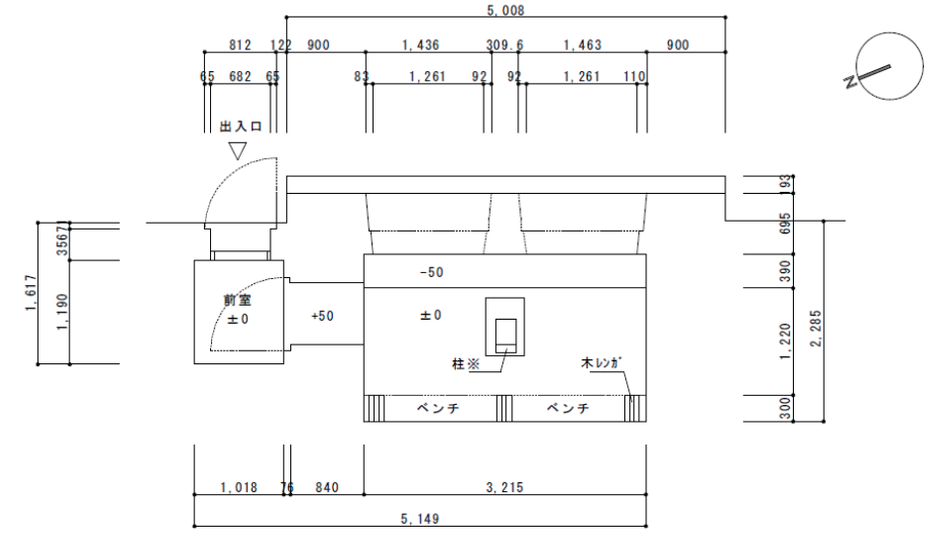

既存 平面図 ※後からの補強

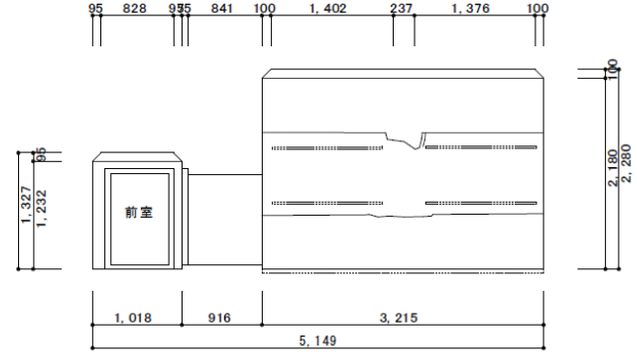

既存 展開図（北）

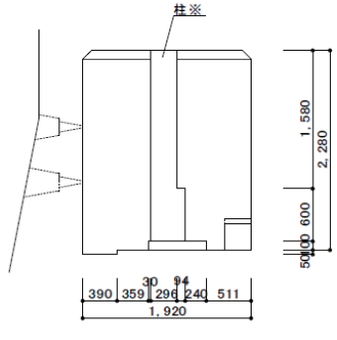

既存 展開図（東）

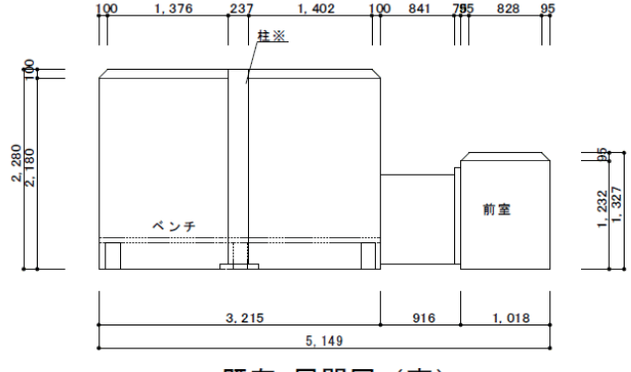

既存 展開図（南）

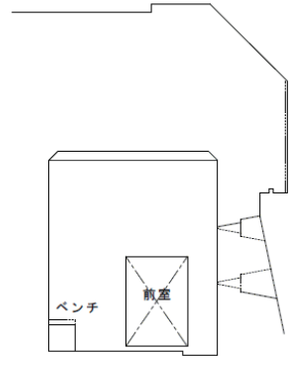

既存 展開図（西）

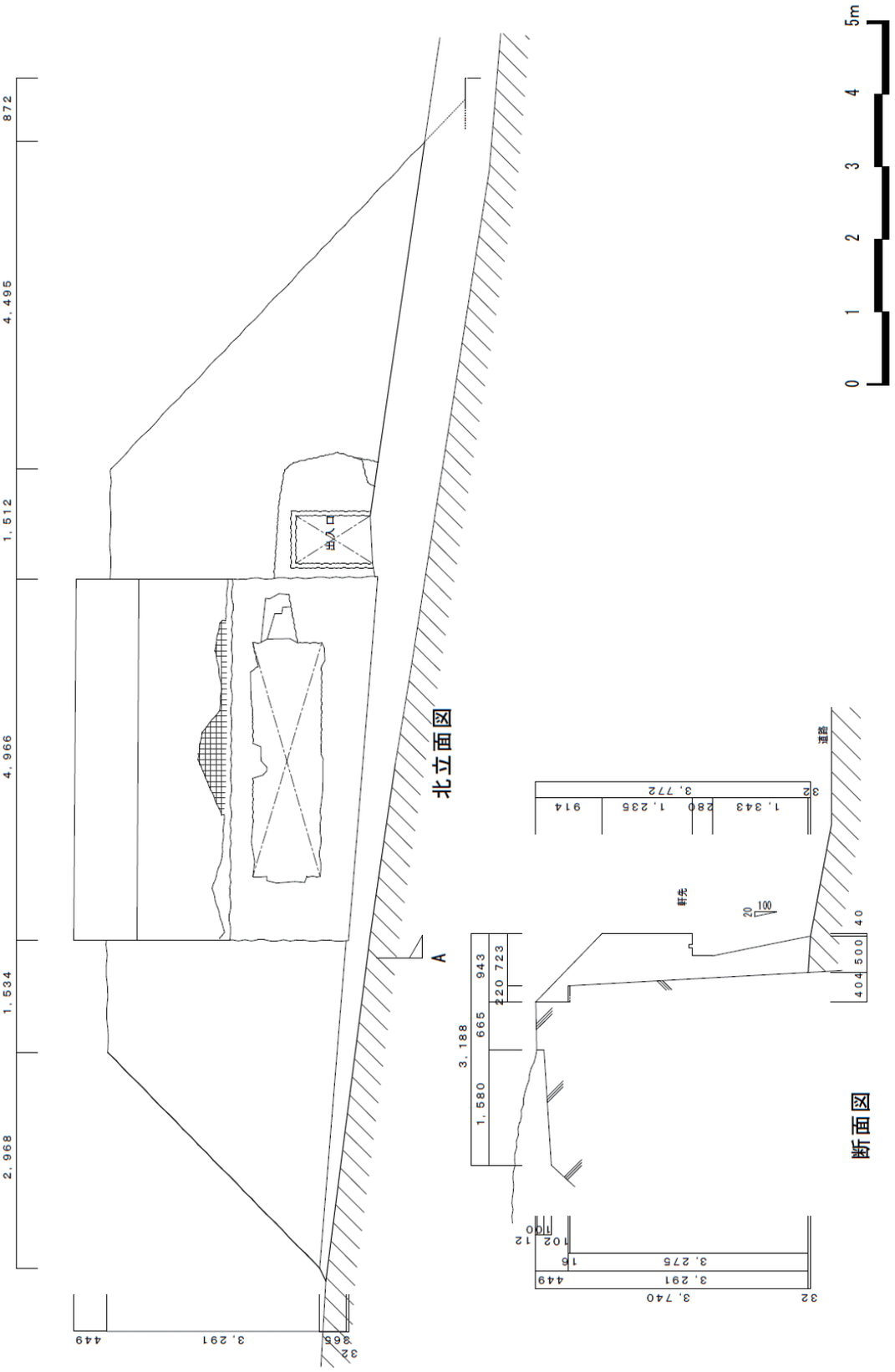

第 37 図　演習場内 監的硝 既存北立面図･断面図

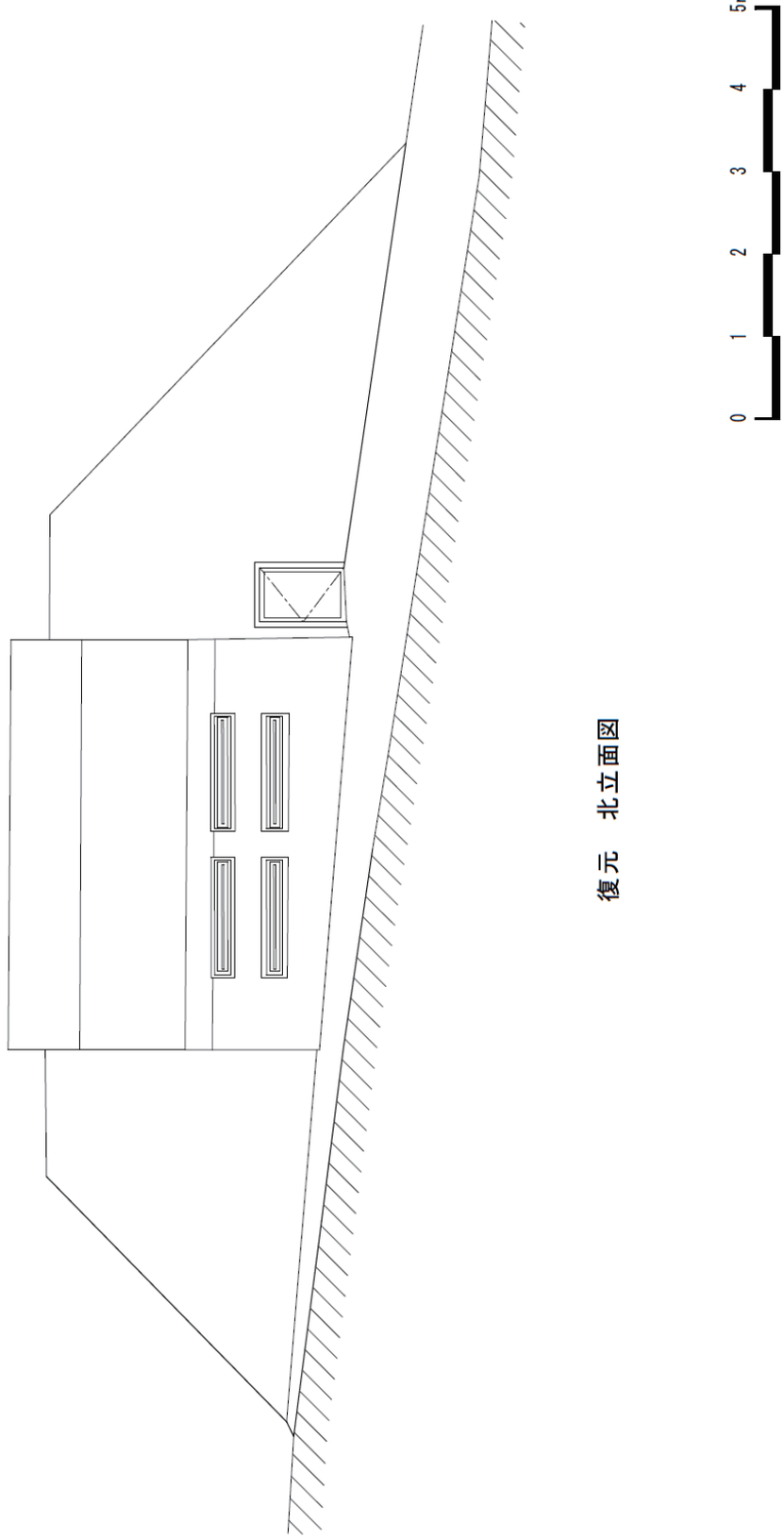

第 38 図　演習場内 監的硝 復元北立面図

第 39 図　演習場内 退避壕 既存平面図・断面図

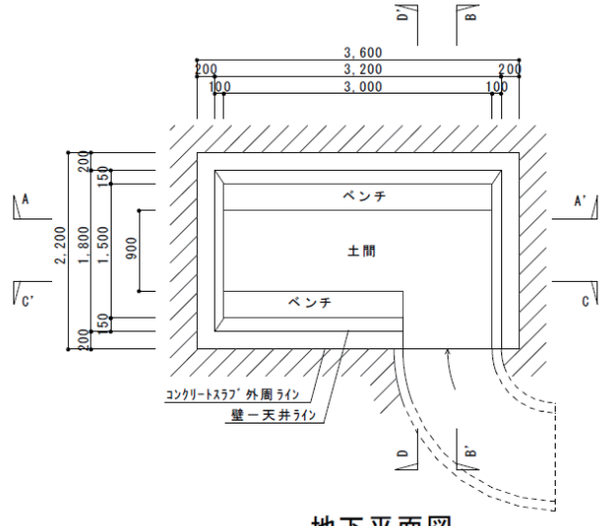

地下平面図

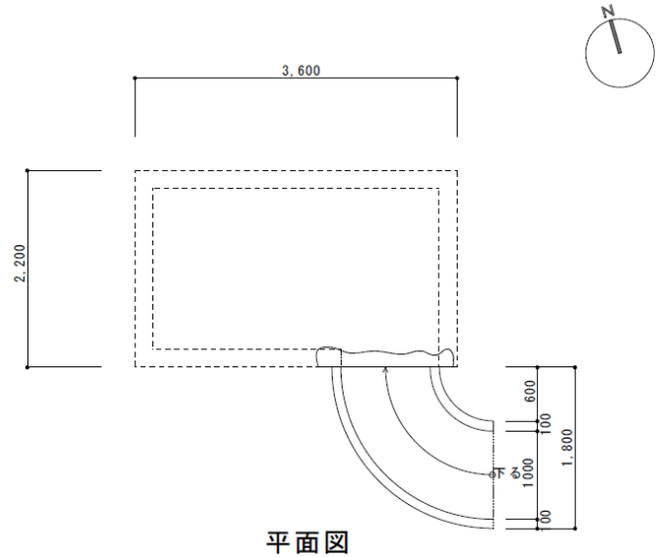

平面図

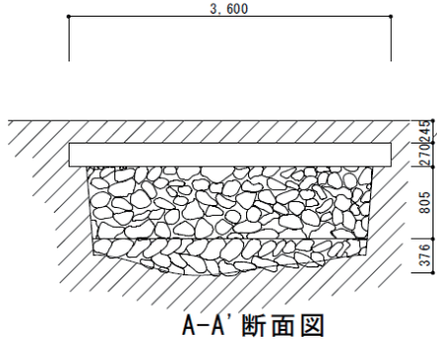

A-A'断面図

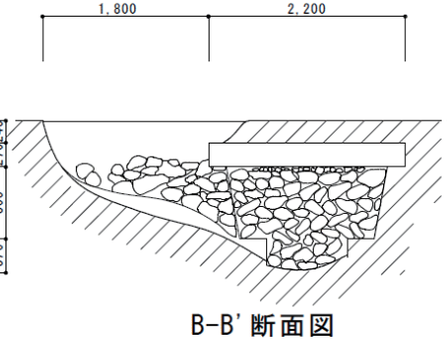

B-B'断面図

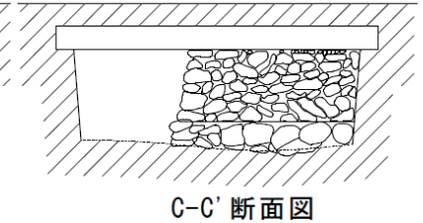

C-C'断面図

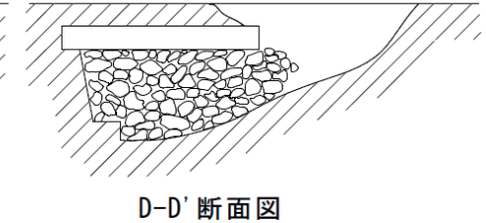

D-D'断面図

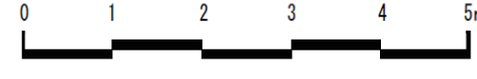

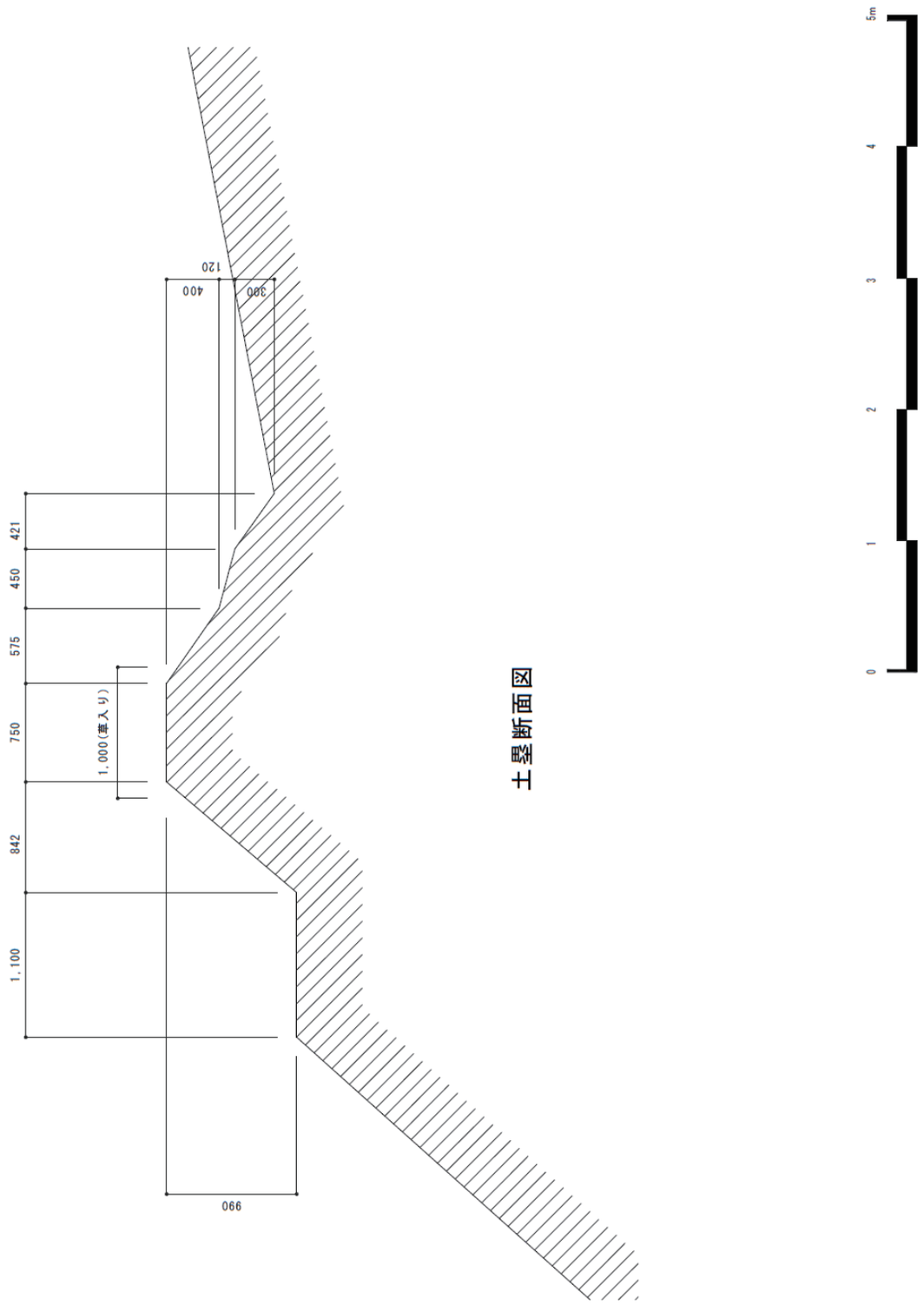

第 40 図　演習場内　土塁　既存断面図

（後　略）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. Ref. C12121026800（防衛省防衛研究所）〉

五四　蒜山原開拓建設事業計画書（抜粋）

―　―

蒜山原開拓建設事業計画書

蒜山原開拓建設事業計画書
農林省蒜山原開拓建設事務所

蒜山原開拓建設事業計画書

一、地区概要

⑴地区名

蒜山原開拓建設事業地区

⑵地区所在地

岡山県真庭郡八束村
仝　県仝　郡河上村

（中　略）

⑷土地の概況

（中　略）

チ、入会権・水利権・地役権その他地元民との関係

本地区は、元陸軍用地（演習場）五、三三一町歩の内二、二〇〇町歩を開拓地として移管せられたものであるから、地元民には何等の権利も存在しない事は明らかであるが、当初軍用地として軍が買収する際、今後不要となった場合は地元へ優先的に買収値段で払下る条件であつた為、開拓対地元村とは当初相当の意見の対立があつたが、終戦後の国家状勢から判断すれば、何等問題にする必要はないと思はれる、

（後　略）二、工事計画

現況に述べたる通り、地区内を流下する河川の流水は、灌漑用として使用不可能である為、開拓地は畑地開墾工事を主とし、之に伴つて道路・防風林その他の工事を施行するものである、

開墾地は松樹の点々する平坦な原野で、一部ニセアカシヤ樹のある林地を除いては悉く草生地で、（中略）、猶、高原地帯で春期相当な強風があり、種子等の飛散を慮り、東・南風に対し大体三百米間も防風林を設けるものとする、

道路は軍用地時代に利用した縦断幹線及び連絡道路があるので、極力之を利用すべきであるが、使用目的の相違で利用する処は橋台・排水暗渠の一部位で殆ど利用不可能である、依つて本計画に於ては、縦断的に地区の中央に縦断幹線道路をつけて、地区を一貫した主要路線とし、既成部落を縦貫する県道とを結ぶ連絡道路数条を附して、関連を密とする外、薪炭採草地として広百積の地にも、横断的に連絡道路を計画するものとする、（後略）

（後　略）

〈国立公文書館所蔵、昭５０農水 00026100〉

附表第三

（何年教育年度何演習場土地建造物等現況表、略）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. Ref.C01007790300（防衛省防衛研究所）〉

五三〔第五十九軍の終戦時の位置〕（抜粋）

第59軍

中国地区防衛の作戦任務を以て、昭和20年6月1日より第230師団・第231師団・独立混成第124旅団等を統率すると共に、第224師団（第54軍隷属）・独立工兵第113・同第114大隊（第15方面軍隷属）・陸上勤務第215乃至同第219中隊（第15方面軍隷属）を指揮し、築城並に防衛に任じた、昭和20年8月15日終戦となり、同年9月下旬復員完結、朝鮮人は昭和20年8月下旬、博多に輸送し、逐次乗船送還した、

第59軍直轄部隊				
整理番号	終戦時の位置と爾後の行動	編制から終戦迄の行動	通称号	固有名 編制年月日
	昭和20・9・1佐伯郡五日市町に移動 昭和20・9・26復員		山陽 32200	第59軍司令部 昭20・6・1 於広島
	同上地 昭和20・9・11復員	岡山県真庭郡川上村に駐留	〃 27693（総武）	歩兵第319連隊 昭和20 於山中（東京）
	同上地 昭和20・9・10復員	岡山県真庭郡八束村に駐留	〃 27696（総武）	迫撃砲隊 昭和20 於浜中（柏）
		（中略）	（中略）	第230師団

陸軍演習場主管・雇員・傭人ノ手当、給料標準表						
演習場別	級別	主管（月額）	雇員（月額）	傭人（日額）	備考	
富士裾野　西富士 下志津　習志野 高師原　信太山 饗庭野　蒜山原 日本原　日出生台	一級地	百十円以内	陸軍雇員傭人給料支給規則ヲ準用スルモノトス、	一円五十銭以内 但シ、大工ヲ以テ充テタル時ハ二円迄給スルコトヲ得、	一　北海道ニ在ル主管ノ手当ハ、八十五円迄ヲ給スルコトヲ得、 二　朝鮮ニ在ル主管ノ手当ハ百十円、台湾ハ九十五円迄ヲ給ヲ給スルコトヲ得、 三　主管中特別ノ技能ヲ有スルモノハ、前各号ニヨル最高額ヲ受ケテヨリ三年以上ヲ経過シタルトキハ、更ニ一級地・二級地ハ月額二十円以内、三級地ハ月額十円以内ニ於テ増給スルコトヲ得、 四　満洲ニ在ル主管ノ手当ハ、一級地ニ準シ、且前項及在満部隊臨時給与令細則ヲ、樺太ニ在ル主管ノ手当ハ、前項及在樺太陸軍部隊給与令細則ヲ準用スルモノトス、 五　台湾・朝鮮・樺太・満洲ニ在ル演習場ノ傭人ノ給料ハ、当該地陸軍部隊給与規則（給与令細則）ヲ準用スルモノトス、 六　手当及傭人給料ノ支給方法ニ関シテハ、陸軍雇員・傭人給料支給規則ヲ準用スルモノトス、 七　主管以下ノ手当及給料ハ、軍事費、雑給及雑費ノ支弁トス、 八　主管以下ノ住宅ハ、当該演習廠舎ノ一部を貸与スルコトヲ得、
北富士　王城寺原 関山　金丸原 相馬原　立野原 長田野　三瓶原 原村　大矢野原 青野原　高良台 当麻　美瑛 山田野　山城山 龍岡　平康	二級地	八十五円以内				
前記以外ノ演習場	三級地	七十円以内				

常設演習場司令官ヲ置ク演習場ニ在リテハ、団隊長ハ射撃演習及実毒使用ヲ行フ十日前ニ前項ノ要旨ヲ演習場司令官ニ届出デ、演習場司令官前項ノ通通牒及要求ヲ為スベシ、

第二十条ニ依リ演習場ヲ使用スル官衙・学校ノ長官ハ、演習場使用ニ際シ危険ノ顧慮アルトキハ、前二項ニ準ジ処置スルモノトス、又此ノ通牒ヲ受ケタル常設演習場司令官ハ、前項ニ準ジ処置スルモノトス、

第四十六条　演習場司令官ハ、射撃演習及実毒使用間、危険予防及地方民ノ便宜ヲ図ル必要ナル事項、即チ日日ノ演習開始並ニ其ノ終了時刻及休日等ヲ遅クモ其ノ三日前ニ関係地方官公衙ニ通牒スルモノトス、其ノ予定ヲ変更シタル場合、亦之ニ準ジ成ルベク速カニ通牒スルヲ要ス、

第四十七条　前諸条ノ外、演習場ニ於ケル警戒ニ関シテハ、各兵射撃教範ニ準拠スベシ、

第四十八条　廠舎ニ伝染病発生シタルトキハ、直ニ之ヲ演習場司令官ニ報告シ、演習場司令官ハ之ヲ軍司令官・師団長ニ報告（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、師団長ヨリ更ニ教育総監ニ通牒）シ、且交代スベキ団隊ニ通牒スベシ、

第四十九条　軍司令官・師団長、前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ管理委員長ヲシテ必要ナル消毒ヲ行ハシメ、病毒消滅シタル後ニ非ザレバ、其ノ廠舎ヲ使用セシムベカラズ、

前項ノ場合ニ要スル人員材料ハ、管理委員長ノ請求ニ応ジ、通常伝染病ノ発生シタル団隊ヨリ差出スモノトス、

第五十条　廠舎ノ火災予防ニ関シテハ、軍隊内務書ノ規程ヲ準用シ、団隊長及主管之ヲ実行スベシ、

附　則

本達ハ、昭和十六年四月一日ヨリ実施ス、

附表第一中、昭和十六年四月一日迄ニ設定セラレザル演習場ハ、設定完了後本則ニ拠ルモノトスル、

附表第一

管轄軍司令官師団長	演習場	所在地	使用団隊	主管	雇員
（中略）					
姫路	蒜山原	岡山県真庭郡	姫路、加古川、岡山、広島、四国諸団隊、鳥取、松江、福山歩兵隊、久留米戦車隊	一	二
	日本原	岡山県勝田郡	四国、岡山諸団隊、鳥取歩兵隊、姫路野砲兵隊、青野原戦車隊	一	一
	浜坂	鳥取県岩美郡気高郡	島取歩兵隊	一	
（中略）					

備考
一　雇員ハ状況ニ依リ本表ノ定員ヲ減シ、又ハ之ヲ欠クコトヲ得、 二　傭人ハ別ニ定員ヲ定メス、令達予算ノ範囲ニ於テ適宜傭役スルモノトス、

（次　頁）

前項兵器ハ使用後十分精密ニ手入ヲ為シ、且第二類火砲履歴ニ必要ノ事項ヲ記入シタル後、主管ニ返納スベシ、火砲以外ノ兵器ニ在リテハ、第一項ノ続ニ依ラズ、直チニ主管ヨリ受領シテ、使用シタル後之ヲ兵器部長ニ通牒スルコトヲ得、

第三十五条　主管ハ、備附兵器受授ノ際、其ノ数量、手入ノ良否、破損ノ有無、火砲履歴ノ記事等ヲ詳細ニ取調、若シ手入不良ナルトキハ、之ガ履行ヲ要求シ、破損又ハ数量ノ不足等アルトキハ、修理若クハ補充ヲ要求スベシ、

前項ノ場合ニ於テ事稍重大ニ亙ルトキハ、之ヲ兵器部長ニ報告スベシ、

第三十六条　演習場備附兵器ノ取扱ニ関シテハ、本規則ニ定ムルモノノ外、兵器取扱規則ニ準拠スベシ、

第三十七条　土地・建造物・備附物品ノ使用、其ノ他竹木ノ保護等ニ関シ、演習場ノ規程ヲ遵守セザル者アルトキハ、主管ハ之ヲ演習場司令官ニ通牒シ、且管理委員長ニ報告スベシ、但シ土地・建造物ニ係ルモノハ、管理委員長ヨリ経理部長ニ通牒スルモノトス、

第三十八条　数団隊交代シテ同一廠舎ヲ使用セムトスルトキハ、一団隊ノ引揚後、通常二十四時間ヲ経タル後、之ヲ使用スルモノトス、

第三十九条　管理委員長及経理部長ハ、通常演習場使用期ノ終リニ於テ演習場ニ於ケル土地・建造物、其ノ他諸物品ノ現況ニ応ジ、所管ニ係ル物件ノ復旧・修繕・新調等ノ計画ヲ定メ、翌年度演習場使用開始迄ニ其実施ヲ終ルコトヲ力ムベシ、

第六章　演習場ノ警戒及取締

第四十条　管理委員長ハ、第十七条及第十八条ノ通達ヲ受ケタルトキハ之ヲ主管ニ達シ、且必要ノ諸件ヲ関係アル軍隊並ニ地方官公衙等ニ通牒スベシ、

第四十一条　演習場司令官ハ、演習場ノ警戒、取締及伝染病予防ニ関シ軍司令官、師団長ノ定メタル規程ヲ服行セシムル為、所要ノ命令ヲ演習団隊ニ与フルトヲ得、

第四十二条　演習場司令官ハ職務執行ノ為、必要ニ応ジ演習場使用団隊長ニ協議シ、同団隊ニ属スル将校以下ヲ使用スルコトヲ得、

第四十三条　演習場司令官ハ、演習場ノ取締ニ関シ、各団隊ノ日直将校ヲ指揮シ、且所要ニ応ジ各団隊ヨリ巡察将校、士官ヲ出サシム、

前項ノ巡察ハ、衛戍勤務ニ準ジ服行スルモノトス、

第四十四条　演習場司令官ハ、射撃演習並ニ実毒使用ニ際シ、演習場内外ニ危害予防及防諜ニ関スル事項ヲ指示シ、演習団隊ヲシテ確実ニ之ヲ服行セシムベシ、其ノ主要ナル事項概ネ左ノ如シ、

一、演習場ニ通ズル主要サル道路ノ入口ニ禁令、危険区域、其ノ他注意事項ヲ掲示スベシ、

二、射撃開始時ニ赤旗ヲ掲揚シ、射撃終了後全ク危険ナキヲ認メタル後、之ヲ降下スベシ、

三、火砲ヲ以テ射撃ヲ行フ場合ニハ、当日第一ニ射撃スベキ部除ヲシテ射撃開始前号砲ヲ発射セシメ、若クハ煙火ヲ打上ゲシムベシ

四、将校ヲ長トスル警戒哨ヲ設ケ、危険区域三通ズル道路ノ入口、其ノ他所要ノ地点ニ哨兵ヲ配付スベシ、

飛行演習其ノ他射撃以外ノ演習ニ在リテモ、危険ヲ及ボスベキ虞アルトキ、若クハ軍事上特ニ必要ト認ムルトキハ、演習場令官ハ前項ニ準ジ警戒及取締ヲ実施セシムベシ、

第四十五条　団隊長ハ、射撃演習並ニ実毒使用ヲ行フ一週間前ニ、予定日割ニ場所、危険区域、射撃及実毒使用中交通遮断ヲ要スベキ道路等ヲ記載セル要図ヲ添ヘ、之ヲ主管並ニ関係アル軍隊・地方官公衙等ニ通牒シ、要スレバ交通遮断ヲ要求シ、且演習場到著後直チニ演習場司令官ニ報告スベシ、

ベシ、若シ演習上危険ノ虞アルトキハ、所要ノ標示ヲ為シ之ヲ演習場司令官ニ報告シ、且主管ニ通牒スベシ、

第二十九条　演習ノ為大ナル土工作業ヲ行ハムトシ、又将來演習ニ利用スル為、特ニ土工ヲ存セムトスルトキハ、団隊長ハ予メ管理委員長ヲ経テ所管軍司令官・師団長ノ認可ヲ受クベシ、此ノ場合ニ於テ管理委員長ハ之ヲ関係軍司令官・師団長（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、教育総監、）、常設セル演習場司令官・経理部長及主管ニ報告、又ハ通牒スベシ、

第三十条　演習場ニハ通常廠舎・倉庫等ヲ設ケ、所要ノ共用射撃材料・寝具・陣営具等ヲ備ヘ、又必要ニ応ジ飛行機格納庫ヲ設ケ、兵器・化学戦材料・練習用架橋材料・動的用機関・軽便鉄道・電話・衛生材料・装蹄用器具等ヲ備附ク、其ノ経理ハ左ノ各号ニ依ル、

一　備附兵器ノ保存手入ニ要スル費用ハ、当該軍・師団ニ令達スル兵器費ノ支弁トス、但シ使用団隊ニ於テ使用間ノ手入及破損品ノ補充若クハ修理ニ要スル費用ハ、使用団隊兵器費ノ支弁トス、

二　共用標的其ノ他射撃材料・化学戦材料・動的用機関・軽便鉄道・電話等ノ設備（初度設備ヲ除ク）及保続、練習用具タル架橋材料ノ保続並ニ演習場備附物品運搬ニ型要スル費用ハ、使用団隊演習費ノ支弁トス、

三　寝具・陣営具・装蹄用器具等ノ設備（初度設備ヲ除ク）及其ノ続ハ、使用団隊経費ノ相当費目ノ支弁トス、

四　司令官・師団長ハ、所管演習場備附物品ノ保続及改良ニ関シ、使用団隊ノ支出スベキ費用ノ割合ヲ定ム、但シ所管ヲ異ニスル団隊ニ関スルモノハ、予メ当該団隊所管長官ニ協議スルモノトス

前項ノ費用並ニ第一号但書ノ演習費ハ、一時軍司令官又ハ師園長ノ指定スル団隊ノ相当費目ヲ以テ支弁シ置キ事、後其ノ実費額ニ基キ各団隊ノ負担額ヲ定ム、

五　演習場備附物品ハ、演習場管轄軍司令官・師団長指定ノ軍隊ニ保管転換シ、当該司令部又ハ軍隊ノ物品会計官吏ヲシテ保管セシメ、其ノ出納命令ハ管理委員長又ハ保管部隊ノ隊長之ヲ行フ、

六　衛生材料ノ定数、管理・保管・監守其ノ他ニ関シテハ、衛生材料取扱規則ノ規程ニ依ル、

七　陸軍諸学校ノ各演習場ニ於テ使用スル、特別ノ射撃及化学戦材料ノ設備及保続ニ要スル費用ハ、当該学校ノ負担トス、

前項ノ材料ヲ使用シタル団隊ハ、必要ノ修理費ヲ当該学校ニ弁償スベキモノトス

八　使用団隊ニ於テ特ニ破損又ハ紛失シタルモノニ係ル費用ハ、総テ当該団隊ノ負担ニ属ス、

第三十条　各団隊ノ演習材料等ニシテ多額ノ運搬費ヲ要スルモノハ、必要ニ応ジ管理委員長ノ承認ヲ受ケ、演習場倉庫ニ格納シ、主管ニ其ノ監守ヲ求ムルコトヲ得、

第三十二条　団隊長ハ、演習場ニ於テ使用スル建造物・備附物品ノ種類・員数等ヲ期日ニ依リ区分シ、人馬ノ員数表ヲ添ヘ予メ主管ニ送付シ、其ノ使用ヲ請求スベシ、

第三十三条　団隊ハ演習場引揚ニ際シ、廠舎内外ヲ清潔ニ掃除シ、廠舎及備附物品ヲ受領当時ト同様ノ状態ヲ以テ、主管若シクハ主管立会ノ上交代部隊ニ引渡スベシ、若シ使用中破損・紛失シタル物品及兵力ヲ以テ修繕スルコト能ハザル建造物ノ破損等アルトキハ、団隊長ハ其ノ種類・員数・場所・理由等ヲ記シタル調書ヲ主管ニ送付スベシ、主管ハ之ヲ検査ノ上、必要ノ事項ヲ演習場諸物品現況表ニ記入シ、事稍重大ニ亙ルトキハ之ヲ管理委員長ニ報告スベシ、

第三十四条　演習場備附兵器ヲ使用セムトスルトキハ、団隊長ハ兵器部長ノ承認ヲ経タル後、主管ヨリ受領（火砲ニ在リテハ、第二類履歴ト共ニ、）スベシ、

第十七条　軍司令官・師団長ハ部下団隊ノ演習計画並ニ前条ノ要求ニ基キ、所管演習場ニ関シ翌教育年度間ニ各団隊ノ使用スベキ演習場、期日、廠舎及備附物品等ノ配当ヲ定メ、毎年九月尽日迄ニ部下関係団隊長及管理委員長ニ達シ、又前条ノ要求ヲ為シタル所管長官ニ通牒スベシ、

軍司令官ハ、前項隷下師団長ノ演習場等ノ配当ニ関シ要スレバ、所要ノ統制ヲ行フモノトス、

第十八条　波崎・富士裾野・北富士・西富士・一ノ宮・下志津・習志野及白河演習場ノ使用ニ関シテハ、前二条ニ依ラズ使用団隊ノ所管長官ハ第十六条ノ概定表ヲ毎年七月尽日迄ニ教育総監ニ送付シ、教育総監ハ第十七条ニ示ス配当ヲ為シ、毎年九月尽日迄ニ関係諸官ニ通達スルモノトス、

第十九条　各団隊長ハ、前二条ニ依リ定メラレタル範囲内ニ於テ、相互協議ノ上、演習場、廠舎及び備品ノ使用期日ヲ変更スルコトヲ得、

前項ノ場合並ニ前二条ニ依リ通達ヲ受ケタル後、演習場ノ使用ヲ中止シ又ハ使用期間ヲ短縮シタル場合ニハ、速カニ所管長官ニ報告シ、所管長官ハ他所管ノ演習場ニ在リテハ更ニ当該軍司令官・師団長（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、同時ニ教育総監、）ニ報告、又ハ通牒スベシ、

第二十条　官衙・学校等ニ於テ試験等ノ為、臨時ニ演習場使用ノ必要アルトキハ、演習場使用ノ目的・期日・兵力・場所等ヲ当該軍司令官・師団長（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、同時ニ教育総監、）ニ申出テ、其ノ承認ヲ受クルベシ、

前項ニ依リ演習場ノ使用ヲ承認シタル軍司令官・師団長（第十八条ニ係ルモノニ在テハ、同時ニ教育総監、）ハ之ヲ常設演習場司令官・部下関係団隊長ニ通牒スルモノトス、

第二十一条　数団隊同時ニ同一演習場ヲ使用スル場合ニ在リテハ、軍司令官・師団長（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、教育総監、）ハ要スレバ各団隊演習ノ種類・目的等ヲ顧慮シ、其ノ使用区域、射線概略ノ方向等ヲ指定スベシ、

第二十二条　部外団体ノ演習場等ノ使用ニ関シテハ、部外団体ノ兵営及廠舎宿泊並ニ軍馬及軍用物件貸与規程ニ拠ルノ外、本規則ニ準拠セシムベシ、

第四章　報　告

第二十三条　軍、師団兵器部長ハ、毎年十一月尽日迄ニ演習場備附兵器ノ状況ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ、

第二十四条　軍司令官・師団長ハ、毎年十二月尽日迄ニ管轄演習場ニ関スル意見（練兵場・射撃場・作業場等ニ関スル意見ハ別冊ト為スヲ要ス、）ヲ陸軍大臣ニ上申シ、且所用ノ事項ヲ事項ヲ管理委員長・兵器部長・経理部長及使用団隊長ニ通達（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、教育総監ニ通牒、）スベシ、

前項ノ上申ニハ五年毎（第一年ハ紀元二千六百一年ト、）ニ現況表（附表第三、）ヲ、其ノ他ノ年ニ在リテハ異動表（記載例ハ現況表ニ準ズ、）ヲ添付スベシ、

第一項ニ依ル師団長ノ提出意見ハ、軍司令官ヲ経由スルモノトス、

関東軍司令官ハ、満洲ニ於ケル陸軍部隊訓練施設ニ関シ、第一、第二項ニ準ジ陸軍大臣ニ意見及現況表、異動表ヲ提出スルモノトス、

第二十五条　軍司令官・師団長（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ教育総監、）ハ所管演習場ノ使用日割予定（部外団体ヲ含ム、）ヲ十二月尽日迄ニ陸軍大臣及教育総監ニ報告又ハ通牒スベシ、

第五章　土地・建造物及備附兵器・物品

第二十六条　演習場使用団隊ハ猥リニ地区地物ヲ変更シ、又ハ竹木等ヲ伐採スルコトヲ得ズ、又飛行地区ニ於テハ地表面ヲ損傷シ、又ハ飛行ヲ危険ナラシムベキ諸演習ヲ施行スルコトヲ得ズ、若シ演習上必要アルトキハ、所管軍司令官又ハ師団長ニ申出ヅベシ、

第二十七条　演習場ニ於ケル土工作業及実毒ノ使用ハ特ニ定ムルモノノ外、所管軍司令官・師団長ノ定ムル所ニ従ヒ之ヲ行フモノトス、

第二十八条　演習場ニ於イ土工作業ヲ行ヒ、又ハ射弾ヲ掘リタルトキハ、其ノ場所ヲ原形ニ復シ、車輛・馬蹄等ノ没セザル如ク地盤ヲ固メ置ク

第五条　関東軍司令官ハ本規則ニ準ジ、満洲ニ於ケル訓練場ニ関スル細部ノ規程ヲ定メ、之ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ、

第二章　演習場管理機関

第六条　演習場ヲ現ニ使用スル団隊長（学校長ヲ含ム、以下同ジ、）中高級先任ノ者ヲ以テ演習場司令官トス、但シ習志野ニ在リテハ、騎兵兵第二旅団長、下志津ニ在リテハ陸軍野戦砲兵学校長、相模原ニ在リテハ陸軍士官学校長ヲ以テ演習場司令官トス、

前項但書ノ演習場司令官不在ナルトキハ、演習場ヲ現ニ使用スル団隊長中高級先任ノ者演習場司令官ノ職務ヲ執行ス、

第七条　軍司令官・師団長ノ下ニ演習場管理委員ヲ置キ、軍司令官、師団長氏之ヲ命ズ、

演習場管理委員長（以下単ニ管理委員長ト称ス、）ハ、当該軍・師団ノ参謀長ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ同軍、師団司令部ノ将校、各部将校中ヨリ之ヲ命ズルモノトス、

前項ノ外、要スレバ演習場ヲ使用スル団隊其ノ他ノ将校中ヨリ委員ヲ任命スルコトヲ得、但シ所管外ノ者ヲ以テ委員ト為ス場合ニ於テハ、其ノ所管長官ニ協議シ、当該所管長官ニ於テ之ヲ命ズルモノトス、

第八条　演習場（廠舎ヲ設ケザルモノヲ除ク、）ニハ通常演習場主管（以下単ニ主管ト称ス、）ヲ置ク、

主管ハ管理委員長ニ隷シ、通常予備役・後備役将校、准士官ヲ以テ之ニ充テ、其身分ハ嘱託トス、

主管ノ下ニ所要ノ雇員・傭人ヲ置ク、

主管及雇員ノ定員ハ、附表第一ニ、主管・雇員及傭人ノ手当及給料ハ附表第二ニ依ル、

第九条　軍司令官、師団長ハ、管轄演習場ニ関スル全般ノ業務ヲ統轄ス、但シ土地、建造物ノ経営ハ此ノ限リニ在ラズ、

第十条　演習場管轄軍・師団ノ経理部長ハ、演習場ニ於ケル土地・建造物ノ経営ニ関シテハ、軍司令官・師団長（団隊専用ノモノニ在リテハ、其ノ連隊ノ所管長官、）ノ意図ニ準拠シ実施ヲ為スモノトス、

経理部長ハ前項ノ業務ニ関シ、主管ヲ指揮監督ス、

第十一条　演習場司令官ハ、演習場ニ於ケル軍紀風紀ヲ維持シ、衛生ヲ掌リ、警戒及取締ニ任而、使用団隊ノ演習場ニ関スル諸規定ノ服行ヲ監視シ、要スレバ演習場ノ地区並ニ各団隊共用演習材料ノ分配ヲ掌ル、

第十二条　管理委員長ハ、委員及主管ヲ指揮シ、軍司令官・師団長ノ定ムル所ニ従ヒ土地・建造物ノ使用ヲ掌リ、備附物品ヲ管理シ、其ノ保存、使用及受授ヲ確実ナラシムルノ専ニ任ズ、

委員ハ、委員長ノ命ヲ承ケ、演習場ニ関スル事務ヲ掌ル

第十三条　軍司令官・師団長ハ、所管演習場備附兵器ヲ管理シ、兵器部長ヲシテ之ヲ保管セシム

兵器部長ハ、前項ノ業務ニ関シ主管ヲ指揮監督ス、

第十四条　主管ハ、所属雇員・傭人ヲ指揮シ、備附ノ兵器（第二類火砲、履歴共、）物品及各団隊委託諸材料ノ監守、受授並ニ修理ノ取扱ヲ掌リ、土地・建造物ノ監守ニ従事ス、

第三章　演習場ノ使用

第十五条　各団隊ノ演習場使用区分ハ、附表第一ニ依ル、

団隊ニ於テ教育上、前項規定以外ノ演習場ヲ使用スルノ必要アルトキハ、所管長官（独立歩兵団長ヲ含ム、以下同ジ、）ハ所管内ノ演習場ニ在リテハ自ラ其ノ許否ヲ定メ、他所管ノ演習場ニ在リテハ当該軍司令官・師団長ニ協議（第十八条ニ係ルモノニ在リテハ、同時ニ教育総監ニ稟議、）若クハ申請シ、其ノ承認ヲ受クベシ、

第十六条　他所管ノ演習場ヲ使用スル団隊ノ所管長官ハ、各団隊ノ翌教育年度間ニ行フベキ演習ノ種類、兵力、期日並ニ使用スベキ演習場、廠舎、備附物品等ノ概定表ヲ作リ、毎年八月尽日ニ当該軍司令官・師団長ニ之ヲ送付シ、演習場ノ使用ヲ要求スベシ、

長門丸乗船部隊
第二大隊　連隊砲中隊ノ一小隊
速射砲中隊（二小隊欠）
通信隊ノ一部
（後　略）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C14060230900（防衛省防衛研究所）〉

五一 - 一　蒜山原演習場訓練施設工事実施ノ件伺

姫経営第四九号　陸軍省受領　肆第一九五三号
陸軍省　昭□　15.9.4.　□□　大臣官房　陸軍省　15.9.4　建築課

蒜山原演習場訓練施設工事実施ノ件伺

昭和拾五年八月参拾壱日　姫路師団経理部長　槌田一次（印）

陸軍大臣　東条英機　殿

昭和十五年五月二十五日、陸普第三、四二二号通牒ニ依ル首題工事ハ、別冊設計要領書並ニ経費仕訳書ノ通リ実施致度ニ付、及伺出

追而本件ニ関シテハ、当師団長モ同意ニ付申添フ

演射架　陸軍省　15.9.9　受336号　兵務課

五一 - 二　蒜山原演習場訓練施設工事実施ノ件

第二六五号
陸軍省　15.10.7　監査課　□□□　□.□.□　□317□　兵□課
陸軍省　15.9.2□　午後　□　主計課　陸軍省　15.9.27　軍事課

受領番号　肆第一九五三号　起元庁（課名）　第五十四師団経理部
件名　蒜山原演習場訓練施設工事実施ノ件
主務局課　番号　経建工第一九三号　受領　昭和　年　月　日　提
出　昭和　年　月　日
大臣官房　受領　昭和　年　十月二日　結了　昭和　年　十月十日

第五十四師団経理部長ヘ指令案（陸普）

首題工事ハ八月三十一日附、姫経営第四九号提出ノ図書ニ拠リ実施スヘシ、

陸普第七〇三七号　昭和十五年十月三日（印）

関係書類ハ当課ニ保管ス、（印）

十月九日　建築課□□

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01002355900（防衛省防衛研究所）〉

五二　陸軍演習場規則（昭和十六年四月実施）

陸軍演習場規則

第一章　総則

第一条　演習場ハ所在師管ノ師団長之ヲ管轄ス但シ附表第一ニ定ムルモノニ在リテハ同表ニ示ス軍令司令官、師団長之ヲ管轄ス、

第二条　練兵場、射撃場、作業場、照空訓練場、自動車（戦車）基本操縦訓練場並ニ砲兵観測訓練場ノ管理、維持、使用等ニ関シテハ本規則ニ準拠スベシ但シ第一条ニ依ラズ団隊（学校ヲ含ム、以下同ジ、）専用モノモニ在リテハ其ノ団隊ノ所管長官之ヲ管理ス、

第三条　演習場管轄軍司令官、師団長ハ本規則ニ基キ演習場ニ関スル細部ノ規程ヲ定メ之ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ、

第四条　航空部隊用飛行場並ニ爆撃場等ノ管理・維持・使用等ニ関シテハ、本規則ヲ準用スルモノトス、但シ其ノ管轄区分ニ関シテハ別ニ定ム、

和十五年八月二日編成ヲ完結シ、同年九月二十七日宮中ニ於テ軍旗ヲ親授セラル、創設以来ノ中隊長以上ノ職員表附表第壱ノ如シ、

内地略歴

二、昭和十五年（自十月十日至十月二十日）、蒜山原附近ニ於ケル師団演習ニ参加ス、同年第壱回師団射撃競技会ニ於テハ各種目共惜敗ス、

三、昭和十六年（自五月四日至五月六日）及（自九月二十八日至十月五日）、青野ヶ原ニ於ケル諸兵連合演習ニ、（自十一月一日至十一月十一日）、津山市及日本原附近ニ於ケル師団演習ニ参加ス、

同年第二回師団射撃競技会ニ大勝ス、又第一回創術競技会ニ第一位ヲ獲得ス、

同年十二月八日ヨリ玉造船所ハ常時、岡山市周辺ハ警戒警報発令ト共ニ対空射撃部隊ヲ展開シ防衛ニ任ス、

四、昭和十七年四月二十七、八両日、師団長随時検閲アリ、良好ナル成績ヲ収ム、

同年六月、日本原ニ於テ第三回師団射撃競技会アリ、機関銃ノミ第二位、他ハ悉ク第一位ニテ、綜合第一位ヲ獲得ト大勝ス、

又、第二回剣術競技会ニ第二位ヲ獲得ス、

同年十月六、七両日、日本原ニ於ケル諸兵連合演習ニ、（自十月二十日至十月二十八日）倉敷附近及吉備平野ニ於ケル師団演習ニ参加ス、

動員下令及待命間野営

五、昭和十八年二月十七日、師団動員下令セラレ、連隊ハ三月二十五日ヲ動員第一日トシ編成、四月三日完結シ、（自四月六日到五月八日）、第二大隊ハ日本原ニ、其他ハ蒜山原ニ野営シ、中隊教練及戦闘射撃ヲ主トシ、待命間ノ教育ヲ実施シ団結ヲ鞏化ス、

出陣式

六、五月六日、蒜山原頭ニ出陣式ヲ挙行ス、分列ニ□ム堂々ノ足並ニ和シ、喇喨タル喇叭ノ音四海ニ響キ、栄光燦タル軍旗ニ片々ト桜花散舞ヒテ、重任ヲ間外ニ受クル将兵ノ決意弥鞏シ、

当日ノ連隊長ノ訓示要旨、左ノ如シ、

連隊長訓示要旨

一、宣戦ノ詔勅ヲ体シ、一身一家ヲ顧ス、誓ツテ国家ヲ保護スヘシ、

一、隊長ヲ核心トスル団結ヲ益々鞏化スヘシ、

一、兵馬倥傯ノ間、戦場必須ノ訓練ノ精到ヲ期スヘシ、

一、宣伝宣撫ニ努メ、無辜ノ住民ヲ愛撫スヘシ、

一、南方作戦ハ衛生作戦ナリ、病ノ為ニ奉公ニ支障ヲ来スヘカラス、

一、熱地ニ於ケル兵器ノ取扱ニ通暁シ、之ヲ尊重

一、輸送ハ対空・対潜ニ万全ヲ期シ整々ト実施シ、国軍ニ範ヲ垂ルヘシ、

宇品出帆

七、第三機関銃中隊ヲ蒜山原ニ残置シ、五月十二日、宇品港ヲ出帆シ、征途ニ就ク、

乗船区分、左ノ如シ、

太こま丸乗船部隊

連隊本部

第三大隊（第三機関銃中隊第三歩兵砲小隊欠）

連隊砲中隊主力　速射砲一小隊

通信隊主力

福洋丸乗船部隊

第一大隊

第三歩兵砲小隊　速射砲中隊ノ一部

ハ風速二十五米ニ豪雨ヲ伴ヒ、同日午後六時ニ至ル雨量一三〇粍（坪当リ二石三斗八升余）ニシテ、同地方ハ家屋・橋梁ノ流失、道路ノ決潰等ノ被害続出シ、交通ハ杜絶シ、近年稀有ノ豪雨ナリ、為之陸軍建造物ニモ多大ノ被害ヲ蒙リ、別紙調書ノ通リ復旧ヲ要スル状況トナレリ、

二、土地建造物被害状況

別紙調書ノ通リ

被害状況写真添付ス、

三、応急処置

差当リ放置シ難キモノ別紙ノ通リニシテ、目下実施中ナルモ、廠営及演練ニハ支障ナカラシメアリ、

別紙控ハ建築課ニ保管ス

別紙図面書類ハ建築課ニ保管ス、取扱者（印）　昭和　年　月　日

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01007132200（防衛省防衛研究所）〉

四九 - 一　蒜山原演習場動的牽引設備工事実施ノ件伺

陸軍省受領　肆第二〇五五号

陸軍省　昭和 14.9.6. 午後　大臣官房

陸軍省　昭和 14.9.6　建築課

十経営第四六七号

蒜山原演習場動的牽引設備工事実施ノ件伺

昭和拾四年八月参拾壱日　留守第十師団経理部長　桂　巽（印）

陸軍大臣　畑　俊　六　殿

本年六月三十日、陸普第四〇八八号通牒ニ依ル首題ノ工事ハ、別冊設計要領並ニ経費仕訳書ノ通リ実施致度ニ付、不足額金参千五百円也、増額相成度、及伺出、

追而本工事実施ニ関シテハ、当師団長モ同意ニ付申添フ、

四九 - 二　蒜山原演習場動的牽引設備工事実施ノ件

第三四三号

連帯課名　主計・兵務・軍事

陸□□ 14.9.16 監査課　陸軍省 14.9.14 □274号 兵務課

陸軍省 14.9.13 軍事課　陸軍省 昭和 14.9.12 午　時 主計課

受領番号　肆第二〇五五号　起元庁（課）名　留守第十師団経理部

件名　蒜山原演習場動的牽引設備工事実施ノ件

主務局課　番号　経建工第二二〇号　受領　昭和　年　月　日

出　昭和　年　月　日

大臣官房　受領　昭和　年九月十四日　結了　昭和　年十月廿八日

留守第十師団経理部長ヘ指令案　（陸普）

首題工事ハ、八月三十一日附、十経営第四六七号伺ノ通実施スヘシ、

追而不足額金参千五百円ハ、演習場射撃場及架橋場其他整備費建築費トシ、別途増額ス

親展扱　陸普第五八五五号　昭和十四年九月十四日（印）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01007185300（防衛省防衛研究所）〉

五〇　歩兵第百五十四連隊戦史略

歩兵第百五十四連隊戦史略

第一　創設ヨリ緬甸進駐迄

創　設　一、歩兵第十連隊ノ満洲進駐ニ伴ヒ岡山市ニ創設セラレ、昭

別紙一覧表ノ通

三、予　算　額　　一七四、五七〇円（昭和十一年度ヨリ繰越額）

四、実　費　額　　一七、四八〇円

内　訳

名　称	金　額
土　地　代	一三、一三〇円五五
耕地補償料	一、二六八円〇〇
耕作物補償料	一、九五七円二六
村道拡張補償料	八四〇円〇〇
事　務　費	二八四円一九
計	一七、四八〇円〇〇

五、土地調書及明細図

土地調書別紙添附ス、

土地明細図ハ、昭和十二年度国有財産財産増減報告ノ際、取得年次別ヲ明記シタルモノヲ提出ス、

二五 - 九　蒜山原演習場土地買収ノ件報告

受領番号　報第二、五三五号　　起元庁（課）名　留守第十師団経理部

件名　土地買収済ノ件

主務局課　番号　経建□第二七七号　　受領　昭和十三年五月三日

提出　昭和十三年五月廿八日

大臣官房　受領　昭和　年 五月三十日　　結了　昭和　年　月　日

大臣ヨリ大蔵大臣へ通牒案（陸普）

第十師団経理部ニ於テ別紙ノ通土地買収済ニ付、通牒ス、

陸普第三二〇九号　昭和十三年五月卅一日（印）（印）

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01007177100（防衛省防衛研究所）〉

四八　風水害ニ因ル臨時所要工事ノ件上申

第二八号

□□□□□　□二一〇二号

陸軍省 昭和 13.9.22 午□ 大臣官房　　陸軍省 13.9.22 建築課

十経営第五〇六号

風水害ニ因ル臨時所要工事ノ件上申

昭和拾参年九月廿日　　留守第十師団経理部長桂　巽（印）

陸軍大臣 板垣征四郎殿

九月五日当地方ヲ襲来セル暴風雨ノ為メ、蒙リタル管内建造物ノ被害ハ、岡山県真庭郡八束川上両村ニ跨ル、蒜山原陸軍演習場建造物ノ被害甚シカリキ、爾来同地ヘハ途中橋梁ノ流失、道路決潰シ、交通杜絶ノ為メ真相不明ナリシ処、九月十六日実地調査ノ結果、別紙調書ノ通リ復旧実施ノ要アルモ、令達予算内ヲ以テ支弁致難キニ付、陸軍建築事務規程第七条ニ依リ上申ス、

追而本件ニ就テハ当師団長モ同意ニテ、尚応急処置実施ノ為メ、差当リ別紙復旧費所要ニ付、別途増額相成度申添フ、

別紙図面書類ハ建築課ニ保管ス、取扱者（印）　昭和　年　月　日

別紙控ハ建築課ニ保管ス

〔別紙〕

災害状況調書

一、災害ノ種類及其概要

九月五日午前八時ヨリ、管内各地ニ亘リ暴風雨襲来シ、殊ニ蒜山地方

平打繩　二条
治療箱　一具
食塩水注射器　一具

四六・二　演習廠舎ニ獣医材料備付ノ件

第五号　陸軍省 12.□.□ 軍事□　□□□ 12.7.20 主計課

受領番号　肆第一三〇四号　起元庁（課名）第十師団
件名　演習廠舎ニ獣医材料備付ノ件
主務局課　番号　馬政申第一四六号　受領　昭和十二年七月十七日
提出　昭和　年七月廿四日
大臣官房　受領　昭和　年七月廿四日　結了　昭和　年七月三十日

指　令　　陸　普

六月十六日附、十師獣材第三七号首題ノ件申請ノ通認可ス

陸普第四四二〇号　昭和拾弐年七月廿六日（印）

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01006930500（防衛省防衛研究所）〉

四七　官報「第十師団経理部蒜山原派出所閉鎖」

◎第十師団経理部蒜山原派出所閉鎖　第十師団経理部蒜山原派出所ハ、本月三十日閉鎖セリ（陸軍省）

〈昭和十二年（一九三七）十二月十八日付『官報』第三二九〇号　○陸海軍〉

二五・八　蒜山原演習場土地買収ノ件報告

陸軍省受領　肆二五三五号
陸軍省　昭和 13.5.2.　午前　大臣官房
陸軍省 13.5.3 建築課
十経営第二二二号

蒜山原演習場土地買収ノ件報告

昭和拾参年四月廿八日　留守第十師団経理部長村上治三郎（印）

陸軍大臣　杉山元殿

昭和十一年二月十一日陸普第一二二一号及昭和十二年五月五日陸普第一五三八号、昭和十二年七月十六日陸普第四二五五号ラ依ル首題土地買収済ノモノ左記ノ通ニ付、陸軍省所管国有財産取扱規程第十四条ニ依リ及報告、

左　記

一、買収面積　一四六町二反七畝一四歩
（四三八、八二四坪）

但シ公簿面ニ依ル反別トス、

内訳		別	
所属地目		反	畝
村有山林		一四五、一八	二〇
村有原野		六九	一五
計		一四五、八八	〇五
民有	田	二〇	一二
	畑	一五	二八
	山林	二	二九
	計	三九	〇九
合計		一四六、二七	一四

（四三八、八二四坪）

二、買収済年月日

二買収価格一一、六四一円八一ハ、令達予算内ニテ支弁ス、
三買収協定価格ニ就テハ、昭和十一年二月三日十経営第三〇号ヲ
以テ民有地買収経伺ノ際提出済ニ付、之カ説明ヲ省略ス、
二、土地所有者及筆数
所有者　筆数
八束村　一四筆
三、添付図書
土地調書
村有基本財産処分ニ関スル議決書写
同　地方長官許可書写
註土地明細図及附近一般図ハ、昭和十一年二月三日十経営第三〇号添付
ノモノト同様ニ付、省略ス、但シ東茅部経塚一五三六ノ三、山林二
町歩ハ、茅部野飛行場用地買収ノ際送付ス、
明細図ハ買収完了時ニ一括調整、土地調書ト共ニ送付ス、

別紙図面書類ハ建築
課ニ保管ス
取扱者　（印）
年月日

昭和十二年六月十日

二五 - 七　蒜山原演習場土地買収ノ件

陸□□ 2.□.□ 軍事□　陸軍省 12.7.7 主計課

陸軍省 12.7.10 第　号 銃砲課

受領番号　弐第二〇九七号　其二　起元庁（課名）　第十師団経理部
件名　蒜山原演習場土地買収ノ件
主務局課　番号　経建甲第二八二号　受領　昭和十二年五月二十八日
提出　昭和十二年七月十六日
大臣官房　受領　昭和　年七月十六日　結了　昭和　年　月　日

副官ヨリ第十師団経理部長宛指令案
五月二十五日十経営第二三七号伺ノ通、実施スヘシ、
（親展扱）　（陸　□）
陸普第四二五五号　昭和十二年七月十六日（印）（印）
別紙控ハ建築課ニ在リ、
〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01007177100（防衛省防衛研究所）〉

四六 - 一　演習廠舎ニ獣医材料備付ノ件

陸軍省受領　肆第一三〇四号
陸軍省 昭和 12.6.21 午□ 大臣官房　陸軍省 12.6.22 92 馬□課
十師獣材第三七号
演習廠舎ニ獣医材料備付ノ件申請
昭和拾弐年六月拾六日　第十師団長磯谷廉介（印）
当師管蒜山原廠舎ニ左記ノ通獣医材料ヲ備付度ニ付、認可相成度、
追テ之ニ要スル経費ハ経常費令達予算ノ範囲内ニ於テ備付クルモノ
トス、

左記

胃消息子　一箇
開口器　一箇
琺瑯盥　一箇
鈎馬器　一具

大臣ヨリ大蔵大臣ヘ通牒案（陸普）

第十師団経理部ニ於テ、別紙調書ノ通土地買収済ニ付通牒ス、

陸普第二六四九号　昭和十二年五月十日（印）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C01002186600（防衛省防衛研究所）〉

四五　演習場廠舎備附毛布現品交付ニ関スル件

第一九号

受領番号　□□一三三七号　起元庁（課）名　衣糧課

件名　演習場廠舎備附毛布現品交付ニ関スル件

番号　経被甲第八八号　提出　昭和拾弐年五月十壱日

副官ヨリ陸軍被服本廠長、第十師団参謀長ヘ通牒

（陸普）

蒜山原演習場廠舎備附毛布、別紙ノ通陸軍被服廠（「貴廠」）ヨリ現品交付セシメラルヽニ付、承知相成度

陸普第二七一七号　昭和十二年五月十二日（印）（印）

注意

本文「　」ハ被服本廠行トス

〔別紙〕

演習場廠舎備附被服現品交付品目員数表

第十師団経理部

品目	単位	員数	
代用毛布（綿メリヤス製）	箇	一〇〇	

備考

一、所要経費ハ兵備改善費ノ支弁トス、

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C01006917300（防衛省防衛研究所）〉

二五‐六　蒜山原演習場土地買収（第四次）ニ関スル件伺

十年

弐第二〇九七号其二

陸軍省 □和 12. 5. 27 午□ 大臣官房　陸軍省 12. 5. 28 建築課

十経営第二三七号

蒜山原演習場土地買収（第四次）ニ関スル件伺

昭和十二年五月二十五日　第十師団経理部長　前川敬悦（印）

陸軍大臣　杉山　元　殿

昭和十年十月十一日陸普第五八〇一号ニ依リ、取得ヲ要スヘキ首題土地ノ内、八束村有地左記ニ依リ取得致度ニ付、指令相成度、関係書類別紙添付、陸軍省管国有財産取扱規程第七条ニ依リ及伺出、

追テ本件ハ当師団長モ同意ニ付申添、

左　記

一、買収土地及価格

地目	地積	単価	小計
山林	一四五町一反四畝二三歩	八円	一一、六一一円八一
原野	六反〇歩	五円	三〇円〇〇
計	一四五町七反四畝二三歩		一一、六四一円八一

（四三七、二四三坪）

備考

一土地内訳、別紙調書ノ通

陸軍省 昭和12.4.24 大臣官房

陸軍省 12.4.□ □□□

十経営第一七五号

蒜山原演習場買収済土地ノ件報告

昭和拾弐年四月拾日　第十師団経理部長前川敬悦（印）

陸軍大臣杉山元殿

昭和十一年三月十一日陸普第一二二一号及昭和十二年一月二十六日陸普第三四二号ニ依ル首題土地買収済ノモノハ左記ノ通ニ付、陸軍省所管国有財産取扱規程第十四条ニ依リ及報告、

左　記

一、買収面積　七八四町八反二畝一三歩

但シ公簿面ニ依ル反別トス、

内　訳

所属地目		地積
村有地	畑	九〇町八反〇畝四歩
	山林	七七一三二〇八〃〃〃
	原野	一三七一七〃〃〃
	計	七七三五九二九〃〃〃
民有地	田	七八〇六〃〃〃
	内畦畔	一二〇〃
	外〃	一二三〃
	畑	七〇五二九〃〃〃
	外畦畔	六二〇〃
	山林	二五五二二〃〃〃
	原野	七四〇四〃
	計	一一一四〇一〃〃〃
	内畦畔	一二〇〃
	外〃	八一五〃
	合計	七八四、八二一三

二、買収済年月日

別紙一覧表ノ通、

三、予算額　二五三、〇〇〇円（十年度ヨリ繰越額）

四、実費額　七六、二九〇円六〇〇

内訳

土地代	七八四町八反二畝一三歩	七〇、二八〇、五二〇円
耕地田	三一〇二〇	四一四二、九一〇
補償料 畑	三六九〇五	一、八六七、一七〇
計		六、〇一〇、〇八〇
合計		七六、二九〇、六〇〇

五、土地調書及明細図

土地調書　別紙添附ス

土地明細図ハ昭和十一年二月三日、経営第参〇号添附ノモノニ記載シアルモ、全土地取得完了ノ上、更ニ一括シタルモノ提出ス、

三七－四　土地買収済ノ件

受領番号　肆第三四二号其一　起元庁（課）名　第十師団経理部

件名　土地買収済ノ件

主務局課　番号　経建甲第百六十六号　受領　昭和十二年四月廿六日

提出　昭和拾弐年五月七日

大臣官房　受領　昭和　年五月七日　結了　昭和　年　月　日

山林　〃　二二九　五円―　三五円六―

計　一、三四九円四七

令達予算内ニテ支弁ス、

四、添附図書

土地調書　一

土地明細図　一

附近一般図　一

二五 - 五　蒜山原演習場土地買収ノ件

陸□□ 12.□.□ 軍□□　陸□□ 12.□.□ 受□□ □□□

陸□□ 12.5.□ 主計□

受領番号　肆第八百九号　起元庁（課）名　第十師団経理部

件名　土地買収済ノ件

主務局課　番号　経建甲第一六〇号　受領　昭和　年　月　日　提出　昭和十二年四月四日

大臣官房　受領　昭和　年 五月四日　結了　昭和　年　月　日

第十師団経理部長ヘ指令案

四月七日十経営第一六八号伺ノ通実施スヘシ、

陸普第二五三八号　昭和十二年五月五日（印）（印）

（親展扱）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01007177100（防衛省防衛研究所）〉

四四 - 二　昭和十二年特別騎兵演習壱般計画の件通牒

秘　密第五四二号其一

陸軍省 昭和 12.5.17 午前 大□官房

陸軍省 12.5.17 132 軍事課　陸軍省 12.5.20 受 114 号 兵務課

教密第一一〇号第二

昭和十二年特別騎兵演習一般計画中一部変更ノ件通牒

昭和十二年五月十四日　教育総監部本部長 香月清司（印）

陸軍次官 梅津美治郎殿

四月二日附、教密第一一〇号通牒ニ依ル首題ノ件、左記ノ通変更セラレシニ付、通牒ス

記

第六　演習開始前ノ集合地

第五師団軽装甲車訓練所　陸軍騎兵学校ノ一部　鳥取県東伯郡南谷村　野砲兵第十連隊ノ一中隊　鳥取県東伯郡倉吉町　ヲ岡山県真庭郡八束村ニ改ム

騎兵第五連隊　騎兵第十連隊　陸軍騎兵学校ノ一部　岡山県真庭郡川上村ヲ岡山県真庭郡八束村ニ改ム

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01004267200（防衛省防衛研究所）〉

三七 - 三　蒜山原演習場買収済土地ノ件報告

肆第三四二号其一

蒜山演習場の竣工検査

蒜山原演習場廠舎工事は愈よ竣工、二十一日より之が検査のため、会計検査院より検査官出張し、第十師団経理部より前川部長・秋元技師等立会の下に検査の結果、二十二日無事終了したので、昨夏以来工事設計・監督のため来原し、仮事務所にて執務中の主任田中技手・津村嘱託始の部員七名は、何れも同日本部へ帰任した、

〈昭和十二年三月二十四日付『山陽中国合同新聞』〉

四四・一　昭和十二年特別騎兵演習一般計画の件通牒

第六四号

秘　演秘　技陸軍省受領　密受第五四二号

陸軍省 昭□ □.4..6 午前 大臣官房

陸軍省 12.4.6 132 軍事課　陸軍省 12.4.7 受 114号 兵務課

教密第一一〇号

昭和十二年特別騎兵演習一般計画の件通牒

昭和十二年四月二日　　教育総監 伯爵 寺内寿一（印）

陸軍大臣 杉山 元 殿

首題ノ件、陸軍演習令第六十二ニ拠リ、別冊ノ通通牒ス、

二五・四　蒜山原演習場廠舎入口通路敷土地買収ノ件伺

陸軍省受領 肆八〇九号

陸軍省 昭和 12.4.12 午前 大臣官房　陸軍省 12.4.13 建築課

十経営第一六八号

蒜山原演習場廠舎入口通路敷土地買収ノ件伺

昭和十二年四月七日　　第十師団経理部長 前川敬悦（印）

陸軍大臣 杉山 元 殿

昭和十年十月十一日陸普第五八〇一号ニヨリ取得ヲ要スヘキ、蒜山原演習場用地中首題土地左記ニ依リ買収致度ニ付、指令相成度、関係図書別紙ノ通添附、陸軍省所管国有財産取扱規程第七条ニ依リ及伺出、

追テ本件ハ当師団長モ同意ニ付申添フ、

左記

一、買収土地

所属	地目			
村有	山林	三二七歩	反当 八円—	三円一二
	原野	九一五〃	五円—	四円七五
民有	田	二〇〇四歩	坪当リ 二円—	一、二〇八円—
	畑	三〇八〃	一円—	三〇八〃
	山林	三二九〃		九八円—
計		四、〇二三〃		

但シ内訳別紙土地調書ノ通リ、

二、土地所有者及筆数

所有者	筆数
七名	一三筆

三、買収価格

金一、三四九円四七

内訳

村有　山林　三二七歩　反当 八円—　三円一二

　　原野　九一五〃　五円—　四円七五

民有　田　二〇〇四歩　坪当リ 二円—　一、二〇八円—

　　畑　三〇八〃　一円—　三〇八〃　九八円—

舎十三棟、厩舎六棟、其の他万般の施設を完備して六十三棟、総建坪三千五百坪といふ厖大なものである、なほこの廠舎建築と呼応して現在、鳥取県東伯郡倉吉町から同郡関金まで鉄道の敷設工事中であるが、そこから三里の峻坂を徒歩で国境越えに演習場に達するものである、廠舎実現と相まつて、第十師団をはじめ附近各部隊の来場はいよいよ繁く、積雪期にはスキー演習も行はれるはずで、高原一帯は力強い軍国調に沸き立つてゐる（津山）

〔写真　（上）蒜山原演習場の一部　（下）陸軍廠舎の工事〕

〈昭和十一年十月頃、掲載紙未詳、友金藤吉「投稿雑誌綴」所収〉

四二‐一　被服規定外交付ノ件照会

十経衣第四四五号

被服規定外交付ノ件照会

昭和十年一十二月五日　第十師団経理部長

陸軍省経理局衣糧課長殿

当師管蒜山原演習場新設ニ伴ヒ、其備付被服整備ノ為、大阪被服支廠保管ノ別紙被服ヲ規定外交付相成度、

追而、同演習場ニ整備スヘキ毛布ハ、最少限九、〇〇〇箇（廠営人員三、〇〇〇人ニ対シ各人三箇宛）ニ付、申添フ、

別紙

規定外交付希望被服員数表　（大阪被服支廠保管）

第十師団経理部

品目	第一装	第二装	第三装甲	第三装乙	計
毛布箇	三六	一五	二、六七八	二、一七七	四、九〇六
異式毛布箇			二二	二七	四九
合計					四、九五五

四二‐二　被服規定外交付ノ件

第八六号　受領番号　陸軍省受領　貳第三二五〇号　起元庁（課名）衣糧課

件名　被服規定外交付ノ件

主務局課　番号　経被甲第二七九号　受領　昭和　年　月　日　提

出　昭和拾壱年十二月拾六日

大臣官房　受領　昭和　年十二月十六日　結丁　昭和　年十二月十八日

副官ヨリ陸軍被服本廠長へ通牒

（陸　普）

第十師団演習場備付用トシテ、古品毛布（第三装乙）二、〇〇〇枚、規定外交付スルコトニ定メラレタルニ付、承知相成度、

陸普第七七四五号　昭和十一年十二月十六日（印）（印）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01006797700（防衛省防衛研究所）〉

四三　新聞記事「蒜山演習場の竣工検査」

〔写真　蒜山原演習場廠舎の建築〕

□□□（蒜山原カ）の秋　□（下カ）

（三行欠程カ）ことに四季の移りかはりごとに山と〝草の海〟が敏感に示す姿態の変化は、しきりに旅情をそゝつて、近年、津山あるひは鳥取方面から杖曳く人の姿もやうやく見受けられるが、最も有名なのはスキーである、シーズンともなれば見はるかす原頭は常に約二㍍の粉雪を積んでそのまゝ絶好の白銀盤である。スロープの雄大さはまさに関西一、それだけに地方は本県スキーの草分けとして知られる本場である、一昔まへまで雪国特有の〝ガンジキ〟雪靴などに身を固めて、不便をかこつてゐた雪にも、スキー流行とともに大人も子供も早速手製のスキーで鮮かな滑走ぶり、今ではなくはならぬ実際的な交通用具である、蒜山から大山へかけての山岳スキー、さては鳥取県倉吉から三朝温泉へ通ずるツアー・コースなどと、雄壮な乱舞を求めるスキーヤーの群は年とともに多くなつて、平素農作や小店を出してゐる普通民家の早がはり旅館が一しきり繁昌する、演習場の廠舎実現を待つて来場する各部隊でも、積雪季にはスキー演習を行ふ予定だといはれるなど、スキー王国の本領ぶりである、

☆……☆

軍隊演習に際し、もつともこの演習場の規模を誇り得るのは、砲兵の実弾射撃においてゞある、東西の射程実に一万四千㍍、明年四月ごろから新装の廠舎へは、各地の砲兵部隊が続々繰り込んで、実弾射撃の腕を磨くことになつてゐるが、一方地元各村ではこれら軍隊の演習に対し、あらゆる利便をはかり、八束村では部隊の歩行と兵器運搬の障碍物除去のため、挙村一致で村内演習場の清掃作業を実施、また前記実弾射撃の圏内にある川上村湯船部落では、安心して射撃を可能ならしめるよう、全部落二十戸が自発的に圏外への移転を計画してゐるなど、うるはしい〝軍民一致〟の姿を描き出してゐる、なほ演習部隊の日常生活品は、地元各村に軍隊供給部を組織して、米・麦・菜魚を供給することになつてゐるが、勿論限られた小盆地内の耕作では間に合はず、魚肉はもとより米・麦一切は、日本海を望む県境犬狭峠の峻嶮を越えて、五里の途をトラックで倉吉町から仕入れる計画で、

こゝにもたのもしい地方民の意気をしのばせる、

☆……☆

煙草〝山中刻〟によつてようやく地方的に知られながら、ともすれば置き忘られ勝ちだつたこの山中盆地も、時代の波に誘はれて一躍、雄々しく〝軍国山中〟の名乗りをあげ、近き将来に約束される勝山・倉吉線鉄道の敷設などによつて、地方開発に一段の拍車をかけるものと期待されてゐる（をはり）

〈昭和十一年十月頃、掲載紙未詳、友金藤吉「投稿雑誌綴」所収〉

四一　新聞記事「蒜山原に沸く軍国調」

蒜山原に沸く軍国調　廠舎の完成は近い

国立公園大山の秀峰をバツクに海抜六百米、大波状の広袤二千五百万坪の日本一の陸軍演習場――

岡山県西北部県境、真庭郡八束・川上両村と鳥取県日野郡米沢村の一部にわたる、蒜山原演習場廠舎建築は、総工費約二十万円で本年八月着工したが、高原特有の訪れ早い降雪季をひかへて遅くも本年末までには竣工の予定で、毎日二百人の工事人夫が秋冷の原頭に大童の作業を続けてゐる、

廠舎は歩兵一ヶ連隊と野砲兵一ヶ連隊収容の廠舎に相当するもので、兵

件名　土地買収済ノ件
主務局課　番号　経建甲第三二二号　受領　昭和十一年七月六日
提出　昭和十一年九月二八日
大臣官房　受領　昭和　年九月廿九日　結了　昭和　年　月　日

大臣ヨリ大蔵大臣へ通牒案（陸普）
第十師団経理部ニ江於テ別紙調書ノ通、土地買収済ニ付、通牒ス、
陸普第六〇八七号　昭和十二年九月廿九日（印）（印）
（親展扱）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C01007177100（防衛省防衛研究所）〉

四〇　新聞記事「蒜山原の秋」

蒜山原の秋　上
大廠舎建設の槌に　輝く軍国の響き
感激を胸に立働く村人

富士の裾野の約三倍といはれる日本一の陸軍演習場蒜山原を訪れる―つゞら折りの峠路を攀ぢて県の西北端、真庭郡八束・中和・川上の三村が画する、いはゆる山中盆地に足を踏み入れれば、はるか西方の秋空に聳え立つ国立公園大山を背に国境線に連なる、上・中・下三蒜山の麓に展開する、一望たゞ茫漠たる茫原の大景観に眼を奪はれる、

▼……▲

八束・川上両村および鳥取県日野郡米沢村の一部にわたつて東西四里、南北一里半の広袤二千五百万坪のこの蒜山高原は、昨年十一月、陸軍演習場として力強く軍国の秋にデビューするや、第十師団各部隊の精鋭がいち早く乗り込み、廠舎もない原頭の一角にテント張りの仮兵舎を急造して、やうやく雨露をしのぎながら早くもポン／＼演習をはじめて軍国気分をみなぎらせ、名実ともに日本一の折紙が付されたわけである、

▼……▲

かくていよ／＼本年八月、総工費二十万円で演習場のやゝ中央、八束村上長田地内に本格的廠舎の建築に着手、津山市高原組の手で工事を進めてゐる、廠舎は兵舎十三棟、厩舎六棟、連隊本部一棟、ほかに浴場、炊事場、蹄鉄、馬糧その他、歩兵一個連隊と野砲兵一個連隊に相当する馬匹、その他収容の諸施設、合計六十三棟であるが、目下すでに兵舎二棟を上棟し、なほ降雪期をひかへて、工事材料なども殆ど全部運搬ずみ、昼夜兼行の作業を進め、他の建築も大体本年末までには竣工の見込みである、

▼……▲

建築は高原特有の風雪の被害を考慮して、とくに強固に設計され、二㍍程度の積雪にはびくともしない仕組みであるが、別して医務室と休養室は衛戍地に遠い関係上、応急の処置に備へて、他の演習場には見られない完備した近代的設備が施される、また演習地の軍隊の日常生活に大きな関係をもつ用水の便は、各地演習場が頭をなやますものであるが、こゝでは研究の結果、中蒜山の麓に水源地を求めて、そこから約一㌔の廠舎まで、一個連隊の人馬を養ふに必要な水を導水することになつてゐる、

▼……▲

これら万般の施設をいそぐ工事人夫は、地元三村および鳥取県側から毎日二百人づつ出動してゐる、十一月中旬ごろには例年降雪見る高原一帯は、現在すでに晩秋といふより初冬の風景で、芒原も風にほゝけ毎朝二、三寸の霜柱が立つ、人夫たちは山におく霜の白さを雪かと見まがひつつ、皇軍のよりよき廠舎をと懸命の作業を続けてゐる（写真は蒜山原廠舎建築工事）

蒜山原演習場買収済土地ノ件報告

昭和拾壱年七月壱日　第十師団経理部長秋沢　穂（印）

陸軍大臣伯爵寺内寿一殿

昭和十年十月十一日陸普第五八〇一号ニ依ル首題ノ土地買収ニ就テハ、未ダ完了ノ運ニ至ラサルモ、昭和十年度ニ於テ買収済ノモノ左ノ通ニ付、及報告、

左記

一、買収面積　二、二一二町五段四畝二九歩 ~~二三二一町四段一畝八歩~~

□九□□□四九坪

但シ公簿面ニ依ル段別トス、

別紙図面・書類ハ、建築課ニ保管ス

取扱者　（印）

11年10月14日

内訳

反別		田	畑	山林	原野	計
昭和十年十二月二十三日陸普第三三八号ノ分	旧軍馬地	○ 町	○	○	二、一九三	二一九三
					七〇〇六	七〇〇六
昭和十一年三月十一日陸普第一、二二一号ノ分	八束村ノ分	四 町	四〇	三一	一、六〇五	七九
		一八〇三	六三一七	七二〇八	〇六〇五	六〇〇三
	川上村ノ分	四 町	~~四〇~~	~~三一~~	三	~~八〇~~
		一八〇三	~~六三一七~~	~~七二〇八~~	〇六〇五	~~八〇二四~~
	計	六 町	~~二二~~	六	二	~~三八~~
		三八一二	~~六七一九~~	五四二〇	五九一一	~~一〇一九~~
	計	一〇 町	~~六三~~	~~三九~~	二一九九	~~二三一二~~
		三八一二	~~四〇一〇七~~	~~三九一八~~	三五二三	~~五四一九~~

備考

一、田段別中ニ外畦畔八束村ノ分五畝二三歩、川上村ノ分一反九畝一三歩、計二反五畝六歩ヲ含ム、

二、畑段反中ニ外畦畔八束村ノ分二反七畝二五歩、川上村ノ分三反六畝二九歩、計六反四畝二四歩ヲ含ム、

三、原野反別中ニ川成一反二三歩（川上村ノ分）、用水路三歩（八束村ノ分）ヲ含ム、

二、買収済年月日

○昭和十年十二月二十三日陸普第三三八号指令ノ分ハ、昭和十年十二月二十五日、国有財産簿ニ登記済、

○昭和十一年三月十一日陸普第一、二二一号指令ノ分ハ、昭和十一年三月二十八日国有財産簿ニ登記済、

三、予算額

総額金五拾万円也、

四、実費額

総額金拾八万八千五拾八円六拾銭

五、土地調書及明細図

昭和十年十二月二十三日陸普第三三八号指令ノ分ハ曩ニ経伺ノ際提出セルモノト同様ナルモ、陸普第一、二二一号指令ノ分ハ若干~~移~~異動セルヲ以テ、本件ニ属スルモノハ追テ提出ス、

猶、全土地ノ取得完了ノ上、更ニ　及明細図提出スヘシ

二五-三　土地買収済ノ件

十年

受領番号　弐第二〇九七号其ノ一　起元庁（課）名　第十師団経理部

但、内訳別紙土地調書ノ通リ、

区分	所有者	筆数
八束村	三〇六	七八八
川上村	一五九	五四二
計	四六五	一、三三〇

二、土地所有者及筆数

三、買収金額

金~~八八四四十、六七〇~~（八八四四三〇〇）

令達予算内ニテ支弁ス、

三七‐二　蒜山原演習場土地買収ノ件

[第六二号]

連帯課名　□□・兵務・□□　[陸□□ □.□.□ □□□]

[陸□□ 11.3.□ 受30□ □□□]　[□□□ 11.2.25 主計課]

受領番号　十一年　肆第三四二号　起元庁（課）名　第十師団経理部

件名　蒜山原演習場土地買収ノ件

主務局課　番号　[経建甲第四三号]　受領　昭和　年　月　日　提出

昭和　年　月　日

大臣官房　受領　昭和　年[三月十一日]　結了　昭和　年[六月三日]

第十師団経理部長へ指令案

二月三日附十経営第三〇号、伺ノ通実施スヘシ、

陸普第一二二二号　昭和十一年三月十一日（印）

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01002186600（防衛省防衛研究所）〉

三八　官報「第十師団経理部蒜山原派出所設置」

◎第十師団経理部蒜山原派出所設置　第十師団経理部蒜山原派出所ハ、去月二十五日岡山県真庭郡八束村ニ設置シ、同日ヨリ事務ヲ開始セリ（陸軍省）

〈昭和十一年（一九三六）五月九日付『官報』第二八〇三号　○陸海軍〉

三九　新聞記事「茅部野の仮廠舎」

茅部野の　仮廠舎
愈よ竣工し　来場を待つ

全国一の広大なる演習地として陸軍が誇る、蒜山演習場地内茅部野に歩兵一箇連隊を収容し得る仮庁舎を建築中であつたが、いよ〳〵竣工、将兵の来場ヲ待つてゐる、木（本）年度演習来場は、松江歩兵第六十三連隊をトップに、第十師団管下各部隊をはじめ、関西各師団管下から十月上旬まで引きづゞき来場、大平原戦に山岳戦に恵まれたる各種地形を利用して、近代戦を錬磨研究されることゝなつてゐる、

〈昭和十一年五月九日付『山陽新報』〉

二五‐二　蒜山原演習場買収済土地ノ件報告

十年

[弐第二〇九七号　其一]　[陸軍省　昭和 11.7.6 午前　大臣官房]

[十経営第二七〇号]　[陸軍省 11.7.6. 建築課]

蒜山原演習場廠舎新設工事実施ノ件伺
昭和十壱年七月拾七日　第十師団経理部長秋沢　穂（印）
陸軍大臣伯爵寺内寿一殿
昭和十一年五月二十七日、陸普第三、一六五号ニ依ル首題ノ工事、別冊設計要領書及仕訳書ニ依リ実施致度、及伺出、
追而本件ハ当師団長モ同意ニ付申添フ、

三六 - 二　蒜山原演習場廠舎新設工事実施ノ件

第一五二号

陸軍省 11. 8. □ 741 軍事課　陸軍省 11. 8. 18 監査課

連帯課名　主計　兵務　軍事
受領番号　肆第一三八九号　起元庁（課）名　第十師団経理部
件名　蒜山原演習場廠舎新設工事実施ノ件
主務局課　番号　経建工第一五四号　受領　昭和十一年七月二十一日
提出　昭和十一年八月八日
大臣官房　受領　昭和　年八月八日　結了　昭和　年八月廿二日

第十師団経理部長ヘ達案　（陸普）
首題工事ハ別紙ニ拠リ実施スヘシ
陸普第四八七壱号　昭和十一年八月八日（印）
「親展扱」　別紙控ハ建築課ニ保管ス
〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01002127100（防衛省防衛研究所）〉

三七 - 一　蒜山原演習場民有土地買収（第二次）ニ関スル件伺

陸軍省受領 肆第三四二号
陸軍省 昭和 11. 2. 20 午後 大臣官房　陸軍省 11. 2. 12 □ □□課
十経営第三〇号

蒜山原演習場民有土地買収（第二次）ニ関スル件伺
昭和十一年二月三日　第十師団経理部長　秋　沢　穂（印）
陸軍大臣 川 島 義 之 殿
昭和十年十月十一日、陸普第五八〇一号ニ依リ取得ヲ要スヘキ首題土地ノ内、演習場主体地域ニ属スル民有地ヲ左記ニ依リ買収致度ニ付、指令相成度、関係図書別紙ノ通リ添付、陸軍省所管国有財産取扱規程第七条ニ依リ及伺出、
追テ本件ハ当師団長モ同意ニ付申添フ、

別紙図面書類ハ建築課ニ保管ス、　取扱者（印）
11年10月14日

左　記

一、買収土地

区分		八束村	川上村	計
畑	畦畔	五町 〇五〇〇	六町 〇三〇三	一一町 〇七二四
		中□□〇十	二九□□	一一 □□〇〇
		中□□□中		
	畦畔	四七	二二	七〇
		二〇一四	九〇〇〇	七七二〇
		十四十一〇	三二二六	七八〇〇
		三〇一〇		
山林		三五	八	四四
		六〇二六	九五〇九	五六〇五
原野		三	一四	一八
		七一〇〇	□〇一五	五〇〇一五
			七五二二	
川成				
計		九二	五三	一四五
		十五	十三	十四五
		〇二〇〇	三一〇八	三□〇八
		十三〇十	四十一八	木四十〇

その悲しみは陸軍演習指定地といふ、より大きな喜びに置換へられ、関係八束・川上両村の狂喜はもとよりこれまで奥地として等閑に附してゐた人々に、新しい興味ある話題を投げてゐる、

（中　略）

◇……◇

一昨年は八尺の大雪、昨年も相当の雪であつたが、今年は十二月中旬の降雪が現在とけずにゐる位で、しかし蒜山の雪はこれから二月末までが本格的で、どんな大雪にならぬとも限らない、例年スキーヤーのうち一人や二人位、湯原から橇に炬燵をおいて酒を持つて乗りつける愉快な話も伝へられ、蒜山への道はいよ〳〵これから賑やかになる、

大雪の折は、富士裾野の四倍といわれる蒜山原野そのものがスキー場であるが、山小屋のある皆ヶ山スキー場が通常蒜山スキー場と称されてゐる、右スキー場は、大山と蒜山に包まれ景色絶佳で緩急各種のスロープあり、殊に中福田から十町余で達するので頗る便利に出来てゐる、同スキー場の周囲は一里半位、陸軍の演習地は八千町歩のうち田畑六十町を除き他は村有原野で共に田畑も原野も買収の調印をすでに終了してをり黒杭峠下の矛部野は排水がよいので二百町歩の飛行場が設置され、演習地全体も続いて樹木を焼却する模様でスキーにとつての障碍物もなくなり周囲十里の一大スキーハイキングが蒜山名物の一つとなる日も遠くないだらう（完）

〈昭和十一年一月五日・七日付『大阪朝日新聞』岡山版、友金藤吉「投稿雑誌綴」所収〉

三五　蒜山原演習場土地買収ノ件

第一二号

陸軍省 11. 2. 17 43 軍事課

陸軍省 11. 2. 15 受 22 号 兵□課

陸軍省 11. 2. 14 □□ 時 主計課（師団経理）

受領番号　弐第三九二号　　起元庁（課）名　第十□□□□部

件名　蒜山原演習場土地買収ノ件

主務局課　番号　経建甲第三一号　　受領　昭和　年　月　日　提出

昭和　年　月　日

大臣官房　受領　昭和　年二月廿一日　　結了　昭和　年二月廿五日

副官ヨリ第十師団経理部長へ通牒案（陸　普）

首題ノ件ニ関シ、昨年十月十一日附陸普第五八〇一号ヲ以テ通牒セラレタル処、買収（地役権設定）地区ハ別紙ノ通変更セラレタルニ付通牒ス、

陸普第八八四号　昭和十一年二月廿一日（印）

説　明

一、予定買収（地役権設定）地区タル擬宝珠山ー烏山間ノ米沢村地区ハ目標設置困難ニシテ、長距離射撃着弾地トシテ不適当ナリ、

二、右地区ハ国立公園指定地区トシテ絶対必要ニ付、譲ルコトトセリ、但シ飛弾地トシテ適時立入禁止ヲ為シ得ル如ク協定ス、

三、変更地区ハ長距離射撃ノ飛弾地トシテ絶対必要ナリ、故ニ之ニ地役権ヲ設定ス、

四、予算ハ既令達予算ノ範囲内ニ於テ実施ス、

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C01002096000（防衛省防衛研究所）〉

三六 - 一　蒜山原演習場廠舎新設工事実施ノ件伺

陸軍省受領　肆第一三八九号

陸軍省 11. 7. 21 午□　大臣官房

□□□11. 7. 21 建築課

十経営第二九五号

通リトス、

田　反当　平均　二二〇円
畑　〃　八〇円
山林（立木ヲ除ク）反当（甲）一五円
同　〃（乙）八円
原野　反当（甲）一〇円
同　〃（乙）五円

五、添付図書

土地調書　一通
土地明細図　一通
附近一般図　一通
耕地補償金調書　一通
立木伐採補償金調書　一通

三二-二　蒜山原演習場敷地買收ノ件

第一四六号

陸軍省10.12.20　受283号兵務課
陸軍省10.12.21　511軍事課
陸軍省11.10.21監査課

受領番号　肆第二一七〇号　起元庁（課）名　第十師団経理部
件名　蒜山原演習場敷地買收ノ件
主務局課　番号　経建甲第三六八号　受領　昭和　年　月　日　提出　昭和　年　月　日
大臣官房　受領　昭和　年□月□日　結了　昭和　年十月廿四日

第十師団経理部長へ電報指令案

十二月十三日附十経営二八三伺ノ通実施スヘシ、

陸三三八□　昭和十年十二月廿三日（印）

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01002109400（防衛省防衛研究所）〉

三三　演習場ト富士並大山国立公園指定ニ関スル件

第四号

受領番号　壱第三七六六・三七六七号　起元庁（課）名　内務省
件名　演習場ト富士並大山国立公園指定ニ関スル件
主務局課　番号　兵務壱第二四六・二四七号　受領　昭和十年十二月十日　提出　昭和十年十二月二十四日
大臣官房　受領　昭和　年十二月廿四日　結了　昭和　年一月九日

次官ヨリ内務次官へ回答案（陸普）

内務省発衛第一三〇号、同第一三一号ニ依ル、陸軍富士裾野演習場（予定演習場ヲ含ム）及蒜山原予定演習場ト富士・大山両国立公園指定区域トノ関係ニ就テハ異議無之ニ付、此段及回答候、

追テ右回答ヲ以テ陸軍・内務両省間ノ協定成立セルモノト致度申添候、

陸普第七三七三号　昭和十年十二月廿四日（印）

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01002095200（防衛省防衛研究所）〉

三四　新聞記事「蒜山スキー場【一】」

「県下の西蔵」の興味　広大無辺、限りを知らぬ原野

蒜山スキー場【一】

岡山県の西蔵といはれる蒜山盆地は、過般大山国立公園から除外され、

きのふ建川師団長祭主となり　現地で盛大に挙行

中国山脈の王座、大山の東南蒜山座の裾野広袤二千五百万坪の全国一を誇る蒜山演習場の地鎮祭は、親王殿下御誕生の佳き日の二十八日日午後一時から岡山県真庭郡八束村大字富山根北方岡の上で、建川第十師団長を祭主として執行された、

定刻高原に設けられた祭壇前右側に祭主建川中将、委員長、秋山参謀長を始め、小松原第八、上野第三十三旅団長以下圏下各団隊長着席、左側に斎主武神・島根県安濃郡物部神社宮司庵厚定氏以下斎員代表・来賓、岡山県知事代理須田兵事課長、梶山勝山警察署長外多数臨席、地元の八束・上両村内及各種団体・小学校生徒等は正面に整列、

〈昭和十年十一月二十九日付『山陽新報』〉

三二・一　蒜山原演習場土地買収ニ関スル件伺

陸軍省受領　肆第二一七〇号
陸軍省　昭和10.12.16午後　大臣官房
□□　10.12.17　建築課
十経営第二八三号

蒜山原演習場土地買収ニ関スル件伺

昭和十年十二月十三日　第十師団経理部長　秋沢穂（印）

陸軍大臣　川島義之　殿

昭和十年十月十一日、陸普第五八〇壱号ニ依リ取得ヲ要スヘキ首題ノ土地ノ内既ニ協定成立セシ大同合資会社所有地（元軍馬補充部放牧場）ヲ不取敢左記ニ依リ買収実施致度ニ付至急指令相成度関係図書別紙ノ通リ添付陸軍省所管国有財産取扱規程第七条ニ依リ及伺出

追テ本件ニ就テハ当師団長モ同意ニ付申添ス

左記

一、買収土地

原野　二、一九三町七反六歩

内訳　別紙土地調書ノ通リ

二、売主

大阪市西区弓靭上通一丁目一二番地

大同合資会社

三、買収価格

一六二、一八五円

区分	数量	単価	小計
土地代（原野）	二、一九三町七反六歩	反当五〇	一〇九、六八五〇〇
耕地補償金	六町歩	反当五〇	三、〇〇〇〇〇
立木伐採補償金	一、六五〇町歩	反当三〇	四九、五〇〇〇〇

内訳

四、耕地及立木伐採補償金支払ヲ要スル事由

買収土地ノ地目ハ、公簿面ニ於テハ全部原野トナリアルモ、右土地内ニ現在畑地ニ開墾セラレ、煙草モ栽培シツヽアルモノ六町歩又山林状態ノモノ一、六五〇町歩アリテ、之ヲ公簿面ノ地目即チ原野ニテ買収スルコトハ、地方ニ於ケル売買ノ慣習ニ鑑ミ、相手方ニ対シ頗ル酷ナルノミナラス、且又接続地タル八束、川上両村地ノ買収価格トノ均衡上、前記ノ如ク特ニ補償金トシテ、地代ノ外ニ別途支払ヒスルコトトセリ、

因ニ今回協定成立セシ八束、川上両村有地及民有地ノ買収価格ハ左ノ

取両県知事も列席する、式後、八束村富山根小学校で二時半から祝賀会を開き、また夜は同校で活動写真会を催し、川上村小原小学校でも二十七日夜、活動写真会を催し、地元民は大演習場の誕生を寿ぐ、

〈昭和十年十一月二十七日か、掲載紙未詳、友金藤吉「投稿雑誌綴」所収〉

二九　新聞記事「蒜山原演習場、二十八日に地鎮祭」

名実共に日本一　いよいよ生る
蒜山原演習場　建川師団長らの折紙付　二十八日に地鎮祭

京都・姫路・広島・善通寺各師団では、従来演習場の狭少に不便を極めてゐたが、今秋姫路師団が素晴しい活躍をした、岡山・鳥取両県にまたがる蒜山原が、絶好の演習場として建川師団長等から折紙をつけられて以来、本省関係の手続きも進捗地主との交渉も僅々二、三ヶ月一で成立、二十八日午後一時から川鳥陸相代理・建川師団長列席のもとに、盛大な地鎮祭を開催することになつた、

規模の大なるは名実ともに日本一で、総面積二千五万百坪、東西十六キロ、南北四キロ乃至八キロの広大なもの、現在使はれてゐる日本原の二百五十万坪に比すれば実に十倍、全国最大の富士の演習場八百五十万坪になほ三倍してゐる、作備線勝山から八里、伯備線江尾から四里半、倉吉から五里に位し、岡山県真庭郡八平村(東)・川上村、および鳥取県日野郡米沢村にまたがり、高原草原地帯としてまた大波状況として北満その侭の各種条件を具備、更に演習場内に村落一つないといふ絶好条件に恵まれてゐるのである、従つて砲兵実弾射撃に於ても従来日本原で不自由してゐたのが、今後は一万六千㍍迄射撃することが出来、全国の八千㍍記録の二倍におよんでおり、自動車・戦車等射撃の連射法にも角度自由に撃つことが可能で、また飛行場も自然そのまゝに恵まれてゐる、

即ち西日本の京都・姫路・広島・善通寺各師団が、狭い日本原・青野ヶ原演習場で不便を極めてゐたのをこれですつかり解消、今後は北満戦場そのまゝの地勢を利し、思ふ存分な演習が出来ようとみられ、ただ交通が現在不便を極め直ちに利用出来ぬので、鉄道敷設・道路新設等が切望されてゐる、

なほこの日、各師団から多数参列、地元では祝賀を盛大にやるが、特に二、三ヶ月で交渉成立したこと全国的に例がなく、地方官民の協力、地主側の理解を師団当局を感謝しており、一部少数が引続き強硬に反対してゐるのを円満に纏められるやう希望してゐる、

〈昭和十年十一月二十七日付『神戸又新日報』、神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫〉

三〇　新聞記事「蒜山野演習場地鎮祭執行」

蒜山野演習場　地鎮祭執行
二十八日富山根北方高地で　建川師団長らも臨場

蒜山野陸軍演習場設置決定し、二十八日午後一時から演習場の中心である八束村大字富山根北方高地で地鎮祭を執行し、引続き午後二時半から同村福田小学校で盛大な祝賀宴を催されることゝなつた、当日は主催者として建川第十師団長をはじめ、陸軍大臣代理官も臨場することゝなつてゐる、

〈昭和十年十一月二十七日付『山陽新報』〉

三一　新聞記事「蒜山演習場地鎮祭」

全国の王座を占む　蒜山演習場地鎮祭

日野郡米沢村にまたがる蒜山原を第十師団が演習地として買収し、いよ〳〵二十八日その地鎮祭を執行される、

第十師団管下に演習場として、東播に青野ヶ原、作北に日本原の二箇所があり、この両地とも地元の十師団は勿論、第四・第五・第十一の四箇師団が常用し、また第十六師団も時折使用してゐるのでその割当に軍部では困惑し、各隊では希望の三分の一も満たすことができぬため、常に不便支障を痛感してゐたが、蒜山原がさきにおこなはれた第十師団秋季演習に使用されたとき、絶好の演習場として完全に折紙を附けられたほどで、日本原演習場の拡張を計画して地元民の策動で実現を見ず手を焼いてゐた師団が蒜山原に垂涎措く能はなかつたのは当然で、所有者の大阪合同合資会社と折衝の結果、地主側の厚意ある理解と譲歩らより円満に買収が成立したもので、由来蒜山原は、明治三十二年陸軍整備計画の際、軍馬育成場として陸軍省が使用してゐたものを、大正十年大蔵省へ返還、大蔵省では大正十五年、地元の川上・八束両村に払下げ、その後転々として所有主を経て、大同合資会社に移つたもので、地主および地元官民の犠牲的支援によつて新演習場が出現した、

蒜山原は東西一六キロ、南北四キロ乃至八キロ、総面積二千五百万坪で、日本原（二百五十万坪）に比して十倍、富士山麓の演習場（八百五十万坪）の三倍にあたり、面積において日本第一であるばかりでなく、砲の実弾射撃場としてすべての状件を具備し、

速射砲の射撃は一五〇度の角度に砲口を振回すことを得て、砲の最高着弾距離一六、〇〇〇メートルを優に渡洋出来ること、その他他の演習場と較べて霧も少く、地理的に戦術的に優れてゐる、また北満の草原と同じく大波状地帯をなしてゐるので、将来における演習地として最好箇の原野、それに同演習場は飛行場としてそのまゝ使用が出来、重爆撃機でさへ離着し得るものと見られ、飛行場附きの演習場は全国唯一のもの、強ひて欠点をもとめると交通の便に恵まれぬことで、勝山から八里、江尾から四里、倉吉から五里の距離にあるが、山野には四千メートルのスロープがあり、十二月中旬から二月まではつねに一尺以上の積雪があるので、スキー場としての最適条件も具へてをるため、師団当局でも今後における同地方の交通開発を待望してゐる、

中四国、九州各隊も　盛に使用せん　買収成立も超スピード

浜田参謀かたる

蒜山原演習場買収之ため、その折衝につとめて、実現のよろこびをもたらせた第十師団参謀浜田少佐は語る、

あすいよ〳〵地鎮祭を執行する、演習地買収のことが今回ほど短時日に文字通り超スピードで話のまとまつたことはおそらく今回が初めてだらう、地主と地元の皆さんの理解ある支持を衷心から感謝する次第です、日本原拡張のときも、不心得者が地元にゐて暗躍策動したが、蒜山原の地元にもさうした怪からぬ者が一二あつて、当初師団が企画しただけの面積の全部を買収することができなかつたのは淋しいが、しかしこれで日本一の演習場が出来たのだから喜ばしいことだ、今後は中国四国はもちろん、九州の各隊も演習場としてさかんに使用するだろう、

祭式と祝賀会

蒜山原の新演習場地鎮祭は、武神を祀る物部神社を勧請して、二十八日午後一時から同神社社司が斎主となつておごそかな地鎮祭を執行、師団から建川師団長、秋山参謀長以下各参謀、北沢高級副官以下各副官を始め、和田部附少将、小松原・上野両旅団長、各団隊長が参列、岡山・鳥

ス、

追而、昭和十年二月二十七日陸普第九四二号、日本原演習場整備ノ件通牒並昭和十年三月二十日(八)陸普第一六二四号、昭和十年度予定工事通牒ハ中止スル儀ト承知相成度、

陸普第五八〇一号　昭和十年十月十一（印）（印）

秘（親展扱）

別紙控ハ建築課ニ在リ、

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C01007177100（防衛省防衛研究所）〉

二六　新聞記事「蒜山原野買収」

広袤一万数千町歩　蒜山原野買収

地役権設定等の交渉　演習地としての真価益高まる

岡山県真庭郡川上・八束両村に跨る蒜山原野・茅部平野は、広袤一万数千町歩、各種地形を利用しての陸軍演習、特に野砲の射撃場、茅部野平野は飛行場として申分なく、今秋この地域で行はれた第十師団秋季演習旅団対抗演習にいよ／＼その演習場として好適を認められ、演習終了直後から演習場として買収及地役権設定につき、両村当局と第十師団経理部との間に交渉が進められてゐたが、この程師団経理部長代理三等主計止杉本保太郎氏が両村にに出張、大江川上、大美八束両村長と会見、買収地域・地役権設定区域及買取価格等を交渉の結果、愈協定成立した、買収面積は四千七百町歩、演習上必要なる区域の地役権設定区域も決定を見た、買収価格は一反歩当り田二百円、畑四十円、山林（立木を除く）十円、原野五円、地役権は宅地坪当十銭、畑反当り十円、山林一町歩五円、田反当り八円となつてゐる、地元両村当局及村会議員は七日午後、八束村福田小学校で連合協議会を開き、演習地買収地役権設定協定書に基き協議し、特殊土地については改めて軍当局と交渉善処することゝなつた、

〈昭和十年十一月十一日付『山陽新報』〉

二七　新聞記事「日本原陸軍演習地の拡張中止」

日本原の　拡張中止

悲観する市街部住民(民)

勝田郡日本原陸軍演習地四十万坪増買収実現の間際に至つて陸軍側の方針変更され、遂に蒜山山麓平原に新らたに演習地新設が実現して、日本原方面の拡張は中止となつたので、日本原の市街部及び軍隊相手の仲買商人はその発展を予想してゐたのが、それが中止となり、ついで他地方に演習地新設となれば、勢ひ繁栄を削れることになるので悲観してゐる、買収中止の理由は、第一県道の変更が困難なのと、今一つは地方民が軍隊に好意をもたず、且つブローカーが買収を見越しての活躍もある筈で、可なり陸軍側を嫌がらせる際に、十師団の秋季演習の広漠たる大平原が軍器便使用に適するのと、日本原の如く人家がないので比較的買収費を低めたためであると、

〈昭和十年十一月十七日付『山陽新報』〉

二八　新聞記事「蒜山原大演習場、愈あす地鎮祭」

日本一を誇る　蒜山原大演習場　愈あす地鎮祭

実弾射撃には好適の地　期待される交通開発

中国背梁山脈の高原地帯、伯耆大山東南麓に、広袤二千五百万坪、日本第一の陸軍演習場が出現した――岡山県真庭郡川上・八束両村と鳥取県

隊をもつて蒜山高原を確保せんものと、午前四時早くも行動を起し深く立ちこめた朝霧をついて前進を開始し、午前七時三十分には早くも先頭騎兵部隊は陰陽国境にる犬挟峠の嶮を突破し、続いて主力部隊もこれを越え、同八時五十分ごろには上長田方面から蒜山平原に全部隊を展開した、一方これに対し、

西軍第八旅団側では姫路歩兵第三十九連隊、鳥取第四十連隊を主力として、伯備線江尾駅附近に部隊集中してゐたが、これまた蒜山高原を窺つて主力部際漸次東に移動せしめ、一部支隊は主力の進出を容易ならしめる目的のため、南方湯原方面を迂廻し、両方面から蒜山高原へ進出した、

斯くて午前十時三十分には両軍の前哨部隊および偵察隊は各所に小競合を演じ、同十一時には全面的の遭遇戦に入つたが、西軍は、主力の進出を有利ならしめるために八束村西南方の高地に陣取つた有力な野砲隊の掩護射撃の下に最後の攻撃を開始し、東軍またこれに対して蒜山南麓の高地に野砲陣を設置し歩兵主力の展開を掩護する、斯くて両軍主力は丈な薄の叢生する平原に軽タンク、重機関銃、迫撃砲等近代戦の花形たる科学兵器をもつて互ひに死力をつくして最後の覇権を争ふ、この間大空には特に参加の八日市飛行隊の五機が爆音勇ましく響かせながら遊弋し、地上部隊と相呼応して敵状を偵察するとともに、地上部隊を攻撃し、

戦雲漠々両軍将に屍山血河の白兵戦に入らんとする時、高らかに休戦ラッパ鳴りひゞき、遭遇戦の第一日を終つた、

なほこの日、審判官として御参加の賀陽宮殿下には、早朝から西軍に属する騎兵集団の戦線巡遊され、御審判に当らせられた、

〔写真　火蓋切つた旅団対抗演習　松浦特派員撮影〕

〈昭和十年九月二十九日付『山陽新報』〉

二四　新聞記事「賀陽宮殿下、津山へ御着」

賀陽宮殿下　津山へ御着

騎兵第十連隊長賀陽宮殿下には、真庭郡北部の蒜山高原で三日間にわたり行はれた第十師団対抗演習に御参加、御審判遊ばされ、三十日午前十一時三十分、同郡川上村徳田小学校の御講評場御発、自動車に召され津山に向はせられ、御途中同郡久世町遷喬小学校に御立寄り遊ばされ、午後三時十分、津山市東新町の御宿泊所梶村氏邸へ御着遊ばされた、

〈昭和十年十月一日か、掲載紙未詳、友金藤吉「投稿雑誌綴」所収〉

二五 - 一　蒜山原演習場土地買収ノ件

第二六一号　　陸軍省 10. 10. 9 389 軍事課

陸軍□ 10. 10. 4 受172号 兵務課　陸軍省 10. 10. 2. 午後 時 主計課

受領番号　陸軍省受領 弐第二〇九七号　起元庁（課）名

十　陸軍省受領 弐第二〇九七号　十二　陸軍省受領 肆第八〇九号

十三　陸軍省受領 □第二五三五号

件名　蒜山原演習場（ヒルゼンバラ）土地買収ノ件

主務局課　番号　経建甲第二八六号　受領　昭和　年　月　日　提出　昭和　年　月　日

大臣官房　受領　昭和十年十月□日　結了　昭和　年八月廿二日

副官ヨリ第十師団経理部長へ通牒案　（陸　普）

昭和十年度ニ於テ蒜山原ニ陸軍演習場ヲ設置ノ為差向、別紙要領ニ依リ土地買収（地役権設定共）ヲ実施スルコトニ決定セラレタルニ付、通牒

賀陽騎兵第十連隊長宮殿下には、二十八日から作西北部の山岳地帯で行はれる第十師団旅団対抗演習に畏くも審判官として御参加のため、二十七日御来軍遊され、三十日まで真庭郡八束村大字上長田花園の旧家小谷徳左衛門氏邸に御滞在遊される御予定であるが、本郡に皇族方の御来郡ば今回がはじめて、郡民は上下を挙げてその日の来るを御待ちしてゐるが、

特に御滞在の光栄に浴する八束村はもとより、御宿舎に御決定の小谷徳左衛門氏方では諸般の準備を整へ御成りの日を待ち奉つてゐる、因に御宿舎附近の名勝史跡記念物に指定されている、彼の有名なる四ツ塚古墳群も僅か数町の地にあり、考古学上由緒深き地である、

〈昭和十年九月二十六日付『山陽新報』〉

二二　新聞記事「姫路第十師団秋季旅団対抗演習の第一日」

西部蒜山野を中心に　壮烈！陣地攻防戦
夜に入つて愈よ猛烈　随所の闇に火を吐く機関銃
ひる山にて　毛受本社特派員発

夕刊所報＝午前中第一日の遭遇戦を終了した、姫路第十師団秋季旅団対抗演習は、引続き午後三時から西部蒜山原野を中心に、壮烈なる陣地攻防戦を展開した、

即ち、真庭郡川上村東端方面に陣取つた西郡混成第八旅団を攻撃する目的を有する東軍混成第三十三旅団は、岡山歩兵第十連隊を主力として八束村花園付近から行動を開始し、野砲隊の掩護射撃の下に猛烈なる攻撃を開始しここに素晴しい両軍の白兵戦が展開されたが、戦ひは遂に夜に入り益々猛烈を極め、蒜山原頭の闇を貫く、物凄い機関銃の火焔は随所に火を吐き、両軍の強者の雄叫びは冷気の原野にこだました、

斯くて午後八時過ぎ、一先づ戦闘を中止し、西軍は川上村方面に、東軍は八束村方面にそれ〴〵演習第一夜の露営の夢を結んだ、

宮殿下を御迎へして　光栄に輝く村

久し振りに旅団対抗演習が行はれ、その上賀陽宮殿下を御迎へした演習地、真庭郡八束村および川上村では、村民一同欣喜雀躍し、村内各所に大アーチを設けたほか、各戸に国旗を掲揚して軍国気分を高揚するとともに、殿下を心から御迎へしてをる、右につき両村当局では語る、

久し振りの演習ですから、村民一同は全力をつくして兵隊さんの歓迎に当つてをります、我々は殿下が無事御軍務を果されて御帰還の日を祈つてをります云々、

〈昭和十年九月二十八日付か、掲載紙未詳、友金藤吉「投稿雑誌綴」所収〉

二三　新聞記事「姫路第十師旅団対抗演習」

桔梗咲き乱れる高原　戦雲漠々、両軍の猛撃！
空には飛行機、地にはあらゆる新兵器
姫路師団旅団対抗演習第一日
ひる山にて　毛受本社特派員発

深みゆく作北の秋――澄み渡つた大空に山容をクツキと浮べる雄大な大在中国山脈を背景に、二十八日から三日間に亘り、紫の桔梗咲き乱れる爽涼の蒜山高原に勇しく展開された建川師団長統監の姫路第十師団旅団対抗演習の第一日―二十八日夜、鳥取県関金方面に部隊を集結した上野少将の、

東軍混成第三十三旅団は、主力部隊たる岡山第十連隊、松江第六十三連

竣成、総建坪八百坪あり、牧場は蒜山の麓にあり、八束・川上両村に跨り広袤実に二千三百町歩に達し、毎年十一月より十二月に亘り二歳の仔馬を秋田・石川県地方より牽き来りて放牧し、翌年三月去勢し、五歳に達したる時軍隊に送る、毎年三十五頭乃至四十頭を育成し居たり、馬糧は最初は他より購入したりしが、明治三十六年度より自給自足の途を講じ、荒地開墾に着手し、翌三十七年初めて牧草を栽培し、四十五年より全く自給自足の実を挙ぐるに至りしが、大正六年に到り派出部を廃し、赤崎派出部・大山支部に引揚げ、爾後今日に至る迄陸軍経理部の手に在り、

《『真庭郡誌』》

（二）蒜山原演習場関係史料

二〇　新聞記事「日本原演習地の拡張」

日本原演習地拡張　案外急速に実現か

陸軍側愈よ具体的調査に着手　部落団体移住計画

日本陸軍演習地の拡張は、昭和十二年頃実現の見込みであつたのが、急転直下進展する模様で、十師団経理部より去る十四日以来、主計正一名、二等主計一名、計手三名出張し、先づ北吉野村上新川の地の調査に着手したので、早くも本年中には具体化するものと見られる、同大字民はこの買収によって、数百年来の墳墓の地を離れることになるので、陸軍省に向つて買収の範囲と時機の公開を陳情することになつてゐるが、この地を立ち退くとなると、団体移住をなすには移住先を先づ調査する必要があるので、経理部員の出張によつて地方民は各所に会合して協議を凝してゐるが、団体移住をなすのにしても、全部の結束は困難と見られ、結局は任意移住に至らうが斯くなれば都市と事情を異にするだけに、別離の悲愁は一入のものと考へられる、中には極力団体移住を主張し、この際県の斡旋によつて新天地を発見し、そこへ現在の大字上町川をこの侭移さんと主唱するものもあり、相当混雑を極めてゐる、

〈昭和十年六月十七日付『山陽新報』〉

二一　新聞記事「賀陽宮の真庭御来郡」

賀陽宮殿下　明日御来郡

奉迎準備を整へ御待上ぐ

主務局課　番号　□□第五七五号　受領　大正九年七月二日　提出
大正九年八月二日
大臣官房　受領　大正　年八月三日　結了　大正　年十月十三日

副官ヨリ大阪鉱務署長ヘ通牒案（陸　普）

本年六月三十日付大鉱九第二七三号ヲ以テ首題ノ件ニ付協議相成候、区域ハ軍馬補充部大山支部旭川出張所用地ニシテ当省ニ於テ育成業務上影響不尠ニ付、許可セサル様取計相成度候也、

陸軍省受領　陸普第三二二八号　八月七日（印）

追テ別紙図面一葉及返戻候間、申添候、

一八-三〔石炭鉱試掘願出願に付〕

陸軍省受領壱第一二八六号其一　八月十四日　騎壱八月十四日

注意　本件ニ関スル提出書類ニハ、必ス本番号ヲ記入セラルヘシ、

大鉱九号二七三号
大正九年八月十二日

騎壱第六二号

大阪鉱務署長　浅　野　兼　助（印）

陸軍省副官殿

岡山県真庭郡八束村地内
石炭鉱試掘願
出願人　代表者　但馬永次郎

右鉱業ノ出願ニ対シ、本年八月七日附陸普第三二二八号ヲ以テ御回答ノ趣了承、右ニ就テハ別紙出願図並ニ五万分ノ一地形図湯本図幅ヘ軍馬補充部大山支部旭川出張所用地ヲ御記入ノ上、御回送相成様致度、此段及照会候也、

大正　年　月　日

追テ別紙図面ハ御回答ノ節御返戻相成度候、

一八-四　石炭鉱試掘願ノ件

連帯課名　騎兵
受領番号　壱第一二八六号　庁名　大阪鉱務署
件名　石炭鉱試掘願ノ件

騎壱第六四号

主務局課　番号　経建甲第六二二号　受領　大正九年八月十四日
提出　大正九年八月廿五日
大臣官房　受領　大正　年八月廿五日　結了　大正　年　月　日

副官ヨリ大阪鉱務署長ヘ通牒案（陸普）

首題ノ件ニ関シ先月十二日大鉱九第二七三号照会ノ趣、別紙図面ニ記入ノ上、及返戻候也、

追テ陸軍用地外ノ試掘出願区域ハ許容セラルヽモ異存ナキ儀ニ付、為念申添候、

陸軍省受領　□□第三六三四号　九月六日（印）（印）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C03011288000（防衛省防衛研究所）〉

一九〔陸軍軍馬補充部大山支部旭川派出部の沿革〕

第九節　陸軍軍馬補充部大山支部旭川派出部

八束村大字上長田に在り、明治三十一年土地の買収を了し、同三十五年十一月二十日建築に着手し、三十六年十月八棟竣成、三十七年十月四棟

此段相願候也、

出願ノ事由

土地ヲ開拓シテ耕地整理ヲ成シ、作物ノ培養ヲ成スルノ目的、

大正九年五月拾参日

岡山市上西川町百〇五番地
（印）山陽開拓株式会社
代表取締役　黒住豊四郎（印）

陸軍大臣田中義一殿

一七−二　土地払下ニ関スル件

第一七号

連帯課名　騎兵

受領番号　壱第九三七号　庁名　黒住豊四郎

件名　土地払下ニ関スル件

主務局課　番号　経建甲第四〇四号　受領　大正九年五月十五日

提出　大正九年同月廿七日

大臣官房　受領　大正　年五月廿七日　結了　大正　年六月十一日

副官ヨリ願人へ通牒案（陸普）

本月十三日付ヲ以テ、岡山県真庭郡所在当省用地ノ一部払下方願出相成候処、右ハ軍馬補充部ニ於テ放牧地トシテ現ニ使用中ニ有之、差向詮議不相成候条、承知有之度候也、

陸軍省送達　陸普第二三三二号　五月三十一日（印）（印）

図面別紙ハ当課ニ保管ス、主務者印（印）

五月廿五日

騎□第四〇号

六月九日　建築課

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C03011277900（防衛省防衛研究所）〉

一八−一　〔石炭鉱試掘願出願に付〕

陸軍省受領壱第一二八六号　七月二日

経建受七月二日

大阪鉱務署

騎壱第四七号

大鉱九号二七三号

岡山県真庭郡八束村地内

石炭鉱試掘願

出願人　代表者　但馬永次郎

右出願候ニ付、支障ノ有無御取調ノ上、至急何分ノ御回答相成度、図面相添へ此段及御協議候也、

大正　年　月　日

大正九年六月卅日

大阪鉱務署長　浅野兼助

陸軍省副官殿

追テ別紙図面ハ御回答ノ節御返戻相成度候、

一八−二　石炭鉱試掘願ノ件

第一一八号

連帯課名　騎兵

受領番号　壱第一二八六号　庁名　大阪鉱務署

件名　石炭鉱試掘願ノ件

騎壱第四七号

陸軍大臣大島健一殿

軍馬補充部大山支部旭川派出部及御机出張所ニ属スル在来築設ノ土塁及木柵ハ、概ネ低キニ過キ、為メニ夏季放牧場時期ニ於ケル脱馬頻出シ、之レカ監視上増員ヲ要スルノミナラズ、附近農民ノ耕作地ニ及ホス損害モ亦不尠候ニ付、脱牧ノ防遏上該土塁・木柵ノ高サヲ増加スルノ必要有之候間、大正五年度営繕費・修繕費令達予算内ヲ以テ別冊設計要領及経費仕訳書ニ拠テ実施シ可然哉相伺候也、

追テ本文工事御認可ノ上ハ営繕費・修繕費ノ科目設置相成度副申候、

一六-二　大山支部旭川派出部及御机出張所土塁木柵修繕工事ノ件

第三一二口

主計　騎兵

受領番号　肆第一一六三号　庁名　第十七師団経理部残留員

件名　大山支部旭川派出部及御机出張所土塁木柵修繕工事ノ件

主務局課　番号　経建甲第四二六号　受領　大正五年八月七日　提出　大正五年九月一日

大臣官房　受領　大正　年九月一日　結了　大正　年十一月廿二日

指令案

伺之通

九月六日

（貼紙）「本経費ハ大正五年度営繕費・修繕費令達予算内ヨリ支弁ス、　（印）」

（貼紙）「左記科目増設方御取計、相計儀候、

八月廿壱日　　建築課

主計課御中

営繕費

修繕費　　（印）

軍馬補充部大山支部土塁其他修繕　」

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C02031937700（防衛省防衛研究所）〉

一七-一　土地払下御許可願

陸軍省受領　壱第九三七号　五月十五日

岡山県真庭郡

陸軍用地

土地払下御許可願

岡山市上西川町

百〇五番地

山陽開拓株式会社

（下札）「御意見承知間敷、

18／5　建築課

事□□□□、」

土地払下御願

一位置　岡山県真庭郡川上村

陸軍用地軍馬育成所地内

一面積　約百五拾町歩

其区画ハ別紙図面ノ個所ニシテ、町歩ハ御査定ノ上御決定ニ依ル

右ハ左記事由ニ依リ、相当代価ヲ以テ御払下相成度、別紙図面相添ヘ

受領番号　省略　弐第一五一五号　庁名　騎兵課
件名　軍馬補充部支部同派出部及出張所ノ名称及位置改正ノ件
主務局課　番号　騎甲第一一〇号　受領　大正　年　月　日　提出
　大正二年九月二十二日
大臣官房　受領　大正二年九月廿三日　結了　大正　年十二月二十日

今回軍馬補充部整理ノ結果、派出部及出張所改廃ノ必要有之候間、左案ノ通達相成度、

陸達案

陸達第　号　十二月十九日官報掲載済（印）

明治四十三年陸達第三号軍馬補充部支部同派出部及出張所ノ名称及位置、左表ノ通改ム、

大正二年　月　日

陸軍大臣

左表　（中略）

廃止
- 一三本木支部
- 駒込出張所
- 二萩野支部
- 三高鍋支部
- 高原出張所

新設
- 一白河支部
- 羽鳥出張所
- 二大山支部
- 御机出張所
- 三高鍋支部
- 小林派出所

軍馬補充部支部同派出部及出張所ノ名称及位置

支部		派出部又ハ出張所	
名称	位置	名称	位置
（中略）			
大山（ダイセン）支部	鳥取県西伯郡庄内村	赤崎派出部	鳥取県東伯郡成美村
		旭川派出部	岡山県真庭郡八束村

「（貼紙）

改廃ノ理由

（中略）

二羽鳥及御机ハ現用牧場ナルモ、支部ヨリ巨離遠隔シ在ルヲ以テ適当ト認ムルニ由ル、

但シ、現在ノ看守舎ヲ利用スル外増築ヲ要セス、

（中略）

騎兵課

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C03010006600（防衛省防衛研究所）〉

一六-一　大山支部旭川派出部及御机出張所土塁木柵修繕実施ニ付伺

騎肆第一二五号
経八月廿三日
経建受八月七日

陸軍省受領　肆第一一六三号　八月七日
十七留経営第一〇五二号

大山支部旭川派出部及御机出張所土塁木柵修繕実施ニ付伺

大正五年八月三日　第十七師団経理部残留主計正万木才吉（印）

陸軍省大臣伯爵寺内正毅殿

貞助儀

明治四十四年四月十七日参第三一〇号ヲ以テ官馬支給相受候処、引続キ自馬トシテ繋畜致シ度候ニ付、陸軍将校乗馬令施行規則第十四条ニ依リ御許可相成度候也、

一三・二　荒井騎兵中尉自身繋畜ノ件願

馬第一号

受領番号　参第三八〇号　　庁名　荒井騎兵中尉

件名　荒井騎兵中尉自馬繋畜ノ件願

主務局課　番号　委甲第一七号　　受領　明治四十四年五月九日　　提出　明治四十四年五月日

大臣官房　受領　明治　年五月十日　　結了　明治　年五月十一日

御　指　令　案

願　之　通

五月十一日（印）（印）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C07042159700（防衛省防衛研究所）〉

一四　師団経理部・同軍医部・同獣医部所管区域変更ノ件

第四号

騎兵課・主計課・衛生課　　経二月一日　　騎兵第一五号　　二月四日

受領番号　陸軍省受領弐第一七三号　　庁名　軍事課

件名　師団経理部・仝軍医部・仝獣医部所管区域変更ノ件

主務局課　番号　軍事課第四号　　受領　大正　年　月　日　　提出　大正二年二月五日

大臣官房　受領　明治　年二月五日　　結了　明治　年二月十七日

陸軍一般へ達案　（陸普号）

陸軍経理部条例第五条、陸軍経理部条例第三条及ヒ陸軍獣医部条例第三条ニ依リ、第二、第十、第十四及第十七師団経理部・同軍医部・同獣医部ノ所管区域中左ノ通変更シ、大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、

（中　略）

二、軍馬補充部大山支部赤崎派出部・同旭川派出部ニ係ルモノヲ、第十師団経理部・同軍医部・同獣医部ノ所管ヨリ除キ、之ヲ第十七師団経理部・同軍医部・同獣医部ノ所管ニ移ス、

陸軍附送号　陸普第四二六号　二月十五日（印）

理　由

軍馬補充部白河支部・同大山支部ト其ノ派生部及出張所トハ師管ヲ異ニスルモノアリ、従テ同一支部内ニ軍医部・獣医部ニ跨リ不便且統一上不利ナルヲ以テ、師管ニ拘ハラス比較的交通便利ナル方ノ各部ヲシテ支部内（派出部・出張所共）全般ニ渉リ所管セシムル必要アルニ由ル、

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C03010001000（防衛省防衛研究所）〉

一五　軍馬補充部支部同派出部及出張所ノ名称及位置改正ノ件

第六〇号

軍事課・主計課・建築課　　経九月十八日　　経建受九月十五日　　軍事局第一八三号

一二‐一　馬糧転換使用之義ニ付伺

陸軍省受領　満参第六一三号　　満騎受第一二〇号
中　中　号　　経十二月五日　□□□□一三五九号
　　十一月廿九日　補進第七二号

馬糧転換使用之義ニ付伺

本年一月満発第六六〇号及ヒ同年八月満発第六九八七号御達ニ依リ、臨時軍事費ヲ以テ調弁セシ速成調教ニ係ル馬匹ノ飼料、別紙之通リ大山及ヒ高原両支部ニ於テ残余ヲ生シ候間、該品ハ同支部育成馬ノ飼料ニ転換使用致度、此段相伺候也、

明治三十八年十一月二十九日

軍馬補充部本部長大蔵平三（印）

陸軍大臣　寺内正毅殿

臨時軍事費ヲ以テ調弁馬糧残高

軍馬補充部本部

区分	大麦	乾草	藁	大麦稈
大山支部	三〇四〇〇	一、〇八〇〇〇	七二〇〇〇	〃
同赤崎派出部	二六四〇〇	一三五〇〇〇	九〇〇〇〇	〃
同旭川派出部	二六四〇〇	三六〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	〃
	八三二〇〇	一、五七五〇〇〇	一、〇五〇〇〇〇	
高原支部	六八四三九	七六五〇〇〇	二、五一九三〇〇	九〇〇〇
計	一四七三二	五七八五〇〇	三一八〇〇〇	〃
同知覧派出部	八三一七一	一、三四三五〇〇	二、八三七三〇〇	九〇〇〇

一二‐二　馬糧転換使用ノ義伺ノ件

第一六九号　満

主計課

受領番号　満参第六一三号　庁名　軍馬補充部

件名　馬糧転換使用ノ義伺ノ件

主務局課　番号　満騎参第一二〇号　受領　明治卅八年十二月一日

提出　明治卅八年十二月六日

大臣官房　受領　明治　年十二月六日　結了　明治　年十二月七日

御指令按

伺之通

十二月七日

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C03026844700（防衛省防衛研究所）〉

一三‐一　自馬繋畜ノ件願

軍馬補充部本部　補進第五〇号　四十四年五月八日

陸軍省受領　参第三八〇号　五月九日

自馬繋畜ノ件願

明治四十四年四月二十五日

軍馬補充部大山支部旭川派出部長陸軍騎兵中尉荒井貞助（印）

軍局第八三号　　騎輝ノ二四号
二月五日

陸軍省受領　肆第一三〇号　十経四第一四七号

軍馬補充部大山支部所属土橋及同部旭川派出部馬糧庫外一廉新設工事、別冊設計図面之通リ着手致度候条、至急御認可相成度、経費仕訳書相添へ此段相伺候也、

追テ本文経費ハ別途増額相成度、此段申添候也、

明治三十七年二月三日

第十師団経理部長稲能輝次（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

「（附箋）
別紙ハ当課ニ留置
経理局建築課（印）」

一〇-二　土橋及馬糧庫外一廉新設ノ件

十第四号

主計課・騎兵課　連帯

受領番号　肆第一三〇号　庁名　第十師団経理部

主務局課　番号　経建甲第一〇八号　受領　明治卅七年二月七日

提出　明治　年　月　日

総務局　受領　明治　年二月十二日　結了　明治　年二月十三日

御　指　令　案（電報）

十経四第一四七号、土橋（及馬糧）庫外一廉新設（ノ件、伺之趣開届ク）

電第一五七号　二月十二日（印）（印）

本件費用ハ、第二師団経理部管理予算ヨリ増額取計フ筈、

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C07071973500（防衛省防衛研究所）〉

一一〔糧秣現品交付規定に関する件〕

満発第八七一〇号

通　牒

大本営陸副臨第三一三八号第一　十月廿八日

明治三十八年十月二十六日　陸軍省副官事務取扱本郷房太郎

今般陸達第四十九号ヲ以テ糧秣現品交付規程被相定候処、右実施ニ付左ノ通被定候条、承知有之度

一、第四師管及其以西ニ在ル各部隊ニハ当分挽割麦現品交付ヲ為サス、

二、本規程発布前ヨリ既ニ挽割麦現品交付ヲ受ケタルモノハ、代金交付方ハ本規程第四条ニ依ル、

三、鳥取ニ在ル各部隊及軍馬補充部大山支部、同赤崎派出所、同旭川派出所並師団経理部所在地ニ在ル兵分隊又ハ分遣隊ニハ、本規定ヲ施行セス、但シ既ニ現品交付ヲ為シタルモノハ本規程ニ依リ取扱フモノトス、

四、台湾各部隊ニ在リテハ副食物ニ限リ現品交付ヲ受ケサルモ妨ナシ、

五、本規程第一条但書ニ依ル換算率ハ左ノ如シ、

一、玄米ハ搗精ノ結果、実際得タル精米生産高ヲ精米交付高トス、

二、大麦十石ニ対シ燕麦十三石トス（外国産大麦ヲ混合シタルモノハ大麦ト同一トスル）

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C06040735900（防衛省防衛研究所）〉

六〔明治二十九年陸達第七十七号中追加〕

陸達第九十九号　参謀本部　布第一七四号

明治二十九年陸達第七十七号中ヘ左ノ通追加ス　十月九日

明治三十五年十月七日　陸軍大臣　寺内正毅

一派出部ノ欄名称末尾ニ「軍馬補充部大山支部旭川派出部」ヲ、位置末尾ニ「岡山県真庭郡八束村大字上長田」ヲ加フ

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C08070609300（防衛省防衛研究所）〉

七〔明治二十九年陸達第七十七号中追加〕

陸達第九十九号

明治二十九年陸達第七十七号中ヘ左ノ通追加ス

明治三十五年十月七日　陸軍大臣　寺内正毅

一派出部ノ欄名称末尾ニ「軍馬補充部大山支部旭川派出部」ヲ、位置末尾ニ「岡山県真庭郡八束村大字上長田」ヲ加フ

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref. C08070622500（防衛省防衛研究所）〉

八　官報「軍馬補充部大山支部旭川出張部の事務開始」

○事務開始　軍馬補充部大山支部旭川出張部ハ、岡山県真庭郡八束村大字上長田仮事務所ニ於テ、本月一日ヨリ事務ヲ開始セリ（陸軍省）、

〈明治三十六年（一九〇三）四月十日付『官報』第五九二八号　○陸海軍〉

九　新聞記事「軍馬補充部派出部」

●軍馬補充部派出部　美作国真庭郡八束村に新設せし陸軍々馬補充部大山支部旭川派出部は、其建築物悉皆竣了せしを以て、去る十二日午前九時より午后四時まで、近村の重立たる農家及有志者、高等幷に尋常小学校生徒に縦覧を許すべき通知を為したり、仝日好天気なるを以て、参観者は定刻前より集合せんもの凡一千余人にて、此内には伯耆国東伯郡のものも多数あり、仝郡正門には国旗を交叉し、数棟の建物は開放し、各自随意に回覧せしめ、浴湯場に瀛罐仕掛にて適温度の湯を沸し、何人にても入浴を得せしめ、釜場の大釜弐ヶに新茶を煎じ菓子を供し、又館の后部には農器具を並置せるが、中にも玉蜀撰種器・大豆其他播器は緻密のものなりとか、除草器・地均器、其他数種、西北館内には鋤鍬馬具数種を並列せり、何れも内地小農具と製を異にするものなり、午前十時より構外第一号畑地にて、派出部長は各器械支用方及効力、其製造地に就き詳細説明し、第一、朝草器の運転を始め馬一頭曳大車仕掛、第二、集草器の運転馬二頭曳（此器械は内地にては東北の牧場へ少々あるのみで、他は此所にあるのみ）、第三、三頭曳犁開墾、第四、三頭曳破砕耙、第五、一頭曳除草器を使用し、第三より第五迄は荒野を犁起し普通畑となし、種子発芽後、除草に至る迄の順序にして之を実地に施行せしものなりとぞ、

〈明治三十六年八月十六日付『山陽新報』〉

一〇-一〔土橋及馬糧庫外一廉新設工事の件〕

受領番号　肆第六八三号　　庁名　第十師団経理部
件名　軍馬補充部大山支部旭川派出部新設工事着手之件
受領　九月四日　結了　九月六日
提出年月　明治卅五年九月　日　立案局課番号　経建甲第五五二号

電　報　御　指　令　案

伺　之　通、

十経五第壱壱二四号（軍馬補充部）大山支部旭川派出部（新設工事着手ノ件、伺之趣聞届ク）、

電第一五六号　九月六日

「経理部長ヨリ建築課長ヘ対シ電報御指信ノ義照会ニ依リ、本報ノ通取計候事、

建築課　」

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C07071830900（防衛省防衛研究所）〉

五・一　派出部新設ノ件

馬第一号

人受第三八五八号　騎□ノ四四号
九月三十日
陸軍省受領　参第三二五号　□第六四七号　補進第四五号

派出部新設ノ件

当部所管大山支部ノ保管馬数ハ従来参百余頭ニ過キサリシモ、漸次増加シ、目下五百四拾頭ニ相成居候処、今又御増加相成ヘキ馬匹ノ内百七拾八頭ヲ該支部ニ保管サシムヘク候ニ付テハ、耕作地又ハ放牧地等ニ関シ飼養ノ都合上過般増築ノ御設計相成候、厩舎ハ岡山県真庭郡八束村大字上長田ニ偏在シ、職員ノ執務上必要相生シ候ニ付、同地ヲ以テ軍馬補充部大山支部旭川派出部ノ新設御詮議相成候様致度、此ノ段稟申ニ及候也、

明治三十五年九月二十七日

軍馬補充部本部長事務取扱本多道純（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

五・二　軍馬補充部大山本部旭川派出部設置ノ件

受領番号　参第三二五号　　庁名　軍馬補充部本部
件名　軍馬補充部大山本部旭川派出部設置ノ件
提出年月　明治卅五年十月　日　立案局課番号　騎□ノ四四号

軍馬補充部大山支部旭川派出部設置ノ儀ハ、別紙稟申ノ通必要ヲ認メ候間、左按御達相成度、

陸　達　按　陸達第九十九号　十月七日

陸達第　号

明治二十九年陸達第七十七号中ヘ左ノ通追加ス、

壱派出部ノ欄名称末尾ニ「軍馬補充部大山支部旭川派出部」ヲ、位置末尾ニ「岡山県真庭郡八束村大字上長田」ヲ加フ

本件設置ニ要スル建築工事ハ目下着手中ニ有之候、又庁費等ノ経費ハ当該支部予算中ニ積算有之候、

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C07041684700（防衛省防衛研究所）〉

明治三十五年七月十日

第十師団経理部長稲能輝次（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

三－二　内務大臣へ御照会按

十第六

受領番号　肆第五九六号　　庁名　第十師団経理部

件名　土地売収ノ件

受領　七月十四日　結了　　七月廿三日　提出年月　明治卅五年七

月　日　立案局課番号　経建第四五七号

内務大臣へ御照会按

岡山県真庭郡八束村所在民有地反別拾町九反四八歩、軍馬補充部大山支部旭川派出部敷地トシテ買収致度候条、地種組替方予メ其筋へ訓令相成度、金額図面相添此段及照会候也、

右、回答ノ上、陸軍省送達　送甲第九七六号　七月十五日

御指令按

飼　之　通

七月廿三日

七月廿一日

三－三〔民有地地種組替の件〕

陸甲第一〇四号　経建第四七一号

岡山県真庭郡八束村所在民有地、貴省ニ買収ニ付地種組替ノ件、本月十五日送甲第九七六号ヲ以テ照会之様了承、其旨本日岡山県へ及訓令候、此段回答候也、

明治三十五年七月十九日

内務大臣男爵内海忠勝（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

〈ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）Ref.C07071819900（防衛省防衛研究所）〉

四－一　軍馬補充部大山支部旭川派出部新設工事着手之儀ニ付伺

十第二号

陸軍省受領　肆第六八三号　　騎□ノ六六号　八月廿五日

十経五　□一一二四号

軍馬補充部大山支部旭川派出部新設工事着手之儀ニ付伺

軍馬補充部大山支部旭川派出部新設工事、別冊図面設計ノ通リ着手致度候条、至急御認可相成度、経費仕訳書相添、此段相伺候也、

明治三十五年八月廿二日

第十師団経理部長稲能輝次（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

（下札）「本件経理部長伺出之通御詮議相成候様、御取計相成度候、軍務局騎兵課」

（下札）「第　　号

別紙ハ当課ニ留置、

経理局建築課（印）」

四－二　軍馬補充部大山支部旭川派出部新設工事着手之件

岡山県大庭郡徳田村外一ケ村地内、貴省買収地々種組換ノ件、本年一月十八日送甲第五九号照会之趣領承、其旨本日岡山県ヘ及訓令候、此段回答候也

明治三十二年二月一日

陸軍大臣子爵桂太郎殿

内務大臣侯爵西郷従道（印）

一 - 一一　土地買収之件

監第四号

受領番号　伍第二二五号　　経三甲第一二一号　　二月六日　　騎伍ノ一〇号

件名　土地買収之件

提出　三十二年二月六日　　執行　年　月　日

御指令按

伺之通

二月六日

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C07050879900（防衛省防衛研究所）〉

二　仮定県道改修工事竣工報告

陸軍省受領　壱第五八六号

省第一九号

参謀本部受第一〇六五号　　十月十五日

内務省茨乙第七五号　　逓信省ヘ送ル（印）

明治三十五年四月十九日　　主査道路課長

内務総務長官以下連印

陸軍大臣以下連印

参謀総長以下連印

逓信省通信局長以下

（中　略）

一仝県（岡山）　仮定県道真庭郡県村大字上長田地内、仝上

右、別途ノ通竣工報告ニ付調査候処、不都合無之被認候、依テ供高覧、

以下略ス

〈JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C04013850400（防衛省防衛研究所）〉

三 - 一　土地売収之儀ニ付伺

陸軍省受領　肆第五九六号　　七月十二日

十経五第九六八号

土地売収之儀ニ付伺

岡山県真庭郡八束村（旧称県村）所属

一民有地反別拾町九反四畝八歩　内畦畔壱畝壱歩

此買収代価金六百四拾参円拾弐銭

軍馬補充部大山支部保管馬匹増加ノ為メ、岡山県真庭郡ヘ派出部新設セラルヘキニ付、同敷地用トシテ買収致度、依而各地主ヘ遂協議候処、孰レモ承諾致候間、至急買収御認可相成度、別紙事由書・図面相添ヘ此段相伺候也、

追而本文買収代金ハ、本年三月送乙第五二二号令達予算該部新設費ノ内ヲ以テ支弁ノ筈ニ付申添候也、

十二月七日

四監建第三七〇号

本年三月、四監建第八四号伺出ニ係ル、岡山県大庭郡徳田村外壱ヶ村買収見込地ノ内、保安林ニ編入ノモノハ解除ノ手続ヲ為シ、其書類写送付候様、本年五月送乙第一五六三号御照会之趣了承、右ハ十月十八日付農商務省告示第二十二号ヲ以テ解除相成候モ、反別及字名相違致居候ニ付、取調方岡山県知事ヘ照会候処、反別ハ全ク錯誤ニ付、客月廿四日付官報ヲ以テ正誤相成候モ同告示十二行ニ有之候、字名ハ岡山県台帳ニ依リタルモノニシテ実施相違無之旨回答有之候、就而シ右伺書別紙取調書中、徳田村大字下徳山長恒久蔵外四十五人所有地、反別弐町四畝歩ノ字中藤ヲ苗代山中藤ト御訂正相成候様、此度御回答立方別紙農商務省告示及反別正誤相添、此段及御依頼候也、

明治三十一年十二月五日

第四師団監督部長吉田公宗（印）

陸軍省副官岡部政蔵殿

一 - 八　土地買収ノ件

十二月十日

伍第二二五号

経三甲第一〇五〇号

土地買収ノ件

高級副官より内務大臣官房庶務部長へ照会按

岡山県大庭郡徳田村外一ヶ邨内民有地買収之件、本年四月送甲第九三三号ヲ以テ貴省大臣ヨリ先省大臣へ照会中之処、右ハ行違之□□之候条、下先御返却相成候様致度、此段及御照会候也、

追而本件買収地内保安林之件ニ付、本年五月陸甲第一〇二号ヲ以テ当省経理局長へ御照会之次第ニ有之候処、右ハ保安林解除之手続ヲ了シ、更ニ照会可相成筈ニ付、此段申添候也、

号　外

十二月十二日

一 - 九　内務大臣へ御照会按

受領番号　伍第二二五号　　庁名　第四師団監督部

件名　土地買収ノ件

提出　三十二年一月十六日　　執行　年　月　日

内務大臣へ御照会按

岡山県大庭徳田村外一ヶ村ニ於テ民有地及別紙七十五町五反九畝十三歩軍馬補充部牧場用地トシテ必要ニ付、買収当省へ受領致度、於貴省差支無之候ハヽ、地種組替方至急其職へ訓令相成度、書類図面相添へ此段及照会候也、

陸軍省送達　送甲第五九号

一月十八日

高級副官より第四師団監督部長へ申牒按

四監建第八四号御伺書引替方之件、同第三二八号御申越ニ依リ別紙最寄之分附属書類共及返却候也、

号　外

一月十八日

一 - 一〇　〔陸軍省買収地地種組換の件〕

経三

経二月二日

二月二日

陸甲第一六号ノ内

一 - 四〔陸軍省買収地地種組替の件〕

経三

陸甲第一〇二号

岡山県大庭郡徳田村外一ヶ村貴省買収地々種組替ノ件ニ付、先月十三日送甲第九三三号ヲ以テ貴省大臣ヨリ当省大臣ヘ照会相成候処、右ノ内保安林ハ森林法第十九条及第五十二条ニ依レハ保安林ヲ解除スルニアラサレバ、地種目ヲ変更スル事能ハサル様被存候ニ付、尚ホ堅考相成度、此段及照会候也、

明治三十一年五月五日

内務省庶務局長大谷靖（印）

陸軍省経理局長男爵野田豁通殿

経五月七日

五月十一日

（下札）

「本件ハ第四師団　ヘ照会ヲ要スル義ニ付、本省ヘ

受付方御取計有之度候、　経理局多声三課（印）　」

一 - 五 高級副官より第四師団営繕部長へ照会按

伍 第二二五号

高級副官より第四師団監督部長へ照会按

軍馬補充部青野支部派出部用地トシテ、岡山県大庭郡徳田村外一ヶ邨地内民有地買収之義、四監建第八四号御伺出ニ依リ内務大臣ヘ御照会相成候処、同省庶務局長ヨリ経理局長ヘ別紙陸甲第一〇二号写之通照会越候条、保安林解除ノ手続ヲ為シ其書類写御送附相成度、此段及御照会候也、

陸軍省送達 送乙第一五六三号

五月十三日

経三甲第四七七号

五月十三日

一 - 六〔保安林解除及び反別・字名相違の件〕

経三

騎伍ノ一〇号

四監建第三二八号

本年三月廿六日付四監建第八四号ヲ以テ土地買収之義伺出候処、該地内保安林ハ解除之上ナラデハ地種目変換難相成、之ニ送乙第一五六三号御申越ニ基キ解除手続取計候処、大庭郡県村大字下長田字キノコウ子廿四番ノ第二外二筆全部、反別百七町一反六畝十五歩保安林解除該相洩相成候付、直ニ該相致候ヘ共、次回ノ森林会議ニ提出可相成様ニ有之、就テハ本年度末ニ差迫リ一般買収上ニ影響ヲ及ホシ候モ難計、然ルトキハ不都合ニ付、右該相洩之三筆ヲ除キ、伺書訂正別紙差出候間、最初之分ト御引換相成候様、此段及御依頼候也、

追テ該相洩地所ハ更ニ買収之義伺出候、右件ハ軍馬補充部ヘ協議済ニ有之候、御了知置相成候度、此段申添候也、

明治三十一年十月廿二日

第四師団監督部長吉田公宗（印）

陸軍省副官岡部政蔵殿

経十月廿八日

十月廿四日

一 - 七〔保安林解除及び反別・字名相違の件〕

経三

陸軍省受領 伍第二二五号

経十二月七日

関係史料集

（一）陸軍軍馬補充部大山支部旭川派出部（所）関係史料

一‐一 土地買収之義ニ付伺

経三

陸軍省受領 伍第二二五号

土地買収之義ニ付伺

岡山県大庭郡徳田村外一ヶ村所属

一民有地反別弐千七拾五町五反九畝拾参歩

此買収代価金壱万弐千百弐拾六円弐拾五銭五厘

右ハ軍馬補充部青野支部派出部用地トシテ、別紙図面緑色ノ地所買収ノ見込ヲ以テ各所有主へ協議候処、孰レモ承諾致候間、買収御許可相成度、仍テ右ニ関スル書図相添、此段相伺候也、

明治三十一年三月廿六日

第四師団監督部長吉田公宗（印）

陸軍大臣子爵桂　太郎殿

一‐二 土地買収之件

騎伍ノ一〇号

経三月廿八日

騎伍ノ一〇号

三月廿八日

四監建第八四号

伍 第二二五号

経三甲第三七八号

四月十一日

庁名　第四師団監督部

取消

土地買収之件

提出　三十一年四月　日

内務大臣へ御照会按

岡山県大庭郡徳田村外一ヶ村ニ於テ、民有地反別弐千百八拾弐町七反五畝廿八歩、軍馬補充部牧場用地トシテ必要ニ付、買収、当省へ受領致度、於貴省差支無之候ハヽ、地種組替方至急其筋へ訓令相成度、書類・図面相添へ此段照会候也、

追而当該県回答、近書之件履行候条、此段申添候也、

陸軍省送達 送甲第九三三号

四月十三日

一‐三〔軍馬補充部牧場用地地種組替方の件〕

内務省 卅一年四月十三日 軍第一〇弐号

陸軍省送達 送甲第九三三号

岡山県大庭郡徳田村外一ヶ村ニ於テ、民有地反別弐千百八拾弐町七反五畝廿八歩、軍馬補充部牧場用地トシテ必要ニ付、買収、当省へ受領致度、於貴省差支無之候ハヽ、地種組替方至急其筋へ訓令相成度、書類・図面相添へ此段照会候也、

明治三十一年四月十三日

陸軍大臣子爵桂太郎（印）

内務大臣子爵芳川顯正殿

追而当該県回答、近書之件履行候条、此段申添候也、

「（下札）

経三

十二月十五日

御申出ニ依リ、本照会及返還候也、

明治三十一年十二月十四日

内務大臣官房文書課長

陸軍省御中

」